

上海要覽

增改訂
補

1939

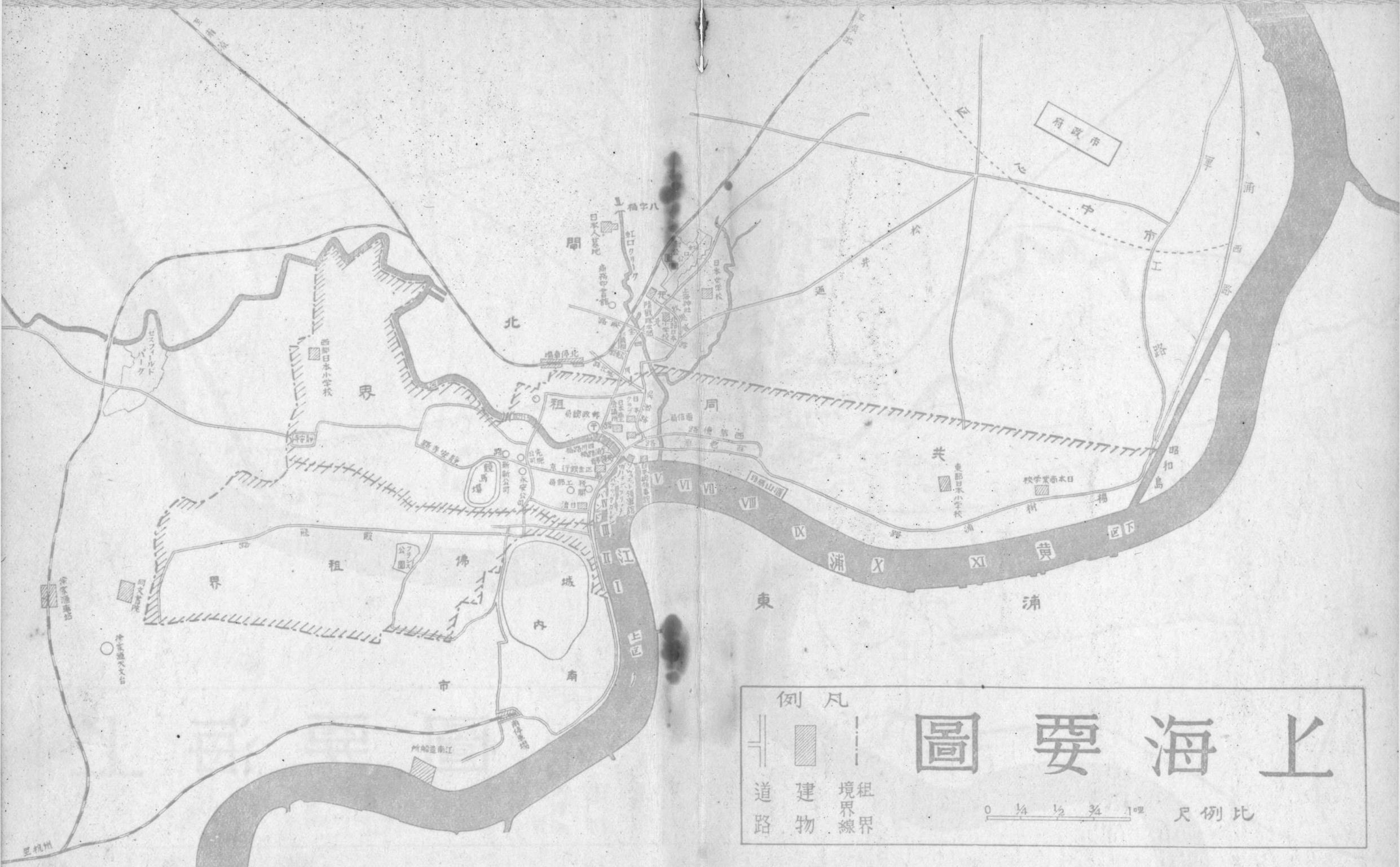
上海日本商工會議所



上海要圖

例凡
道路 建物 界界
租

0 1/4 1/2 3/4 1哩 比例尺



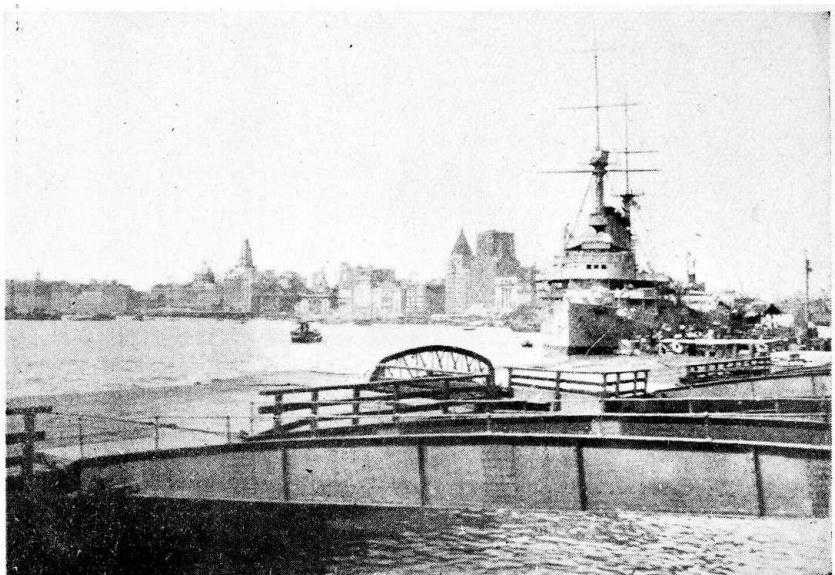
覽要海上

版訂改年四十和昭

所議會工商本日海上

事變以來、上海の事態は著しい變化を遂げて、もはや戰前の案内書の類をもつて律することは不可能になつた。而して最近中支方面の政治、經濟に對する關心が頓に旺んになつたことから、自然、上海に關する概念を得たいといふ人が仲々多い。この事情に鑑み、先き頃、當會議所の舊刊『上海概覽』を改訂し、『上海要覽』を上梓したが、極めて不充分なるものであつたに拘らず、月餘にして品切れとなつた。依つて一層の改訂増補を試み、茲に新版を出すこととした。勿論、その出來上つた結果は、現下刻々の變化を描き出す上に、決して満足すべきものとは云ひ難いが、錯綜せる上海の現勢を知る上に多少とも役立つならば、甚だ幸ひである。

昭和十四年八月（八・一三記念日を前に）



『雲出』艦旗るす睨睥を界租



路京南の前年十九



路京南の日今



デツリブ・ンデーガの前年十七



デツリブ・ンデーガの在現

序にかへて

上海の經濟文化

上海日本商工會議所
理事 經濟學博士 杉 村 廣 藏

一、支那資本の逃避

租界を中心とした上海の經濟が第三國人の資本的活動に左右されてゐることは争ひやうもない事實だが、そこに蓄積された支那の民族資本（あまりいゝ表現とは思はれないが流行にしたがつて）の効果を輕視すべきではないだらうと思ふ。これまでこの支那人資本の importance を殆んど無視するところから、上海の繁榮をただ外國權益のあらはれであるかのやうに思ひ込むことにもなつたのだ。第三國人の資本家的活動がなかつたら、今日の上海は出來上らなかつたらうといふことに異存はないが、上海の經濟文化を築き上げた有力な因子として、支那人の蓄積資本を輕視することは、どうも少からず見當違ひのやうだ。

支那人資本による企業として公然知られてゐる若干の大規模經營のことはしばらく措くとして、外國權益の旗をかゝげた支那人資本なるものが相當の額に上るだらうといふことは、おそらく「公然の秘密」に屬するといつてよい。五十年、七十年の間、怜俐な支那人が外國人相手の商賣をして、利を收めなかつた筈はない。外國資本の搾取振りが

いかに辛辣をきはめたものであつたにせよ、それで閉口たれて何の分前ももたぬやうな間抜けは支那人にはゐなかつたらう。だから第三國人の資本も元入れした當時とは雲泥の差を思はしめるほど、上海で肥えることになつたであらうが、支那人側も十分賑はされて來てゐたと見るべきである。

これらの支那人所有の資本は治安上の理由からも、經濟上の收益のためにも、上海租界に蓄積して置く方が有利であつたから、どこにも散らされずに、雪だるまのやうに肥つて行つたものと推定することは可能である。かやうに資本のはたらく場所が出來上つてからは、支那人が上海以外の地でためこんだ財産をも、上海で利殖する傾向を馴致したといふことも亦當然の歸結である。即ち支那の民族資本の逃避地として、上海がえらばれて、租界經濟はいよいよ繁榮することになつたのである。いひかへれば、支那人は上海の租界經濟をいはば貯蓄銀行に見立てゝ、蟻が獲物を巣に運ぶやうに資本を蓄積して來たのだ。自ら資本を運用して生産事業をやらうとするよりは、寧ろ出來上つた資本家の經營に參加する事に興味を感じた彼らの打算は、企業投資の本である貯蓄を引受けた觀がある。それで、今度の事變で、上海は一層貯蓄銀行あるひは信託會社の役割をさせられてゐるので、なかには所有主の行方がわからなくなつてゐる財産が、相當多額に上つてゐるものと認められてゐる。すなはち不在資本家が、戰爭の爲どこへ行つたかわからぬ、生きてゐるのか、死んでしまつたのか、消息不明のため所有關係の曖昧な土地建物あるひは預金、出資金などがなか／＼少くないらしい。香港あたりにかくれてゐるかもしけないが、あらはれ出るまではわからない。銀行や土地會社の外、辯護士なども財産の管理を託されてゐるといふことだが、たとへば日本人に貸してゐた住宅などに

ついても、不在家主があらはれて来てさまぐの混雑が生じ、また管理を託された側においてあまり香しくない仕方をやつたりしてゐる例がある。

一、租界の繁榮

舊英租界やフランス租界は、支那の民族資本にとつて逃避の場所となつてゐるし、それ自ら必ずしも統一的な主権的支配があるわけではない。支那人も、第三國人も、みな資本を主としたいはば財の經濟の世界なのである。お互に自己の資本の増殖をはかるための共同施設として、上海經濟を便利本位に考へてゐると見てよい。だから之を一定の主體が自己權益を主張する團體的存在のやうに考へることは間違ひだといはねばならない。實際、資本活動の一團として見るべきで、行政上あるひは政治上の構成として考ふべき理由に乏しいのである。

日本内地から來られる視察者たちが、やゝもすれば「租界」を目の仇のやうにして、敵國視する傾向がつよい。もちろん今日の情勢において抗日テロの策源地たらしめてゐる租界當局の態度に對しては、日本人として許容しがたきものを感ぜざるを得ないが、もともと資本的權益の守護以上に多くを望んでゐない行政機構であることから推して考へるならば、或はその腑甲斐なさを憤ることすらも當らぬものであるかもしれないのだ。それ故に放置してよろしいといふことには勿論ならない。

敢へて吾々が日本の政治的實力を上海の上に反映せしむるに足るべき處置をとらなくてはならないが、彼らが積極的に日本の政治的建設に協力しないから怪しからんと敦園くことは、必要以上に彼らのもたざるもの、爲し得ざると

ころを要求してゐるかと思ふ。ただその場合、「租界」を吾々の實力下に置かうとするとき、租界の經濟的繁榮をも逃さないやうにすることは重要問題であらう。もともと支那人の民族資本が外國權益に便乗したり、第三國人の資本利用が行はれたりしてゐるのが「租界」の實體であつて、最近はまた一層支那人の經濟力が治安上の理由から租界に籠詰めになつてゐるので賑ひを呈してゐるわけであらうから、對租界工作にあたつて、この繁榮をも日本の實力下に接收しようといふためにはやはり毒をもつて毒を制する仕組が必要なのではないか。

「租界」の全地域を日本の警備區域に收めるとして、其地域が火の消えたやうにならぬためには、現下の經濟文化の生命をたつことを避けなければなるまい。もし租界々々といつてやかましくいつてゐる人たちが、手を濡らさずに租界の繁榮をとらへることが出来ると考へたら、それは余りに虫がよすぎるだらう。經濟文化の掌握は、所謂馬上にこれを爲し上げがたいものがある。資本の蓄積と利用とによつて導き出された文化的形態を自家樂籠中のものたらしめんとすれば、勢ひ資本的實力を行使するのが最も捷徑といはねばならない。もとより抗日テロの策源地は抜本的にたたきつける必要があるが、若干のテロ行爲を封するために、角を矯めんとして牛を殺してしまふやうな、豫期せざる結果を招來しない用意を必要としよう。吾々は經濟文化の保持について周密の手配をなすことなくして、性急に國際政治的動機のみによつて上海の事態を判定し、對策を講ずることの實情に合はざる所以を知るべきである。

三、組織なき組織體

由來支那の經濟については、數字をあげて説くことは非常にむづかしいものとされてゐる。それだけに數額をもつ

て經濟事情を説明することに、また説明されることに多くの魅力を感じるものらしい。誰もが信じないが何人も信じたがつてゐるのだ。だから、たとへば海外から支那本國へのいはゆる華僑送金については昨年は二億といひ、また六億といふやうな計數が出て来る。ある人のいふところに對して、他の人はその三倍額を見積つてゐるのである。これでは數で考へる場合らしくないこと夥しいではないか。この調子で、得意げに捲したてる經濟通のいかに多いことか。實際の調べはかくかくだが、自分の見るところではこれ以上に約一千萬圓はあると思ふ、といふやうな數値をもつて假裝した確信の披瀝が氾濫してゐる。聞いてゐるとなか／＼愛嬌がある。いはば勘を語るのである。

しかし此勘の中にも決して馬鹿に出来ない良質のものがある。たとへば前に言つた支那人資本が外國權益の名をもつた某土地會社にどの位入つてゐるかといふ問題に對して、マア五、六割かなといふのが、あるエキスパートの勘であつたが、いろいろ推計をして見た舉句に五割五分といふ數を得たといふ例がある。この五割五分といふ數値は、果して勘を豫想に入れずになされたものか、勘を裏づけるために爲された程度のものであつたか、疑問の余地があるにある。しかし問題は勘を不正確なものとし、數字で示された統計類を確なものと考へる見解そのもののうちに横つてゐるのであらう。だから勘でやることの好きな人は上海に來て見るのがよく、また數字を頼りにする人も上海の經濟を一つ手がけて見てほしいものである。

上海の人口は三百五十萬といひ、五百萬といつてゐる。在留邦人の數は三萬六千といふのが領事館への届出で、未だ届けてゐない人數は略ぼ一萬だらうと推測する人がある。萬事がこの調子で表向きはこれだけで、蔭はかうといふ

やうに甚だ余裕がある。一を聞いて十を知る底の察しが必要になつて来るであらうし、表面ではいつも一だけ位しか明白にならぬのだといつてよい。たとへば上海に集散する物資に關して別に據るべき程の統計はない。また海關の統計などは上海での徵稅のためのもので、貨物がどの港から來たか、またどこの港に仕向けられるかは、統計材料があつても一切集計をさせずにつけて置く始末である。

國の貿易政策を考へようといふ事になれば、自ら稅關統計に對する要求も變つて來るが、海關は支那經濟から一應獨立した存在であるだけに、直接稅收にかゝはらぬ國策的努力は、すてゝかへりみない。他國ならば當然全體的な見透しを與へる筈の機關さへ、支那ではこれをやつてくれてないので。よくもかうまでバラバラだと感心させられる程だが、其の間にはまた組織なき組織がはたらいてゐる。さきごろも工部局が、一部の米屋さんたちにせがまれて米の輸出を認めたとき、江海關では、上海の食糧不安をもち來すとの理由で積出しを拒否したといふやうな例もある。租界生活の保全に任ずる筈の工部局の手抜かりを海關がしめくづたかたちでもあるが、互に豫め下打ち合せがしてあつた結果かどうか、そこ迄はわかりかねる。(昭和十四年三月十日——十一日、東京朝日新聞所載)

目 次

總 説

第一部 上海の地勢

- | | |
|-------------|---|
| 第一章 地勢及び地質 | 四 |
| 第二章 揚子江と黃浦江 | 五 |

- | | |
|------------|---|
| 第三章 氣象及び氣候 | 八 |
|------------|---|

第二部 上海の市勢

- | | |
|------------|---|
| 第一章 人口及び面積 | 三 |
|------------|---|

- | | |
|-----------|---|
| 第二章 上海の行政 | 四 |
|-----------|---|

第一節 共同租界

- | | |
|-----------|---|
| 第二節 佛蘭西租界 | 六 |
|-----------|---|

第三節 上海特別市

七

第二部 公共施設及び機關

第一章 公共事業

第一節 交通機關

第二節 電氣事業

第三節 水道事業

第四節 瓦斯事業

第五節 電話、通信

第六節 電療施設

第二章 公園

第三章 公園

第四章 教育機關

第五章 各國領事館

第六章 各國商工會議所

第七章 新聞、雜誌

第四部 上海の經濟

第一章 上海港

第十節 上海港の地位	七五
第十一節 上海港	七六
第三節 船舶出入狀況	七九
第四節 事變後の海運	八一
第二章 上海海關	
第一節 沿革	八三
第二節 海關接收	八四
第三節 海關組織	八五
第四節 海關金單位	八六
第三章 上海の貿易	
第一節 上海貿易の變遷	一〇四
第二節 事變後の上海貿易	一〇五
第三節 上海貿易と列國	一〇六
第四節 商品別輸出入量	一一四
第四章 金融	
一五	

第一節 支那貨幣史	一五
第二節 上海の金融機關	二六
第三節 國府の金融對策	二七
第四節 上海の爲替市場	二八
第五章 産業	
第一節 上海の工業	一四〇
第二節 事變の影響	一四一
第三節 日本人工場の復興狀況	一四二
第四節 日本人商社の現勢	一四三
第五節 中支那振興會社及び日支合辦會社	一五〇
第六章 上海の物價	
第一節 上海の卸賣物價	一五七
第二節 生計費の昂騰	一五八
第三節 勞働賃銀	一五九
第四節 事變後的小賣物價	一六〇

第五部 上海に在留日本人

一、上海神社	一四
二、上海事變と支那事變	一五
三、在留日本人の人口	一六
四、上海日本總領事館	一七
五、上海居留民團	一八
六、興亞院華中連絡部	一九
七、其の他諸機關	二〇
八、戰跡巡り	二一
九、大上海都市計劃	二二

附 上海共同租界土地章程及同附則

總 説

上海はこれを地理的にいふならば揚子江の支流である黃浦江の北岸に沿ふ都市で、揚子江を溯江すること約四十一哩にして黃浦江との合流點(吳淞)に達し、更にこゝから黃浦江を溯ること約十三哩、即ち北緯三一度四、東經一二一度五の地點を中心として長さ十哩餘に亘る大都市である。

上海は今を去る八百六十餘年前、既に宋の時代から大陸の門戸として誕生し、元代に縣城となり、明末には外寇を防ぐための要鎮として城壁が築かれた。抑々、上海が江南第一の要港として急激な發展を見るに至つたのは、元の時代に於ける海運の發達に負ふところが多く、當時上海から北京に運ばれる米は毎年百萬石乃至二百九十萬石、これに要する船舶が三千隻に達したと傳へられる。而してこの頃の上海の人口は文献によれば戸六百餘里とあり、一里は二十五戸であるから、約一萬五千戸。假りに一戸を五人平均とすれば七萬五千人となる勘定である。しかし乍ら上海が國際的に重要性を持つに至つたのは、いふ迄もなく一八四二年八月の南京條約締結後のことである。次いで約二十年後に起つた太平の亂に際して支那の民衆が難を上海租界に避けたことが上海の發展に一大刺戟を與へた。爾來對外的には外國人、特に英國人の權益伸長の地盤として、對外貿易並びに外國人の投資が年々増加

して行つた。また國內的にも變亂の起る毎に、上海租界の安全を頼つて移住する支那民衆が増加し、從つて彼等の上海への資本逃避も逐年累加して行つたのである。

斯くして上海は今や人口三百五十萬を有し、その貿易額は事變前の一九三六年に於いて輸出入總額九億一千七百萬元（一九三八年は事變のため激減し總計四億九千百餘萬元）の多額に達し、支那全國貿易額の五五・五%（一九三八年は約三〇%）を占めるに至つた。また金融方面では支那側銀行の資本總額は約三億元に上り全支那の六二・八五%を占めてゐる。其の他各種工業について見ても全支近代工場二千四百餘のうち、その半ばが上海附近に集中してゐる現狀である。

上海が何故此の如く國際的かつ國內的に長足の發展を遂げるに至つたかといふに、その原因は次の二點にある。即ち

(一) 地理的條件の良好

(二) 租界制度の存在

である。右の地理的條件とは主として交通上の利便である。即ち對外的には全支那の中央門戶たる位置にあつて、北に南に東に世界の要地に向つて直航し得ること、更に對內的には支那經濟の脊椎たる揚子江の入口に位して中支六省、三千哩に亘る物資輸送線の咽喉部に位して居り、又揚子江三角洲

の要所にある爲、此の三角地帶内の各地との水陸の便がよいことである。尙其の他に黃浦江その物が水量多く、蜿曲宜しきを得て、大小船舶の往來輻輳に至便であることも、上海發展の大なる原因の一つとなつてゐる。

次に上海が近年急速の發達を遂げた第二の原因として租界制度がある。この租界制度は二つの意味に於いて上海の發展に貢獻してゐる。一は對外的であり、他は對内的である。對外的とはいふまでもなく外國人との關係で、即ち外國人は上海に租界があるため、其の生命財産の安全を確保し、従つて諸外國の貿易業者を始め、金融業者、商工業者等も上海に足場を置いて對支進出を劃策實行して來たのである。又對内的とは支那人と租界との關係を指すのであり、支那人は租界の治安を信賴して年々こゝに移住する者が増加し、財產も亦租界内に移すことに努め、支那に内亂の起る毎にこの氣運に拍車をかけて來たのである。而してこの傾向は特に今次の事變に際して如實に實證された。

以上は最近に至るまでの上海の概觀である。しかしながら今日見る上海は閘北及びその附近一帯が戰禍による被害が甚大であつたため、昔日の面影は見られないが、今や日支人官民を打つて一丸とする新東亞の建設運動は着々として進展して居り、上海の更生も必らずや近き將來に實現するものと信ずるのである。

第一部 上海の地勢

第一章 地勢及び地質

支那の古い文献によると

『上海は江蘇省の東南にあり、東は大海に臨み、西は蘇松に接す。南は黃浦江を瞰し、北は長江を枕にす。山陵湖泊なく、唯一望の平野。沃土數百支里。黃浦、吳淞（蘇州河）の兩江が縱横に交錯し、古來澤國の稱がある。附近一帶は揚子江が押流した泥砂の冲積して成つた江南三角洲の一部であり、従つて土壤肥沃、物產豐饒。交通の便利、戸口の殷盛、全國に冠たるものがある』と錄されてゐる。

上海全市の地勢は極めて平坦で、僅かに蘇州、江陰に至る方面が稍や高くなつてゐるに過ぎない。今假りに吳淞の水位を基準（零點）として測量するならば、蘇州及び太湖の沿岸一帶は十三呎、江陰は十四呎で、上海全市の高度は平均十二呎半となる。

次に上海の土質は冲積土であり、殆んど岩石の露出するところは認められない程である。冲積土は

砂層と粘土層とが重なつて形成されたものであるが、今日浦東の一部、吳淞砲台の附近に砂層が露出してゐる外は、至るところ褐色の粘土で蔽はれ、その厚さは不平均ながら六十呎から百二十呎であるといはれる。しかしてこの冲積土は遙か西藏の奥から、自然の力により剝落した泥土が水流によつて運ばれ、これに沿岸の泥土を加へて沈積したものである。なほ揚子江が毎年運んで來る物質は總量六億噸以上といはれ、そのうち溶解し得ないものが沈積して江南に一大三角洲を形成したもので、その面積二億五千萬平方哩、杭州から鎮江に至る一直線以東の地は悉くその範圍内にあるといふことが出来る。崇明島は即ちこの冲積土の集積して出來た島に外ならない。

第一章 揚子江と黃浦江

揚子江 揚子江の源をたづねると、はるか西藏の奥チャンタ高原に逆上ることが出来る。この水源地から吳淞東沙に至る揚子江の全長は三千百二哩に達し、世界で第四番目の長流である。通常これを源流及び上、中、下流に分ち、水源地より四川省叙州府まで（一、五〇〇哩）を源流、叙州府より宜昌まで（六〇〇哩）を上流、宜昌より江西省九江まで（五一二哩）を中流、九江より河口まで（四九〇哩）を下流と呼ぶ。以つてその長さを推して知るべきである。次ぎに河幅は三峽の險（重慶、宜昌間）では一

千呎、宜昌では三千呎、漢口では四千三百呎、九江より吳淞東沙までは五千呎乃至八千呎となつてゐる。更に水の落差即ち水面の勾配を示せば

宜昌、漢口間

一哩に付き

三・六吋

漢口、九江間

同

二・六吋

九江、吳淞間

同

二・七吋

となつて居り、従つて水流の速さは中流では稀に八節に達する處があるが、大體冬季は三節、夏季は六節位で、また下流では冬季一節乃至二節、夏季には六節に達することもある。

揚子江は毎年七、八、九月を増水季とし、一、二月を最低季とするが、季節による水面の高低の差を見るに、重慶では百呎以上、宜昌では三十呎乃至五十呎、漢口では四十呎、九江では三十五呎、蕪湖では二十四呎強といつた工合である。また一方潮の干満の影響をうける範囲も従つて廣く、河口より約二百八十哩上流の舊縣にまで及び、鎮江では干潮、滿潮による水面高低の差は、二呎といはれてゐる。

以上によつて揚子江の規模は略々察知し得るのであるが、更にその水運の便に至つては網の目の如き支流をも併せて恐らく世界一といはれる。いま本支流を合して船を通じ得る哩數を見るに、汽船は

一千五百哩、小蒸氣船は三千五百哩、民船は八千四百哩といつた有様で、至るところ船の通じないところはないといつてもよい位である。今日漢口までは減水季に於いてすら四千噸級の汽船は溯航し得るし、増水季ならば一萬噸内外の汽船は樂に進め得る状態である。

黃浦江 次ぎに黃浦江は灘山湖に源を發し、上海全市を貫流して揚子江に注ぎ、長さ七十餘哩。水路の幅員は江口に於いて二千呎に上り、上海港に到る迄の最も狭い所ですら一千呎以上を有し、最大減水時ですら水深二十呎を保つてゐる。

黃浦江の満潮時は大潮の場合は最低水深より十三呎、最小潮の場合でも五呎高くなり、普通八呎位の上げ下げと見られてゐる。大潮時は潮流は強く、上海より黃浦江々口迄の潮の速度は約三節と云はれる。また上海港内の流れは激流時に逆流を生ずる浦東ポイントを除いては概して緩やかであるとのことである。

其他の河流 なほこの他に蘇州河(吳淞江)蘊藻浜(吳淞クリーク)など三十數個の大小河川が上海を貫流してゐる。蘇州河は太湖より發し蒲淞區、法華區、真茹區、彭浦區、閘北區、共同租界を經て黃浦江に注ぎ、蘊藻浜は嘉定縣封家浜より發し大場區、楊行區、殷行區、吳淞區を經てこれまで黃浦江に流入す。

第三章 氣象及び天候

上海は普通溫帶の區域内にあるとされて居るが、氣象學上からは亞熱帶區域に入つてゐる。春の氣候は概して溫和で、東風及び南風が吹き、曇天の日が多く降雨も亦多い。從つて揚子江一帶はとりわけ霧が深い。夏は六月の半ばから始まつて九月中旬まで續き、七、八兩月が最も暑熱を感ずる。秋は天高く氣は澄み比較的長い。冬は十二月から翌年の二月に及ぶ。相當強い西北風が吹き、三、四日間續くことがあるが、南風が吹くときは溫暖である。

氣壓

徐家匯氣象台の觀測による過去六十二年間の上海に於ける平均氣壓は次の如くである。

上海各月平均氣壓（單位ミリメートル）

月別	平 均	最 高	最 低
一 月	七七〇・三	七八三・四	七五二・六
二 月	七六八・九	七八一・四	七四九・六
三 月	七六六・三	七八八・四	七四二・三
四 月	七六二・一	七七七・一	七四七・二
五 月	七五八・九	七七〇・一	七四四・四
六 月	七五五・一	七六五・八	七四三・五

調査による	八	九	十	十一	十二	年	月	月	月	月	月	月
氣溫						平						
上	左					均						

上海各月平均氣溫
(單位攝氏度)

八月	九三一・七	七六二・一
七月	七三三・九	七六三・九
六月	七三八・三	七六九・三
五月	七五三・七	七七五・〇
四月	七八〇・五	七八四・四
三月	七五三・五	七八四・四
二月	七六九・九	七八四・四
一月	七六八・一	七八四・四
十二月	七六四・七	七八四・四
十一月	七五三・五	七八四・四
十月	七五九・五	七八四・四
九月	七五四・七	七八四・四
八月	九三一・七	七八四・四
七月	七三三・九	七八四・四
六月	七三八・三	七八四・四
五月	七五三・七	七八四・四
四月	七八〇・五	七八四・四
三月	七五三・五	七八四・四
二月	七六九・九	七八四・四
一月	七六八・一	七八四・四
十二月	七六四・七	七八四・四
十一月	七五三・五	七八四・四
十月	七五九・五	七八四・四
九月	七五四・七	七八四・四
八月	九三一・七	七八四・四

六五四三二一月
月月月月月月別

平均一八三●一四●一二一七●九五三一八●六九一三●〇一

零下
一〇一
最低

最 高

七 月	二六・九五	一五・九	三八・九
八 月	二六・九六	一六・一	三九・四
九 月	二三・七九	六・八	三七・七
十 月	一七・三八	一・一	三三・一
十一 月	一一・一九	零下	二九・八
十二 月	五・六七	同	二四・一
年 平 均	一五・一二	一一・一	三三・五

なほ過去に於ける最高記録は一九三四年七月十二日の四〇度二(華氏一〇四度四)で、これに對する最低記録は一八八九年一月十九日零下一二度一(華氏一〇度二)であつた。

濕度 每年六月中に於ける濕度が最も高いが、これはその時期に太平洋から水分を含んだ風をもたらすためである。これと反対に冬は空氣が乾燥し、十一月及び十二月が最も濕度が少ない。一年中を通じた各月絶對濕度(水蒸氣と乾燥空氣量の比)及び相對濕度(空氣中に含む水蒸氣量と同濕度の時の飽和蒸氣量の比を百分數によつて表はしたもの)を示せば次の如くである。

上海各月絶對濕度及び相對濕度(單位度)

月別
一月

絶對濕度
〇・〇〇六〇七

相對濕度
七八・三

二	○、○○六四六	七八・六
三	○、○○八三一	七八・三
四	○、○一一二一	七九・二
五	○、○一六九六	七九・四
六	○、○一三六四	八四・二
七	○、○三〇一五	八四・一
八	○、○三〇〇一	
九	○、○一三九七	
十	○、○一五四五	
十一	○、○一〇三八	八三・〇
十二	○、○〇七一三	七九・〇
平 均	○、○一五八一	七六・三
		八〇・二

颶風

上海地方の風は九月から三月にかけて北風が最も多く、十二月は西北及び東北風、四月から八月迄は東南の風が多く、一年を通じては北風及び東北風が多い。颶風は毎年數回上海を見舞ふが、大した損害は無い程度である。發生地は多く比島の東方又は東南で、此の附近に生じた低氣壓が三日乃至五日後に當地を襲來するのが普通である。西北に進行して支那海を経て安南方面に至るものと、西北から東北に轉じ支那海岸から日本方面に走るものがある。颶風發生の時期は夏の末から秋の初め

に多く、支那海岸に襲來して上海一帯を荒れ廻ることがある。當地の風速最高レコードは一時間一〇七糸、外洋では一五〇糸で、此の程度の颶風は約五年毎に一回現はれる。

雨量 上海の雨量は比較的多い方である。全年の平均は一四三・七ミリで、一年を通じ六月が最も多く、十二月が最も少ない。これは六月はいはゆる梅雨期であるからである。降雨日數の全年平均は一三二日で、過去の記録によれば一年を通じ最も降雨日數の多かつたのは一六七日、最も少なかつたのは九四日であつた。

雪 上海の降雪は毎年平均六、七回内外で、全々降雪を見ない年もあり、また多い年は十數回に及ぶこともある。過去の記録では一九三〇年の十月十九日に降雪があつたこともある。

第二部 上海の市勢

第一章 人口及び面積

人口 上海の人口に就いて最近の數字を得ることは極めて困難であるが、通常約三百五十萬と稱されて居り、一九三九年版のチャイナ・イヤブック（一九三六年調査）によれば上海の總人口は三、四八五、九九八となつてゐる。このうち外國人が約七萬餘、これを國籍別に見ると五十ヶ國に近い各國人の寄合世帶で、最も多いのは日本人である。一九三九年六月一日現在に於ける日本總領事館の調査による在留邦人の數は四四、八五一人で同年一月に比し僅か半年の間に六、九八〇人を増加してゐる。次ぎがロシア人（主として白系露人）の一四、八四五人、英國人の九、六〇三人、米國人の三、八〇八人といつた順序である。なほ最近の傾向として歐洲方面からのユダヤ人の移住は引續き旺盛であり、一方支那人の移動もまた夜に日を次いで行はれ、從つて事變後に於ける租界内外の人種別分布狀況に關して、適確な數字を得ることは殆んど不可能の状態である。

面積 上海の面積は八九三平方糠で、そのうち共同租界は一八四六年の協定により最初の境界が區

劃されて以來、幾度か擴張せられ現在は一一一・六平方糺である。佛蘭西租界は面積一〇・一平方糺を有し、その他は上海特別市政府治下の支那側區域で、その廣さは八六〇平方糺の廣大な地域に及んでゐる。

第一章 上海の行政

上海は共同租界と佛蘭西租界及び上海特別市の三つの行政區域によつて區分され、しかもこの地域は相互に獨立し、獨自の法規の下に、別個の行政機關によつて支配されてゐる。

第一節 共同租界 (The Shanghai International Settlement)

沿革 抑々上海に於いて外國租界開設の先鞭をつけたのは英國である。即ち英國は阿片戰爭後の一八四二年、南京條約によつて廣東、廈門、福州、寧波の諸港と共に上海の開港を約さしめ、英國人はこれらの港に於いて居住することを許された。上海でも今から九十四年前の一八四五五年十一月、英國初代領事バルフォア (George Balfour) と上海道臺宮慕久との間に折衝を重ねた結果、『英國人が支那人地主より土地を取得し得る地域』を別に設けるといふ取極めに成功した。これがいはゆる『土地章程』

(Land Regulation) と稱られるもので、この地域が即ち現在の共同租界の起りなのである。土地章程はその後數次にわたつて改訂せられたのであるが、最初の土地章程によれば、英國專管租界の範圍は『洋洋涇浜(Yang-King-Pang) の北及び李家場(Le-Kea-Chang 今の北京路) の南に該當する地區』と規定したのみで東西の境界もなく、極めて漠然たるものであつた。更にこの原始的土地区程では土地の取引はすべて英國領事館に登記し、また一般外國人が土地を取得するには英國領事の許可を要することになつてゐた。今日一部の人達が共同租界を『英租界』と誤まり稱する所以はこゝにある。その後租界當局は人口の増加に伴ひ、漸次協定の改正を行ひ、一八五四年の第二次土地区程、一八六九年の第三次土地区程を経て一八九八年に現行土地区程の改訂を見た。

これとくもに租界權限の擴充と面積の擴張が續いて行はれた。即ち一八四六年、居留外國人は租界内に於ける道路、碼頭の修築を目的とする『道路碼頭委員會』(Committee on Roads Jetties) を組織し、土木建設事業を計劃せしめた。これ今日見る租界工部局の發端をなすもので、後には土木事業に限らず、極めて廣汎な權限を有する租界行政を構成するに至つたのである。一方租界面積の擴張については一八五〇年から一八六四年にかけて起つた長髮賊の亂(太平の亂)がある。この間叛徒の將李秀成は遂に上海を侵さんとしたので、同地の外國居留民は自衛上合同して防禦に當り、指揮官の一人である

英國陸軍少佐ゴルドン(Gordon—戈登)は賊を追つて蘇州を始め各地に轉戦し連勝を博した。この際軍用道路として租界に接續する郊外に道路を敷き、いはゆる『越界道路』(External Roads)の端を開いたのであるが、これが延いては租界擴張の導線ともなつたのである。

租界發展の他の原因として、米國人の居留増加が擧げられる。一八五三年以後、蘇州河の北方地區にキリスト教宣教師を中心とする米國人居住者が次第に多く、一八五四年には米國領事館が設置せられ、さながら米國租界の觀を呈したが、未だ正式の協定もなく、默認の形であつた。しかるに長髮賊の亂を契機として、事實上の米國租界を英國租界に合併せんとする機運が擡頭し、遂に虹口、楊樹浦方面を加へて、茲に共同租界の出現を見るに至つたのである。

なほ租界は元々外國人の専用地區として支那人の居住を禁止してゐたのであるが、先の長髮賊の亂に際して支那人の租界内への避難を認めたことから、意外にもこれが租界繁榮の基礎を築いたことも忘れてはならない。

範圍 共同租界の區域は前にも記した如く最初は極めて曖昧なものであつたのであるが、一八六三年舊英、米租界合併の年に始めておほよその境界は定めたものゝ、今日の如く明瞭に區劃されたのは一八九九年のことである。時の兩江總督劉坤一は工部局の要求を容れて地域の擴張並びに同年四月六

日發布された新土地章程を認め、共同租界參事會議長との間に圖面を交換し、こゝに境界石を樹立て始めて嚴然たる境界線が決定されたのである。その地域を略述すれば東は黃浦江が自然の境界をなし、北は楊樹浦東端に於いてこれに連る百呎幅運河の南端より運河に沿ひ、北に約三分の二哩の地點より虹口嘉興路橋の附近に至る一直線を引き、更に靶子路と北四川路の交叉點附近に至り、それより上海驛前を過ぎ、上海第一特區地方法院の背後を迂廻して蘇州河に出で、この河に沿つて上流に至り小沙渡路との交叉點附近に至る。西はこの交叉點附近より膠州路に出て、更にジエスフィールド路と福熙路、愛多亞路を経て再び黃浦江に出づる線に圍まれる部分なのである。

この共同租界は上海の最も重要な繁華の地域を包括するもので、舊英租界のバンド及び南京路一帯は各國の商館、銀行等が櫛比し所謂ビジネス・センターを形成してゐる。また蘇州河北側の舊米租界は通常虹口と呼び、日本人の最も多く居住する所であり、殆んど日本人町の感がある。

行政組織 共同租界の憲法に當るものは現在『土地章程』と呼ばれるものがそれである。これを特に土地章程と呼んだ現由は租界創設の當初にあつては、土地が最大の要件であり、土地に關する根本原則即ち憲法であつたからである。この土地章程には同時に附則が制定實施され、參事會員選舉、交通、衛生、建築等に關する諸細則があるが、その制定は何れも參事會の權限となつてゐる。

一、納稅者の地位及び權限

納稅者は土地章程第十九條の『選舉權及び被選舉權』による資格を有するもので、左の資格を備へた納稅者は參事會員を選舉し、また年度納稅者大會に出席し得るのである。

(一) 年額舊銀五十兩以上の家賃を支拂ひ、これに相當する戸別課金を納むる者

(二) 戶別課金と地租の合計納入額が年額舊銀十兩以上なる者

(三) 戶別課金を納めざるも地租納入額が年額舊銀十兩以上なる者

即ち右の資格を有する納稅者のみが租界行政に關して直接參加し、發言し得るわけである。しかして毎年一回開催される總會の議決事項としては次の諸項が含まれてゐる。

(一) 諸稅率及び特許料の決定

(二) 參事會提出の收支決算の審議並に之に關する議決

(三) 參事會提出の豫算案の審議及び議決

(四) 公債の發行

(五) 土地委員一名及び公濟醫院管理委員四名の選舉

又年度大會以外に必要に應じて特別納稅者大會を開催し、土地章程及び同附則の改正、制定並に土

地委員の補充、一般市政事項の審議等をなす。而して特別納稅者大會は領事團又は領事が必要と認めるか、納稅者自身が廿五名以上の賛成を得て、領事團に召集を要請して召集されるもので、議決事項は之を大會議長から領事團に報告し、同意と認可を求めることになつてゐる。

二、參事會

參事會は共同租界の最高行政機關で、資格ある納稅者によつて毎年改選されるが、被選舉者の資格は次の通りである。

- (一) 年額舊銀千二百兩以上の家賃を支拂ひ、これに相當する一般戸別課金を納むる者
- (二) 一般戸別課金と地租の合計納入額が年額舊銀五十兩以上なる者
- (三) 戶別課金を納めざるも地租納入額が年額舊銀五十兩以上なる者

而して參事會の任務及び權限中には

- (一) 課稅の賦課、收納及び徵收
- (二) 參事會財產の繼承
- (三) 現年度の參事會收入決算書の作製並びに納稅者大會提出
- (四) 豫算の編成並びに納稅者大會提出

(五) 諸委員會の任命

その他租界行政の最高權能を有してゐる。

參事會の構成は從來は外國人のみの參事會員九名であつたが、現在では支那人を加へて十四名となつてゐる。その國籍別割當は英國人五名、米國人二名、日本人二名及び支那人五名である。參事會員は無給の名譽職であり任期一年である。外人參事會員は外人納稅者會議議員二名の推薦ある候補者に就き連記投票を以て選舉する。支那人參事會員の選舉は外人參事會員と異り、別に間接選舉を行つてゐる。即ち支那人納稅者會議議員の中から先づ八十一名を選んで『選舉人團體』を組織し、この内から支那人參事會員五名を選舉せしめ、また八十一名の三分の一を納稅者會議議員の公選に委ね、其の他は同鄉團體及び商業團體が各三分の一宛を選舉することになつてゐる。支那人參事會員たるべき被選舉資格は、租界内に五年以上居住せるものたること以外は前記の資格と同様である。

現在の共同租界行政は十四名の參事會員によつて組織せられる市參事會が主腦機關となつてゐる。市參事會には議長及び副議長を置くが、市參事會員の互選により定められる。市參事會は二週或は三週間に一回開くが、開會以外の場合における重要案件は持廻りによつて討議する。しかも參事會の討議決定すべき事項は頗る多様で性質も複雜なため、參事會の補助機關として次の如き各種委員會を設

げ事務の圓滑を期してゐる。

警備委員會

工務委員會

財政委員會

上訴委員會

衛生委員會

銓敍委員會

公用委員會

音樂委員會

交通委員會

學務委員會

華人小學教育委員會

圖書委員會

公園委員會

宣傳委員會

之等委員會の組織、權限等は凡て市參事會の定むる所に依るが、委員の數は一定せず、三、四名から七、八名であり、市參事會員が二、三名宛一組となり、各委員會に委員として參加し討議指導することになつてゐる。若し問題が發生すれば、その問題の性質に従ひ之に該當すべき委員會に於いて討議し、その決議を更に參事會に廻付して最後の決定を行ふのである。支那人委員は一九二八年支那人市參事會員の參加を許して以來、今日では各委員會を通じてその數十名以上に及んでゐる。

三、工 部 局

參事會及び各委員會が重要問題につき租界行政の最高方針を決定する機關であり、この方針に基いて日常の事務執行に當るのが『工部局』(Municipal Council)である。工部局は時に『公董局』或は『公局』とも云ひ、これを M.C. と略稱する。工部局の名稱はもと租界の行政事務が道路の修築、家屋の築

造、公園の設計等専ら土木に限られてゐたことから起つたもので、その後工部局が漸次各般の行政事務を管理する権限を持つに至つても、なほ工部局の名稱を存續せしめたものである。従つて工部局は本質的にいつて『上海共同租界政廳』と稱するのが妥當のやうである。

工部局の組織は先づ各部門の統合機關として總務局 (Secretariat) を設け、各局間の事務折衝に當たらしめてゐるが、總務局は現在總長一名、局長一名、次長三名を主體として構成されてゐる。先づ總務局總長は工部當局との諸問題の折衝に當る外、直接總務局長を指導監督する権限を有する。次ぎに總務局長は參事會の議題を準備し、その議決に從つて各局、部に命令を傳達し、一局、部に屬せざる重要な總括的事項を處理する。更に總務局次長は局長を代理し、また輔佐するのである。なほ一九三八年未現在に於ける擔當者は次の諸氏である。

總長——スター・リング・フェッセンデン(米國)

局長——ジー・ゴッドフレイ・フイリップス(英國)

次長——指宿秀彦(日本)、ティ・ダブリュ・ガップ(英國)、何德奎(支那)

今假りに工部局の行政機構を圖示すれば次の如くである。

納稅者

團事領

共同租界參會

議長

領事團裁判所

務局總長

務局總長——法務部 法務部長

務局總務局次長

義勇團・司令官

警察・警視總監 財政局・財政局長・經理部

工務局・工務局長・公道

衛生局・衛生局長・病理試驗所
化學試驗所

刑務所・刑務所長 收稅部・收稅部長

收納部

園路課
下水道課

藥濟試驗所
學校衛生部

建工課
樂器課

建築課
樂器課

防疫部
公設市場課

車輛測量課
暖房課

車輛課
暖房課

公設墓地課
游泳場監督課

音樂部・管絃樂長

圖書館・館長

教育部・教育部長
病院部(光線課)

華語研究部・部長

消防隊・隊長

各學校

右の關係を實例によつて説明するならば、例へば共同租界に一軒の料理屋を開かんとする場合、先づ許可願を財政局收稅部に提出すると、願書は直ちに總務局に送られ、總務局は風紀、治安、區域、割當等の諸點に關し警察の意見を求め、更に衛生局、消防隊、工部局の各部門にもそれゝの立場からする意見乃至調査を求めるが、右の各部門から營業許可差支へなしとの回答があれば、總務局に於いてこれら意見を取纏め、收稅部に廻附して茲に始めて許可證が下附されるのである。

四、警 備 機 關

共同租界の治安維持を一手に引受けてゐる重要な部門は警察及び義勇團である。この中警察は一九三八年未現在總員五千七百二十名の多數を擁して居り、その内譯は外人隊四百八十七名、日本隊二百七十二名、印度隊五百三十五名、支那隊四千四百二十六名である。更に租界には十四の警察署があり、中央、老闆、成都路の三警察署を A 警察區。新開、靜安寺、戈登、普陀路を B 警察區。虹口、西虹口、狄思威、嘉興路の四警察署を C 警察區。匯山、楊樹浦、榆林路の三警察署を D 警察區と稱し、區主任を置いて該區内の各署を統轄せしめてゐたが、一九三九年五月末、從來の C 區、D 區をつらねた日本人密集區域に新たに E 警察區を設定し、日本人を區長に任命することになった。區主任は又警察區係の副總監に直屬してゐる。警察の最高指揮者は警視總監で、その下に副總監及び總監補各數名が

あり、夫々の分擔範圍内にあつて總監を援けてゐる。又警視廳の各科中に特政科と稱する一分科があり、専ら排日運動その他の政治犯罪を取扱つてゐる。一九三八年初め副總監を二名に増員することに決定し、赤木親之氏が特別副總監に任命されたが、同氏の權限は日本隊の指揮監督を始め、警察行政全般に就いて直接總監と折衝となすものである。

消防隊が始めて組織されたのは一八六六年であつて、當初は工部局の管理に屬せず、専ら保險會社が經營に當つてゐた。現在の職員は外國人約六十名、支那人約六百名を以て構成して居り、租界全體を七區に分つてその任に就いてゐる。

五、司法關係

租界内に於ける司法關係は極めて復雜してゐるが、いまこれを三つに分つて考へることが出来る。

第一は領事裁判権制度に基く法廷であり、更に之は『領事法廷』及び英、米兩國特設の法廷の二種に分られる。現在租界内に領事法廷を有する國家は日本、伊太利、ベルギー、デンマーク、和蘭、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スキス、ブラジルの十一ヶ國で、日本及び伊太利の兩國は専門家たる司法官を特派して裁判に當らしめてゐるが、その他の各國は領事が兼任してゐる。英國特設の法廷は高等法院及び上訴法院で英國人が被告又は加害者となつた民事、刑事上の事件を管

轄する。米國特設の法院には米國在支法院と米國司法委員法院の二つがある。

第二は領事團裁判所である。本裁判所は一八六三年の土地章程第二十七條により、工部局を被告とする行政訴訟を審理する目的で一八八二年成立し、同時に領事團裁判所訴訟條例が制定發令された。裁判官は毎年領事團の互選によつて之を定め、その數は最初三名であつたが、一九三一年以來五名となつてゐる。各國領事の組織する一種の國際混合裁判所である。

第三は支那裁判所である。外國人の密集する上海に、領事裁判制度のみでは外國人の生命財産を保護するのに不充分であるとの見地から、一八六八年外支間に上海洋涇浜會審章程が成立し、本來支那裁判官の所管事項も外國人關係事件には、外國官憲が會審する制度即ち『會審衙門』(Mixed Court)が設立された。爾來會審衙門の外國勢力は機會ある毎に擴張されて來たが、世界大戰後支那の國權回収思想は、會審制度を支那司法權の侵害であるとし、外國側に對して會審權返還の交渉を開始した結果、一九二六年の『上海會審衙門回收暫行法程』となり、之に基いて『臨時法院』が成立し、更に一九三〇年には『滬法院協定』が締結され、現在の支那裁判所である『地方法院』(District Court)及び『高等法院分院』(Branch High Court)の出現となつたものである。そこで從來の會審衙門は廢止され支那人間の民、刑事々件及び支那人を被告とし、外國人を原告又は被害者とする民、刑事々件はその

儘該法院の管轄下に移されたのである。

六、越 界 道 路

越界道路區域 (External Roads Areas) とは土地章程第六條に基いて、工部局が租界境界外に建設した道路と、之に圍まれた地域をいふのであるが、之を次の二地域に大別することが出来る。
一、西部 共同租界の西方にあり、北は蘇州河及びピアス路を境界とし、西はモニユメント路により、南は虹桥飛行場前より東方へ虹桥路を以て區劃する地域四五、八四〇畝を云ひ、ジエスフィールド公園を有してゐる。

二、北部 共同租界の北方にあり、北四川路、寶樂安路を進み陸戰隊本部を左折して吳淞鐵道の北四川路踏切に至り、こゝから鐵道に沿ひ新公園の北を迂迴して施高塔路に至り、再び北四川路に出で狄思威路を經て嘉興路橋に至る線に圍まれた地域一、七〇〇畝を云ひ、新公園を有してゐる。

一八九九年租界が西部及び北部、東部に擴張された當時、既に越界道路の延長は約十三哩に及び、ジエスフィールド路及び徐家匯路の大部は租界外にあつた。一九〇一年末には更に虹桥路の一半及びルビコン路等約十三哩が加はり、一九一八年一月には越界道路の延長は西部に於て二五・三一四哩、北部に於て四・五五三哩、合計二九・八九三哩に達した。更に一九二四年及び二五年西部の各道路を鐵

道路路外に延長した結果、西部に於て四三〇〇五哩、北部は五〇八八哩となつた。工部局は此等の道路施設を施す一方、課税を徵收してゐる。

元來、越界道路なるものは前述の如く一八九九年租界當局と支那側が取極めを行つた當時から既に存在してゐたものであるが、その後工部局は數回に亘つてこれが地域を擴張し、今日では最早既定の事實として租界同様に取扱はれるやうになつたものである。

第一二節 佛蘭西租界 (La Concession Francaise en Changhai)

沿革

一八四二年英支間に南京條約が成立したのを機に、佛蘭西も亦右條約への參加を企てたのであるが、失敗に歸したゝめ一八四四年新に佛支條約を結び、最惠國條款によつて英國と同様上海、廣東、廈門、福州、寧波の五港に於ける通商貿易權を獲得した。次いで一八四八年上海城北門外及び徐家匯に教會堂建設の權利を獲得し、更に一八四九年佛國專管租界の設定を許されるに至つたのである。然るに一八五〇年以來、長髮賊の亂が上海にまで及ぶに至つて、英米兩國居留民の合流と共に、英佛兩租界の共同統治論も起つたが、結局佛蘭西側は當時優位の勢力を持つイギリス商人によつて佛蘭西商人の利益が無視されることを虞れ、將又佛國官憲が佛租界の獨占的支配を維持しようとする野望も

手傳つて、遂に英米兩國とは別に獨立の政權を樹立することに努めて來たのである。かくて一八五五年頃には既に佛蘭西居留民の間に道路建設、その他の公共土木事業に關する自治的組織さへも生れ、次いで一八五六年に警察制度が創設され、その翌年には地主會議が開かれて居る。而して一八六二年には行政委員會の誕生を見るに至つたが、間もなく佛國總領事と行政委員會との間に、警察權に關する權限爭ひが起り、その結果一八六八年四月十四日始めて第一次佛租界市政章程 (*Le Réglement municipal de la concession Francaise de Changhaï*) が發布せられ、これに基いて創設された工部局 (*le Corks municipal*) が現存制度の發祥をなすものである。爾來この市政章程は一九〇七年、一九〇九年、一九一五年、一九一九年、一九二六及び一九二七年と數次にわたつて改正せられ、今日に至つたのであるが、この間佛租界當局は飽くまで獨自の政權維持に狂奔し、その收入の不足は賭博、阿片、賣笑等が齎らず稅收によつて補ひつゝ、租界の發展に全力を傾注して來たものである。

範圍 租界設定當初(一八四九年)の佛蘭西租界は南は城河(現在の民國路)北は洋涇浜(現在の愛多亞路)西は朱家橋(現在の敏體尼蔭路)東は潮州會館から河に沿つて洋涇浜東角に及ぶ黃浦江岸の地區であつたのである。その後一八六一年佛蘭西人が小刀會の鎮壓に功勞があつたのを理由に十六舗一帶にまで擴張したのを手始めに、逐次一八六六年、一九〇〇年、一九一四年の各回にわたつて租界を押

し廣げ、遂に今日の如く東は黃浦江、北は共同租界、西は徐家滙、南は上海縣城を以て限界とする佛蘭西租界を形成するに至つたものである。

行政組織 佛蘭西租界の行政機關は佛國總領事及び十四名以上の工部局議員によつて構成されてゐる。この點共同租界工部局の組織と幾分似てゐるが、その權力機能に至つては全然相異なるものである。佛蘭西租界が共同租界と根本的に違ふ點は列國の共同によるものではなくして佛國專管の行政をなすところにある。従つて租界の行政上の實權は總領事に於いて保留し、租界當局は一般的統制權を行ふ執行機關ではなく、或る重要事項を權限外に置いた單なる諮詢機關である。この意味に於いて佛租界の行政は專制的な色彩が頗る濃厚であつて、特に佛國總領事の權限、董事會の組織を見ることによつて自ら判然する。

一、董 事 會

佛蘭西租界の最高行政機關であり、共同租界の參事會に該當するものは、公董局董事會 (Le Conseil Municipal) である。現行の公董局組織章程によれば董事は原則として十五名であり、其の中佛國總領事が董事となり、同時に議長となる。而して其の他の十四名中七名は佛國人であり、他の四名は佛蘭西に國籍を有する選舉人によつて選定され、残り三名は佛國總領事の任命による。殘餘の七名中四名

は一般外國人より選出し、最後の三名は支那人であり、うち二名は一九一四年四月八日の協約に基いて詮衡選出し、他の一名は佛國總領事に於いて任命する。更に總領事は佛國駐支大使を得た場合、一名或は數名の董事を任命することが出來、董事の任期は二ヶ年となつてゐる。

佛蘭西租界に於て選舉人たる資格を有するものうち年齢二十五歳以上の者は同時に董事たるの被選舉資格を有し、連記無記名の投票によつて選舉を行ふ。選舉人たるの資格は凡べての佛國人及び治外法權を有する外國人であり、年齢二十一歳以上で納稅の義務を負ひ、身分上特殊の制限を受けない者で、佛租界或はその附屬地に土地を有し、正式の地券を有するか、家屋の一部或は全部を賃借し、毎月賃借料四十兩或は五十兩以上を納むる者か、又は居住三ヶ月以上を経過し、毎月收入銀百二十五兩以上に達する者であることを要する。

支那人は從來選舉権、被選舉権とも與へられず、單に必要な時に限り佛支兩國官憲の指令によつて數名を参考人として董事會に出席せしめ得るに過ぎなかつたのであるが、一九二九年國民革命軍が上海に入城し、租界回收の意氣を見せてから佛租界當局は俄かに章程を改訂し、支那人董事三名を正式に承認することになつた。一方支那側はこの機會に乘じて別に華人納稅者會を組織し、董事の詮衡を始め、租界行政參與への政治的機關としてゐることは共同租界の場合と同様である。然し佛蘭西租界

に於いては共同租界の如く外人納稅者會議はなく、參事會が解散した場合に選舉大會を召集する規定があるが、之は單に選舉のための會合に過ぎず、また特別大會開催の規定はあるが、共同租界の納稅者會議とは全く性質を異にするものである。

董事會の議決事項は公董局の收支豫算表、稅收の定額、租稅の分配及び徵收を始め、公有財產の購入讓渡、道路及び公共場所の開設擴張、公用土地の徵收、其の他總領事より董事會に提議せる問題に至る迄租界行政の全般に及ぶものであり、共同租界の場合と同様、補助機關たる次の委員會を附設してゐる。現在之等の専門委員會には三名の支那人委員が列してゐる。工務委員會、財政委員會、教育委員會、衛生委員會、交通委員會、園藝委員會、土地委員會、釐正家屋委員會、醫院委員會。

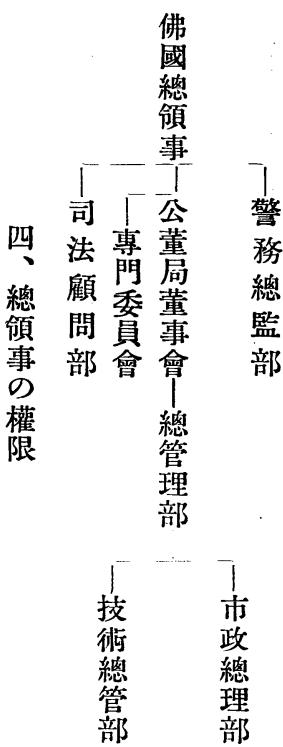
二、公董局（工部局）

公董局董事會は議決機關であると同時に執行機關を兼ね、共同租界の如く參事會と工部局が對立することがない。從つて『公董局』は『工部局』と同意義に用ひることが出来る。公董局は總領事の支配を受け、その下に總管理部を置き、總管理部は更に市政總理部及び技術總管部に區分され、各部には處科、課、股がそれゝ設けられてゐる。

三、警務總監部及び司法顧問部

公董局はその下に總管理部を置き、市政一般及び特殊技術を要する行政を統轄してゐるが、警務及び司法の兩方面は公董局の管轄から離れて總領事の直轄とし、警務總監部及び司法顧問部を設けて公董局と對等の地位に立たしめ、之等三機關は鼎立の形をなしてゐる。警務總監部の經費は公董局が負擔するが、その指揮は總領事に屬し、警務關係人員の任免は總て總領事の權限に屬する。また司法顧問部は會審衙門から變形したもので、特に總管理部の外に置かれたのは司法の獨立を意味するものと云はれてゐる。

佛租界の行政組織を圖示すれば次の如くである。



四、總領事の權限

佛蘭西租界に於ける總領事の權限は司法、行政上極めて大であつて、正に總領事の獨裁政治であるといつても過言ではない。章程上與へられた權限の主なるものを列舉すれば次の如くである。

(一) 總領事は董事であると同時に董事會の議長である(第一條、第七條)

(二) 總領事は董事の任命、董事會の召集、停會、臨時委員會の組織權を有する(第一條、第六條、
第八條)

(三) 總領事は董事會の決議に對し審理決定の權利を留保する(第十條)

(四) 總領事は必要なる場合には特別大會召集の權利を有す(第十七條)

(五) 總領事は公董局公務員に對する任免及び處罰權を有す(第十二條)

(六) 總領事は租界警察官に對する指揮並びに任免權を有す(第十三條)

(七) 總領事は租界警察規則の違反者に對しこれを審理、處罰することを得(第十四條)

(八) 總領事は租稅未納者に對する審理及び處分權を有す(第十二條)

(九) 總領事は必要と認めたる場合、租界警察、義勇隊と協力せしめるため、軍隊の出動を要求することを得。

なほ總領事の權限が右の如く頗る大である關係上、佛國政府はその直接の監督機關として駐支佛國大使をして當らしめてゐる。即ち大使は常に總領事の行動が、本國政府の外交政策と一致するか否かを監視し、總領事の重大措置につき直接本國政府に對し責任を負ふものである。兩者の關係を列記す

れば次の如し。

(一) 總領事は定數以上の董事を任命せんとするときは大使に申請し許可を仰ぐべし(第一條)

(二) 總領事は董事選舉の結果を審査決定し得るも、之を大使に報告するに非ざれば効力を發生せず

(第三條)

(三) 總領事は佛國外務大臣及び大使に報告するに非ざれば董事會の解散を命ずることを得ず。また

大使は必要ある場合には本國政府の承認を經て董事會の解散を命ずることを得(第八條)

(四) 總領事は董事會の決議案に、租界の秩序と政務に影響するものありたるとときは大使に報告、回訓を俟ちて之が發令執行を拒絶することを得(第十條)

(五) 總領事は董事會が警務總監部の經費の通過を拒絶したるとときは之を直ちに大使に報告すべし
(第十三條)

(六) 軍隊出動に關する要求、その他國際關係に重大なる影響を及ぼすべき事項については總て大使の訓令を仰ぐべきこと。

五、警備機關

佛蘭西租界の警備機關は共同租界のそれと略々同様であり、警察、義勇隊、消防隊及び佛蘭西軍隊

の任ずるところであるが、警備關係のみは公董局の所屬を離れて獨立してゐる。現在の警務總監部は總領事に直屬し、これに從事する一切の公務員は總領事の指揮、任免に歸する。本來公務員たるものには、章程によつて佛國人に限るとされてゐたが、警察事務の性質上、一般公務員として支那人、ロシ亞人、安南人を採用してゐる。

警務擔當者は現在警務總監以下總數約二千二百餘名に達し、そのうち、佛國人約百六十名、ロシア人百七十名、支那人約千四百名、安南人約五百名である。而してその組織は總監部の下に警務處及び政事治安處を置き、更に警務處は租界内六箇所に巡捕房を設け、治安の維持に當つてゐる。

消防隊（救火隊）は最初、一八六三年から一八六九年迄の間、共同租界消防機關に合同してゐたが、一九〇八年獨立し、現在の消防隊の基礎を築いたものである。公務員數は佛國人十名、ロシア人三十名、支那人百二十七名で、租界内を三區に分ちその職に當つてゐる。

義勇隊は警務總監部に隸屬し、佛國人たる隊員の外百三十餘名のロシア人部隊を擁してゐる。佛國人は無給の純粹義勇隊であるが、ロシア人は共同租界と同様給與を受けてゐる。

この外佛國軍隊の駐屯部隊は歩兵、機關銃兵、工兵、タンク、砲兵、衛生兵、輜重兵等の混成であり、その費用の一切は公董局が負擔してゐる。

六、司法權

佛蘭西租界の司法關係で特異な點は、行政訴訟に關して領事團裁判所の制度がないことである。即ち佛租界に於いてはこの種の事件は總領事の處理に屬し、また司法顧問部の存在も共同租界に見ないところである。同部は佛租界會審衙門が支那側に回収された結果創設されたもので、その職能は公董局の法律顧問であると共に檢察權を執行するにあり、司法權獨立の意味から公董局と分離して總領事に直屬する。現在の職員は佛國人四名、支那人十三名である。この外領事裁判權を有する外國人が各々その所屬の領事法廷の管轄を受けることは、共同租界の場合と同様である。又中國裁判所に就いては共同租界が一九三〇年、會審衙門を支那側に返還したのに引續き、翌一九三一年佛租界會審衙門を支那側に返還した爲、中國裁判所たる地方法院及びその上訴廷として、江蘇高等法院分院が租界内に權限を及ぼすに至つた。而して兩地方法院の名稱を區別するため、共同租界のそれを『第一特區法院』佛租界のそれを『第二特區法院』と呼んでゐる。

第二節 上海特別市

共同租界、佛國租界以外の地區を維新政府の直轄下に置き、之を上海特別市と稱してゐる。極めて

廣大な地域を占め、多數の小村落及び地方的小商業中心地から成つてゐる。こゝに居住する支那民衆は彼等の生産物を租界の大市場に賣込むことによつて生活を立て、且又その一部は租界内外の工場に職を得てゐるものもある。主なる都市區域は次の如くである。

(イ) 舊城内 佛蘭西租界の南に連り黃浦江の左岸に面して滬城或は申城と稱してゐる。周圍約四哩で、昔城壁と共に大庚、小東、大南、小南、西門、老北、新北の七城門を有してゐたが、現在は城壁を撤廢して租界から直ちに通ずる様になつてゐる。本區は支那舊來の城内の趣を存し、街路狭く、幾多の象牙細工、玉器、骨董、雜貨店等があり、雜踏を極めてゐる。

(ロ) 浦東 黃浦江の東岸にあり、南は白蓮涇港から北は楊樹浦路の周家嘴對岸に至る地區である。延長四哩、江畔には各國汽船會社の碼頭、倉庫、棧橋及び紡績其他の工場があり、楊樹浦方面と共に工場地帶をなしてゐる。

(ハ) 閘北 北閘、新閘一帶を通稱するもので、蘇州河に沿ひ北は寶山縣、南は共同租界に接してゐる。從前は荒涼たる地であつたが、上海の發達に伴ひ漸次繁榮を加へ、殊に住宅地としての發展著しく、邦人の此の方面に居住する者も多かつたが、今事變の戰禍により大部分は破壊された。

(ニ) 南市 十六浦以北を北市といひ、以南を南市と呼ぶ。南市は城内の南に當り、黃浦江左岸に位

し奥地との商業に殷賑な水運の中心を成し、外馬路、裡馬路の二大馬路は城内と黃浦江の間を南北に走り、各會社の碼頭、倉庫及び人參、藥材、人桂、水果子、魚類、家畜類の問屋が多い。

(ホ)西區 高昌廟、桂墅里方面から徐家匯一帶の地を西區と稱し、高昌廟附近には江南機器局があり、軍事上の要地として知られ、徐家匯は天文台、カトリック教會等を以つて知られてゐる。東亞同文書院、南洋大學、復旦大學等があつたが、事變のため殆んど廢墟となつてゐる。

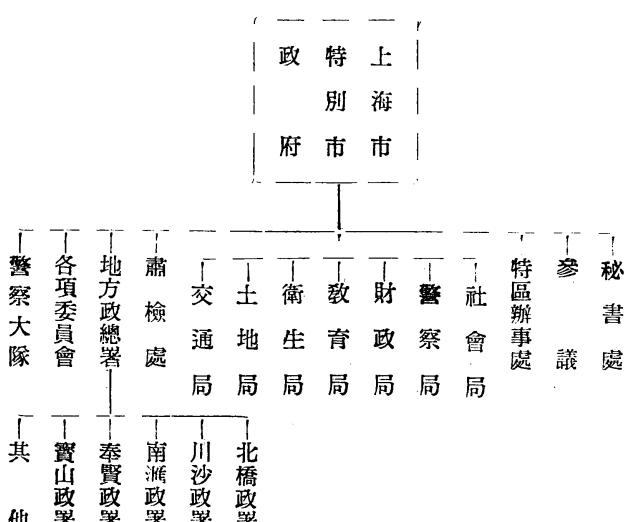
(ヘ)吳淞 揚子江と黃浦江との合流點に位し、上海より約十二哩の地に在り、一八八八年の條約によらず支那が自ら開港した商埠地で、上海港に入港し得ない大型船は此處に假泊し、貨客の積卸をなす。商港としては其の設備は完全ではないが、揚子江の入口にあり軍事上重要之地である。

上海間には鐵道の敷設があり、道路も完備し、水陸の交通は便利である。

行政 上海特別市の行政は維新政府行政院に直屬してゐる。現在の上海特別市政府は今次支那事變の砲火が漸く上海の地から遠ざかるに至つた昭和十二年十二月五日、上海市大道政府の成立を見、次いで翌十三年十月十四日上海に特別市制が施行せられ、上海特別市政府と改稱して、市長に浙江財閥の有力者傅宗耀氏が任命された。

特別市政府の組織は大體前上海特別市の組織に準じて居り、一般市民が常態に復すると共に、漸次

完全な自治制を確立するものである。なほ舊特別市區域以外の隣接地方區は、從來省政府下に縣政府を組織してゐた地方であるが、これまた暫定的に市政府の地方政總署に於いて統轄してゐる。市政府の組織の大要是圖表の如くである。



行政地域　舊上海特別市の行政地域を基本とし、漸次其の隣接地方たる北橋（舊上海縣政府所在地）寶山、川沙、南匯、奉賢等を包轄し、治安の確立と相俟つて其の範圍を擴大しつゝある。目下市政の主眼を治安の維持に置き、引續き發展の過程にある爲、行政區域は判然としないが、大略次の如くである。

一、舊上海特別市地區

- | | |
|-------|--------------------|
| 浦東區 | （東溝、高橋、慶寧寺、南碼頭、其他） |
| 南市區 | （南市、舊上海城内、龍華、其他） |
| 滬西區 | （曹家渡、徐家滙、法華區、其他） |
| 閘北區 | （閘北、北四川路、其他） |
| 真茹區 | （大場、南翔、其他） |
| 市中心區 | （江灣、引翔港、殷行、其他） |
| 吳淞區 | （吳淞、張華濱、蘊藻濱、其他） |
| 第一特別區 | （共同租界） |
| 第二特別區 | （佛蘭西租界） |

二、隣接地區

北 橋 區

(舊上海縣)

奉 賢 區

(舊奉賢縣)

南 滙 區

(舊南匯縣)

川 沙 區

(舊川沙縣)

以上地區の面積は約九百平方糠に及び、戰前の人口は約三百九十萬と稱されてゐる。

警察局 施政の主眼を治安の維持、民心の安定に置いてゐる關係上、約五百名の支那巡警を浦東市政府附近に配置し、其の後新たに巡警を募集訓練し、全行政管轄區域に配備し、又警察行政並に衛生方面にも活動を開始してゐる。

財政 財政局は本政府の成立と同時に組織せられ、市政府秘書長が本局長を兼任して居たが、一九三八年一月上旬より臨時消費稅の徵收を實施するに及び、二月廿日局舍を浦東東昌路浦東銀行跡に移し、三月一日秘書長の兼任を解き新局長を任命し、局務の發展と内容の充實を期した。

本政府の成立當時は財政の途が全く無く、一九三八年一月上旬より徵收を開始した臨時消費稅收入によつて當面の經費を侑つて來たが、維新政府は地方稅制改革の目的から一九三九年二月一日より臨

時消費稅を撤廢し、一九三七年十月改訂の稅率を以て三月一日より陸路輸送の貨物に對しても轉口稅を課するに至つた。而して稅制は大體前市政府の實施したものと踏襲し、其の主要稅目十四、五種の中、比較的徵收可能の分から一部稅則を修補改訂し、稅率は從前より一律に二割以上の低減を計り實行に着手してゐる。

- 一、家屋稅(房捐)
- 二、車輛稅(車捐)
- 三、船舶稅(船捐)
- 四、屠殺稅(屠宰稅)
- 五、貨物仲買人稅(牙行稅)
- 六、雜貨野菜類販賣市場稅(攤捐)
- 七、露天蔬菜類販賣人稅(經押捐)
- 八、酒煙草販賣鑑札稅(菸酒照牌稅)
- 九、塵芥處分稅(垃圾捐)
- 一〇、肥料變質稅(清潔捐)
- 一一、娛樂稅
- 一二、茶館營業稅(茶館捐)
- 一三、埠頭稅(碼頭稅)
- 一四、競馬稅(賽馬捐)
- 一五、地租(地價稅)
- 一六、營業稅

第三部 公共施設及び機關

第一章 公共事業

第一節 交通機關

鐵道 上海を中心とする鐵道としては事變前、京滬鐵道、滬杭甬鐵道、淞滬鐵道の三鐵道があつたが、今次事變の結果何れも軍の管理に屬してゐたところ、昭和十四年四月華中鐵道株式會社の設立と共に同社の經營に移されることになつた。

一、華中鐵道株式會社（支那名、華中鐵道股份有限公司）

本店所在地 上海

設立年月日 昭和十四年四月廿八日

目的 中支那に於ける鐵道の建設及び經營と主要自動車路線並にこれに附帶する事業の經營を目的とする。

資本金

資本額は五千萬圓で、維新政府の出資分は一千萬圓、殘餘の四千萬圓を中支那振興株式會社その他の内地關係諸會社及び日支人合計三十名で出資してゐる。この内で現物出資するのは中支那振興株式會社で、第一回分七百六十四萬圓、現金出資は第一回四分の一拂込である。

差當り上海南京間、上海砲台灣間、上海閘口間、蘇州嘉興間、南京孫家埠間の諸鐵道の經營をなし、逐次其の他諸鐵道の經營をも行ふ。また自動車路線は主要路線より着手し、三年後には開業路線約二千糎を目指してゐる。其の他南京、浦口間輪渡をも施設せんとするものである。

海南線（京滬鐵道） 本線は上海と南京を結ぶ三一一糎の幹線と一六糎の吳淞枝線とから成り、一九〇八年に開通、初めは滬寧鐵道と稱してゐたが、國民政府が首都を南京に定めるに及んで之を京滬鐵道と改稱し、更に今回の事變後、昭和十三年四月一日から海南鐵道と呼ばれるやうになつた。英國が上海南京間鐵道の承辦權を獲得し、借款契約を締結したのは一八九八年であるが、間もなく支那では團匪事變、英國では南阿戰爭が勃發したため、交渉は遷延し、一九〇三年に至つて漸く滬寧鐵道借款を正式に取極めたのである。鐵道開通後、實權は依然英國側の掌握するところとなつて、支那側は利

権回収の機會を窺つてゐたところ、一九二九年英人職員の不正事件を機に契約を改訂し、重要な地位はこれを支那人が占め、英國側の本線に對する權利を薄弱ならしめることに成功した。

海杭線（滬杭甬鐵道） 本線は上海を起點とし杭州を経て閘口に至る一八六杆と南上海、龍華間一七杆、寧波、曹娥江間七八杆の三幹線の合計二八一杆と枝線六杆とから成り一九〇八年の開通である。

本線も亦最初英國が承辦權を獲得してゐたのであつたが、たゞ一民間に利權回収運動が熾烈を極めてゐた時とて、支那政府は民論に壓されて民營を認めたため、英國の抗議するところとなり、政府は再び英國と契約して民論の激昂を買ひ、遂に英國は承辦權を放棄して、一九〇八年百五十萬磅の借款契約を結んだ。然るに支那側は飽くまで自國資本を以つて企業せんとし、江蘇鐵路公司は上海、楓涇間を、江浙鐵路公司は杭州、楓涇間及び曹娥江間を敷設したが、開通後營業不振を極めたので、遂に國有を決議し、政府は英國借款を資金としてこれを買收し、一九一四年十一月、これを統轄して滬杭甬鐵道と稱した。

吳淞線（淞滬鐵道） 一八七七年、英商怡和洋行主唱の下に上海、江灣間約二五哩の鐵道を建設經營したが、この鐵道の開通が支那民衆に與へる影響を恐れ、遂に一兵士の撲殺事件を口實にこれを買收して軌條を撤回し、或ひはまた機關車を長江に投棄し、上海驛を月宮殿に改造して完全に鐵道を破壊

し去つたのであつた。その後一八九八年に至つて漸く淞滬鐵道が開通した。

電車 一、上海電車會社 (Shanghai Electric Construction Co., Ltd.)

英國籍にして本社は倫敦に在り、一九〇六年上海に開設、一九〇八年開業す。共同租界に於ける市街電車の經營に當つてゐる。

所在地 上海共同租界蘇州路七一八號

資本金 英貨七〇〇,〇〇〇磅(一株一磅)

同社最近三ヶ年間の運轉統計を示すと

△電車	一九三六年	一九三七年	一九三八年
運轉哩數	一八,〇一一	一八,八六〇	一八,八六〇
牽引車數	一〇七	一〇七	一〇七
附隨車數	一〇七	一〇七	一〇七
△無軌道車			
運轉哩數	一九,〇一八	一一〇,八〇七	一一〇
電車數	一〇九	一〇九	八五、八五三、〇四七
△乘客數	一一一、〇八五、一〇四八	九九、一〇四、一六四	九九、一〇四、一六四

一一、上海法商電車電燈公司 (Compagnie Française de Tramways et d'Eclairage Électriques de Shanghai)

佛國人の經營に依り一九〇六年巴里に設立、一九〇八年の開業。

所在地 佛租界呂班路二七五

資本金 一一千〇〇〇,〇〇〇法(株數四八,〇〇〇、一株二五〇法)

佛租界に於ける市街電氣鐵道及び乗合自動車の經營の外電燈、水道をも兼營してゐる。

バス 虹口及び支那街の乗合自動車は昭和十三年十一月五日以來、華中都市自動車株式會社が興中公司に代り經營に當つてゐる。しかして共同租界内の營業權は英國系の中華バス會社が獨占し、佛租界のバスは上海法商電車電燈公司が經營してゐる。

一、華中都市自動車株式會社(支那名、華中都市公共汽車股份有限公司)

所 在 地 上海東體育路七〇號

設立年月日 昭和十三年十一月五日

目 的 中支那の主要都市に於ける市内乗合自動車業、乗用並に貨物自動車業及び之が附帶事業の經營を目的とす。

資本金

三百萬圓(六萬株、一株五十圓とす)邦人二百五十萬圓、支那人五十萬圓の日支合辦、

第一回拂込は全額の二分の一、現物出資五萬五千圓にして大體現金出資の形式をとり日本側の出資者は興中公司、大直公司及び江南産業となつてゐる。

事業

業 同社は上海、南京、杭州、蘇州、無錫、常州、鎮江等中支主要都市に於ける市内乗

合自動車業の復舊發達を計るを目的とするもので、勿論都市間の乗合自動車は別個のものでこの會社の事業範圍には包含されない。同社は維新政府の普通法人として本社を上海に設置し、興中公司を全部引受け、租界及び越界路内に於ては準軍用として運用されてゐる。

110 中國公共巴士會社 (The China General Omnibus Co.)

せば次の如くである。

一
階
建

一〇三

一一〇

一
六
四

四九

一九三三年

一六四

一六四

一九三四年

一五六

一六四

一九三五年

一三九

一七〇

一九三六年

二三九

一七〇

一九三七年

三一

一七〇

しかるに一九三七年八月上海及び其の周圍に於いて日支兩軍が衝突すると共に、東部及び北部が立入禁止區域となり、該地域の住民が租界内に避難した結果、會社側では大頓挫を來し、蘇州河以北及びガーデン・ブリッヂの東部方面は八月中旬以後バスの通行を停止した。いま一九三七年及び三八年の年次報告により事變後の運轉狀況を示せば左の如くである。

運 轉 理 數

乘 客 數

一九三七年

四、四七一、三九五

三五、八〇三、三一九

一九三八年

五、二四〇、六七五

五七、八一三、四八四

航空路 上海に於ける航空會社としては事變前、中國航空公司(米支合辦、資本金一千萬元)と歐亞航空公司(獨支合辦、資本金五十萬元)の二社があつたが、事變勃發とともに兩社とも逸早く營業を停止して奥地に遁入したため、今日ではこれに代つて國內航空を主とする中華航空公司(本店北京)が新設され、別に中支と日本を結ぶ大日本航空株式會社の二航空路があるのみである。

△中華航空株式會社(支那名、中華航空公司)

所在地
（本店）北京內一區皇城根九號

(管理局)上海施高塔路二九〇號

設立年月日 昭和十三年十二月十八日

資本金六百萬圓、出資割當は維新政

府二百萬圓、臨時政府百八十

萬圓、蒙疆政府二十萬圓、大

日本航空會社百萬圓、惠通航

空公司百萬圓

事業 一、旅客及び郵便物又はその他貨

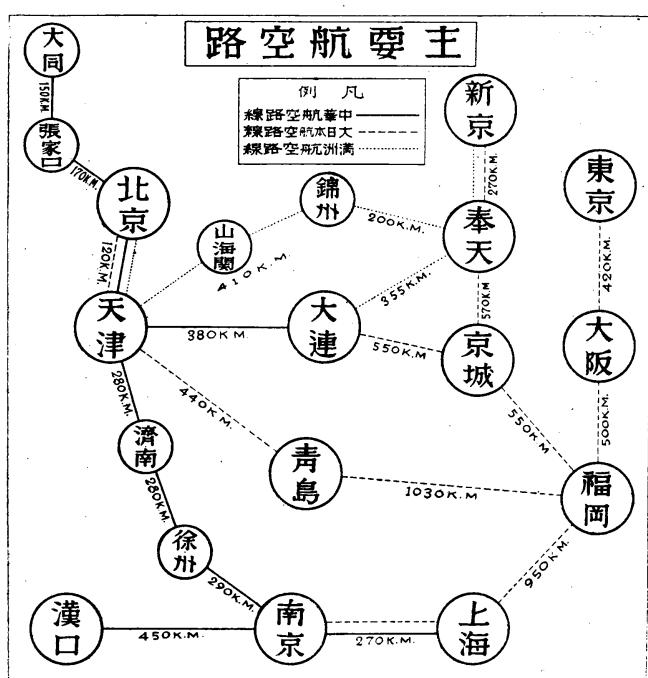
物の航空機による運送

二、航空機の賃貸事業

三、其他航空機を以つてする一切の事業

四 航空事業の發展に資すべき事業

五、前各項に附帶する事業



第二節 電氣事業

占領地區の電力供給は事變前は閘北水電公司、南市電力公司及び浦東電氣公司が行つてゐたが、現在は華中水電株式會社が之等を管理してゐる。次ぎに共同租界内の電氣事業はもと工部局の電氣課が公共事業として經營してゐたのであるが、其の後米國系資本を主流とする上海電力公司が其の設備一切及び營業権を譲受け今日に至つてゐる。また佛租界の電氣事業は上海法商電車電燈公司の營業範圍に屬してゐる。

一、華中水電株式會社(支那名、華中水電股份有限公司)

所 在 地 上海北四川路阿瑞里

設立年月日 昭和十三年六月三十日

資 本 金 二千五百萬圓(内一千五百萬圓は支那側の現物出資、残り一千萬圓は日本側より現

金出資、内五百萬圓拂込済)

目 的 中支に於ける電氣及び水道事業の復興に當り、在來の各關係事業會社を合併し、良質にして低廉豊富なる電氣及び水の供給をなすを以つて目的とす。

同社は支那側の現物出資者たる閘北水電、南市華商電氣、南市上海自來水、浦東電氣、浦東自來水廠、真茹電氣、南翔々華電氣の七社、日本人側は中支振興會社の他電力關係事業會社が出資、配給區域たる上海一帶の電氣水道事業の經營に當つてゐる。

二、上海電力會社 (Shanghai Power Co., Ltd.)

總辦事處を南京路一八一號に置き、配電所を揚州路斐倫路其他十七ヶ所に有してゐる。

同社は一九三三年、八千百萬兩を以て共同租界電氣局より一切の物件權利義務の受渡しを完了し今日に至つたものである。

三、上海法商電車電燈公司(前掲)

第二節 水道事業

支那側及び越界地區は昭和十三年六月卅日設立された華中水電株式會社が上海内地自來水公司及び閘北水電等の事業を受け継いで經營してゐる外、共同租界の水道事業は上海水道會社、佛租界は佛租界水道會社が夫々經營に當つてゐる。

一、華中水電株式會社(前掲)

二、上海水道會社(Shanghai Waterworks Co., Ltd.)

同社は一八八〇年十二月倫敦に於て上海及び其の附近の上水道配給を目的として設立され、一八八二年七月上海に於て給水を開始した。次いで一八八七年本社を上海に移したが、當初の資本金は十萬磅（五千株每株二十磅）であつたが漸次増資され、現在公稱資本金磅株百十六萬四千磅（兩株二百萬兩、弗株三百萬弗）の大會社に發展してゐる。本社を江西路四八四號、貯水池を楊樹浦路に有してゐる。

三、佛租界水道會社

上海法商電車電燈公司が電車電燈と共に水道事業をも經營してゐる。

第四節 瓦斯事業

大上海新都市計劃の進展に伴ひ、該地區の瓦斯配給を目的とする日支合辦の大上海瓦斯會社が新設され、一方租界内の瓦斯は英國系資本の上海瓦斯會社の供給するところである。

一、大上海瓦斯會社(支那名、大上海瓦斯股份有限公司)

所 在 地 上海

設立年月日 昭和十三年十二月廿七日

目的 大上海新都市建設に伴ひ、市民の生活に必須の瓦斯を製造配給す。

資本金 日支合辦三百萬圓、内支那側五十萬圓、日本側二百五十萬圓。（支那側五十萬圓の内譯は上海恒產が土地二十萬圓、其他一般支那人の現金出資が三十萬圓。日本側二百五十萬圓の内譯は中支那振興會社が現金出資百五十萬圓、日本内地の主要瓦斯會社の現金出資百萬圓、第一回拂込は四分の一拂込）

事業 瓦斯の供給、瓦斯副產物の精製、販賣及び前二項に附帶する事業。

二、上海瓦斯會社(The Shanghai Gas Co., Ltd.)

一八六三年設立され、同六五年瓦斯の供給を開始した。一九〇一年株式組織となり資本金は最初十萬兩（一株百兩）であつたがその後屢々増資され、一九三四年末には二百五十萬兩（發行株總額二百萬兩、一株五十兩）となつた。總辦事所を上海虞洽卿路六五六號に置き、別に南京路二〇四號に市內事務所を設け、瓦斯製造工場は楊樹浦路二、五二四號にあり、虞哈鄉路本社内に瓦斯タンク及び配給所を置き配給を行つてゐる。

第五節 電 話、通 信

電話 事變前支那街及び越界道路の電話營業權は國民政府交通部が持つてゐたが、今次事變とくもに華中電氣通信會社の管理するところとなつた。しかして兩租界の電話事業は米國系資本の上海電話會社の獨占營業權に屬し、越界地區に於いては道路一つ距てゝ、營業系統を異にするため、この附近の住民は非常な不便を感じてゐる。

一、華中電氣通信株式會社（支那名、華中電氣通信股份有限公司）

所 在 地 上海黃浦路

設立年月日 昭和十三年七月卅一日

目 的 中支占領地區に於ける電信、電話の應急的施設

資 本 金 一千五百萬圓

支那側は既設の官有通信施設を現物出資五百萬圓、日本側は現金出資一千萬圓、第一回分二分の一拂込、其内譯は中支振興會社六百萬圓、民間二十一社四百萬圓（國際電氣通信二百萬圓、電信電話工事會社百萬圓、その他通信機具設備製造會社十九社合計百萬圓）

事 業 中支に於ける（一）電氣通信事業の統制經營、（二）電氣通信設備の貸付、（三）前事項業に附帶する業務並に關係事業への投資。

二、上海電話會社(Shanghai Telephone Co.)

漢口路江西路角に在る。一八八一年英國の東洋電話會社が上海租界内の電話經營權を獲得し、意邊德洋行を創設したのが其の濫觴である。翌年中日電話公司に接收され、次いで一八九八年共同租界の電話事業の特許權が工部局に附與せられ、華洋德律風公司と改名、一九〇〇年正式に成立した。當時資本は百萬元であつたが、一九三〇年同社は米國の國際電話電報會社に買收され、現在の上海電話會社と改稱した。當時の買收價格は一千萬元であつたが、現在資本金二千萬兩（四十萬株）である。
尙最近五ヶ年間の電話架設數を擧げると次の如くである。

一九三四年	五四、八六一
一九三五年	五一、一九〇
一九三六年	五六、〇二〇
一九三七年	四五、四九五
一九三八年	六三、三五五

電信 支那沿海に海底電線を有するのは現在日本及び英、米、デンマーク等の各國で、それゝの

經營會社は次の如くである。

一、日本電信局

日本、滿洲及び青島向け和文有線電報並びに日本船舶向け和文無線電報を取扱つてゐる。

II、大東電報公司 (The Eastern Extension Australia & China Telegraph Co., Ltd.)—英國

通信區間

上海、香港間

香港、ボルネオ、新嘉坡、歐洲間

西貢、新嘉坡、濠洲間

香港、海防間

その他歐洲南部、アフリカ、南洋、印度、シャム、海峽殖民地、濠洲、香港、廣東方面向け有線電報

III、太平洋商務電報公司 (Commercial Pacific Cable Co., Ltd.)—米國

通信區間

上海、マニラ間

香港、マニラ間

新嘉坡、マニラ、グアム島間

グアム島、小笠原島間

南北亞米利加、比律賓、グアム島方面向け有線電報

IV、大北電報公司 (The Great Northern Telephone Co., Ltd.)—デンマーク

日本、歐洲、北米向け有線電報

V、この他上海と支那各地との電信を取扱ふ中國電報局があつたが、今事變の結果華中電氣通信會

社の接收するところとなつた。

無線電信 事變前の國際無線電報局はかつて國民政府交通部の經營に係つてゐたが、今事變の結果中國無線電報局、海外無線電報局、日支和文無線電報局の一切の業務を國際無線電報局が接收し、日支合辦の華中電氣通信株式會社が經營してゐる。

國際無線電報局

所在地 共同租界仁記路サツスーンハウス地階

取 扱 海外向無線電報 船舶向無線電報 日本向和文無線電報

郵便 上海には從來中國郵便局の外に日、英、佛、露、米の各國郵便局があつたが、ワシントン會議の決議に基き一九二二年十二月三十一日を限り各國とも之を撤回し、郵便事務の一切は中國郵便局の管理する所となつた。其結果日本は支那と日支郵便協約を結び、郵便物の種類及び料金は兩國の中國郵便物の規定を其儘適用する事となつた。即ち日本より支那に送る郵便物には日本内地に於ける料金を適用し、支那より日本へ送るものは支那郵便局の規定する支那内地料金を納めるものである。現在一つの中央郵便局の外上海全市に二十三の支局がある。

第一章 醫療施設

現在上海に於ける公共醫療施設としては、税關内に上海海港檢疫所があり、出入船舶に對する檢疫事務を行つてゐる外、共同租界工部局は衛生試驗室及び直轄診療所を持ち、佛租界工部局も亦同様衛生試驗に關する施設を持つてゐる。また上海日本居留民團でも自ら民團診療所を設けて、種痘、豫防注射等を行ひ、衛生思想の普及、防疫に萬全を期してゐる。

上海に現存する病院の主なるものを列舉すれば左の如くである。

△日本人經營

民團診療所

靶子路二五〇弄一九號

石井醫院

北四川路一四一號B

石田醫院

北四川路八五三號

晴明眼科醫院

北四川路阿瑞里一九號

水月醫院

澳門路一〇一號

篠崎醫院

文路三〇〇號

福民醫院

中和醫院

太田小兒科醫院

大井上醫院

鈴木醫院

南里醫院

村田醫院

野口醫院

信原內科醫院

藏原醫院

江南醫院

駒屋醫院

青木醫院

里見醫院

北四川路一四二號

靶子路二九三號

靶子路二五〇弄七號

崑山路一三三號

密勒路一一四弄五號

北四川路一四二號A

靶子路二〇三號

施高塔路恒豐里三六號

崑山路二五三號

崑山路二六六號

北四川路北四川里四〇號

吳淞路三三二弄一一號

狄思威路八一二號

狄思威路七四四號

木原醫院
靶子路二九六號

喜多醫院
有恒路二一號

柴田眼科醫院
北四川路C一四一號

清水產婦人科醫院
靶子路三〇九弄一〇號

日野醫院
北海甯路八〇號

妹尾醫院
靶子路二四二號

須藤醫院
密勒路一〇八號

小兒山醫院
長春路三八〇號

南醫院
北四川路麥拿里四〇號

△外人經營

一、公設(工部局經營)

上海公濟醫院 (Shanghai General Hospital)
北蘇州路一九〇號

隔離病院 (Isolation Hospital)
(外人) 白利南路三六號
(華人) 新開路一四六一號

ヴィクトリア看護院 (Victoria Nurses' Home)

大西路一三三號

宏恩醫院 (Country Hospital)

大西路一七號

精神病院 (Mental Hospital)

趙主教路二六二號

臨時巡捕醫院 (Police Hospital Temporary)

山海關路四五五號

11、私設

仁濟醫院 (B. Chinese Hospital)

山東路一四五號

同仁醫院 (St. Luke's Hospital of Chinese)

九江路一一九號

廣仁醫院 (St. Elizabeth's Hospital)

愛文義路三十六弄一號

廣慈醫院 (St. Marie's Hospital)

金神父路一九七號

上海婦孺醫院 (Margaret Williamson Hospital)

福臨路二二四號

寶隆醫院 (Panlun Hospital)

白克路四一五號

△支那人經營

中國紅十字會

新閘路八五六號

中國紅十字會第一醫院

海格路二二六二二號

中國紅十字會時疫醫院

膠州路二七四號

△其他主なる醫院

人和醫院

莫利愛路三六號

上海肺病療養院

大西路四號

上海醫院

祁齊路一九〇號

上海療養衛生院

靜安寺路五二六號

中江醫院

霞飛路三四七號

伯庸醫院

斜橋街九六號

南洋醫院

薩坡賽路一號

海寧醫院療養院

甘世東路甘村二二一號

博愛婦孺醫院

廣西路二六九號

第三章 公園

△パブリック・ガーデン(Public Garden)

バンドの一角、黃浦江と蘇州河の合流點にあり、共同租界工部局の經營にかかる。向ひは浦東に對し附近のガーデン・ブリッヂは上海最古の鐵橋として有名である。橋の北詰から東の沿岸にかけて各國の領事館が立並んでゐる。

△新公園

江灣路にあり、元の名は虹口公園 (Hongkew Park) であるが、古くから邦人に親しまれてゐた關係上、普通『新公園』と呼び慣らしてゐる。一九一五年及び一九二〇年の極東オリムピック大會はこゝで開催され、また先の上海事變後天長節祝賀式に我が海陸の將星が暴漢の投じた爆彈に傷き倒れた事件のあつたのもこゝである。附近には上海神社及び我が海軍陸戰隊の本部がある。

△ゼスフィールド公園 (Jessfield Park)

共同租界の西部、エキスタンション道路に沿ふ上海隨一の近代的公園である。規模と設備の點にかけて工部局が最も手を盡した公園で、入場料はパブリック・ガーデンと同様一回二十仙であるが、一年のバスを買へば、兩公園に通用し、料金は一元である。

△佛蘭西公園

佛租界環龍路にあり、佛蘭西工部局の經營で、支那人の入園者が多い。

第四章 教育機關

六六

先づ日本人關係の學校としては在支最高學府たる東亞同文書院(昭和十四年四月より大學に昇格)を初め、居留民團立の小學校四、高等女學校一、甲種商業學校一、實業學校一があるが、昭和十四年度からは中等學校一、小學校一が増設されることになつた。

次ぎに工部局及び上海市政府はそれゝゝ各種學校を經營してゐるが、なほこの他にも多數の私立學校がある。現在工部局立學校としては支那人男子中等學校四、同女學校一、同小學校九、同夜學校三及び外人學校四があり、一九三九年二月現在に於ける外人學校の生徒は總計千二百六十六名で、支那人中等學校は男女合せて二千六百十六名、同小學校及び夜學校が合計五千百十二名で、總計八千九百九十四名となつてゐる。

なほ事變前上海及びその附近にあつた大學の主なるものとしては、抗日大學を以つて知られた復旦大學、交通大學の外に、光華大學、大夏大學、同濟大學、東吳大學、上海法學院、國立中央大學商學院、同醫學院、滬江大學、震旦大學、セント・ジョーンズ大學等があつたが、滬江、震旦、セント・ジョーンズのミッション・スクールを除いて、他は殆んど全部が抗日大學といつて差支へなく、こ

れらは何れも事變後相次いで奥地に遁入した摸様で、その後の消息は不明である。

放送局

上海は國際都市だけに、國籍を異にする放送局が四十を數へ、上海の特色を遺憾なく發輝してゐる。いまこれを國籍別に分類すれば

支那一九、日本五、英國四、米國四、英米合作一、佛蘭西二、伊太利二、獨逸一、
スイス一、スウェーデン一、合計四〇

このうち純然たる外人經營のものは五つで、他は外人責任者の名の下に支那人が經營に當つてゐるものが多い。

しかし昭和十三年四月、日本が放送監督權を接收してから支那人經營のものは勿論のこと、外人經營のものも大部分その指導下に移し、現在廣播無線電監督處がその監督に當つてゐる。

日本に國籍を有するものうち、大東放送局（楊樹浦路三四〇號）は昭和十一年四月、總領事館監督の下に設立され、現在大日本放送協會と聯絡して日本からのニュースを仲繼放送してゐる外、アナウンスは支那語（上海語）、英語、ロシア語を併用し、その他經濟市況及び音樂を放送してゐる。また大上海放送局（黃浦路一七號）は事變後支那人に日本を知らせる機關として出來たもので、電波を

通じて新支那建設に力強い支援をなしてゐる。

第五章 各國領事館

上海に於ける各國領事館及びその所在地は左の如くである。

日本總領事館	黃浦路一〇六號
英國總領事館	黃浦灘路三三號
佛蘭西總領事館	佛租界公館馬路二號
米國總領事館	江西路一八一號
白耳義總領事館	辣斐德路一三〇〇號
和蘭總領事館	佛租界公館馬路二五號
丁抹總領事館	黃浦灘路二七五號
伊太利總領事館	成都路二六九號
諾威總領事館	北京路二號
ボーランド總領事館	畢勛路八三號

葡萄牙總領事館

辣斐德路一〇五〇號

瑞典總領事館

圓明園路一六九號

巴西總領事館

呂班路一八一號

ソヴィエット總領事館

黃浦路二〇號

獨逸總領事館

北京路二號

瑞西總領事館

霞飛路一四六九號

メキシコ領事館

江西路一七〇號ハミルトンハウス内二〇八號

オーストリア領事館

四川路三三〇號

希臘領事館

圓明園路五五號

第六章 各國商工會議所

上海に於ける各國商工會議所及びその所在地は左の如くであるが、なほこの他に各國人を網羅した萬國商工會議所がある。

△各國商工會議所

上海日本商工會議所	天潼路二八八號
上海市商會(支那)	北蘇州路
南市商會(同)	南市
獨逸商工會議所	圓明園路一三三號
伊太利商工會議所	黃浦灘路二六號
英國商工會議所	黃浦灘路二七號
佛國商工會議所	佛租界愛多亞路九號
米國商工會議所	福州路二〇九號
白耳義商工會議所	九江路一五〇號
ブラジル商工會議所	佛租界拉都路二四〇號
希臘商工會議所	江西路四五二號
和蘭商工會議所	黃浦灘路サツスーンハウス内
△萬國商工會議所	黃浦灘路一七號

第七章 新聞、雑誌

△邦字新聞

代表者

所在地

上海毎日新聞

深町作次郎

上海湯恩路一號

大陸新報

新申報
合併

福家俊一

上海西華德路二八八號

△邦字雑誌

上 海 山田純三郎

上海狄思威路六二四號

△漢字新聞 上海に於ける漢字新聞の主なるものとしては新聞報、申報、文滙報、大美報、華美晨報、中美日報、導報、譯報、時報、生活日報等があり、時報、生活日報を除いてはいづれも外人經營である。また夕刊新聞には大美晚報、華美晚報、大英夜報、大晚報、新聞夜報、文滙晚刊、國際夜報等があるが、これまた全部外人經營である。しかるに最近抗日紙に對する斷壓が實施され、その代表的なものとして文滙報、導報、譯報が槍玉に舉がり、目下廢刊を余儀なくされ再起不可能の状態にある。一方これに代つて過般和平救國を聲明して立つた汪精衛は昭和十四年七月十日、上海に於いて中華日報を復刊し、同紙を通じて同氏の主張を廣く支那民衆に呼びかけんとしてゐる。なほ小型新聞と

しては社會日報、晶報、上海報、上海日報、東方日報（以上は事變後復刊）、力報、民聲日報、蘇州公報、甯波公報、錫報、迅報、生報、新報、遠東日報、丁香日報、超報及浦東報、新浦東報等（以上は戰後出版）がある。主なる漢字新聞の所在地及び發行部數を擧げれば次の如くである。

新 聞 報	米國籍	約六萬五千部	漢口路二七四號
申 報	米國籍	約五萬部以上	漢口路三〇九號
文 滙 報（廢刊）	英國籍	一萬五千乃至三萬部	福州路四三六號
導 報（同）	英國籍	一萬部前後	寧波路一三〇號
譯 報（同）	英國籍	一萬部	愛多亞路一六〇號
中 美 日 報	米國籍	一萬部	愛多亞路一六〇號
大 晚 報	英國籍	二萬部以上	愛多亞路六〇號
大 美 晚 報	米國籍	一萬五千部	愛多亞路二一號
華 美 晚 報	米國籍	六千五百部	愛多亞路一七二號
大 英 夜 報	英國籍	六千部	寧波路一三〇號
力 報		四千五百部	虞洽卿路三三〇弄三號

△漢字雑誌 上海で刊行される漢字雑誌は頗る多々が、取り立てゝ見るぐれものなく、只經濟雑誌として次の三種がある位である。

銀行週報 中行月刊 中外商業金融彙報

△英字新聞

North-China Daily News (字林西報)

英國籍

黃浦灘路一七號

The China Press (大陸報)

米國籍

愛多亞路一六〇號

The Shanghai Times (泰晤士報)

米國籍

愛多亞路一一號

The Shanghai Evening Post & Mercury (大美晚報英文版)

米國籍

愛多亞路二一號

Evening Echo (大英晚報)

英國籍

セントラル・アーケード一階六號

△主なる英字雑誌

Finance & Commerce 金融商業報(週刊)

四川路三一〇號

Far Eastern Review (遠東時報)

米國籍

黃浦灘路二四號

North China Herald (週刊)

英國籍

字林西報館發行

The China Weekly Review (密勒氏評論報)

愛多亞路一六〇號

Oriental Affairs (月刊)

米國籍

愛多亞路一九一號

The China Critic (中國評論週報)

卡德路一九一號

△其 他

露字新聞(月刊) ベロウオ(斯羅沃日報) 上海ザリヤ(上海柴拉) ニュオルド(新世界報)

佛文新聞 Le Journal de Shanghai(法文上海日報)

佛租界公館馬路二二二三號

第四部 上海の經濟

第一章 上 海 港

第一節 上海港の地位

上海が中支那に於いて貿易港として、支那對外貿易の半ばを占め、東洋に於ける重要港たる所以は實にその地理的位置の然らしむる所である。これは要するに上海が中部支那商業上の門戸として揚子江の咽喉部に位し、物資の一大集散地をなしてゐるためである。

上海港とその背後地との關係を見ると、鐵道は南京、天津、杭州に通じ、上海を抱擁する所謂江南三角洲（その廣さ九千平方哩）は地味肥沃で自然の穀倉であり、且つその捌け口を揚子江に求めてゐる關係上、到るところ汽船或ひは大小民船の航行に適し、直接上海の繁榮に貢献してゐる。次いで揚子江下流一帶を包含する所謂揚子江の三角洲（其の面積五萬平方哩）は人口約三千萬に達し、直接上海の恩恵に浴し、上海直屬の背後地として上海と其の繁榮を共にしつゝある地域である。更に揚子江は流程三、

一〇〇哩餘、その流域は七十五萬平方哩に達し、これを本流流域の六省（四川、湖北、湖南、江西、安徽、江蘇）のみに就いても、總面積五十三萬六千平方哩、住民一億九千萬人を數へ、支那本部全人口の半ばを占めてゐる。これ等多數住民が生産する生産品又は需要物資は流域地方の鐵道網及び陸路の交通が不便の爲め、悉く揚子江水路の航運に頼つてゐる。斯くて上海今日の繁榮は全く揚子江の賜物であり、將來の運命も亦揚子江流域に於ける産業の開發、水利の如何に懸つてゐると斷言し得るのである。

第二節 上 海 港

上海港は一八四二年南京條約の結果、開港せられたものであるが、爾來出入船舶の増加に伴ひ、中華、周家渡、和興、北票、開灘等の各碼頭が相次いで上流に築造され、延長約二十二哩、廣さ七、五平方哩に及び、河幅は最廣部二千九百呎、最狹部一千呎で、水深は二十四呎以上を保つてゐる。港内には百三十三個の浮標があり、そのうち百個は稅關、七個は各國海軍、十三個は船會社、解會社等の所有に屬してゐる。上海港は便宜上、次の十五區に區劃される。

上區（A）　張家濱、江南機器局船渠より白蓮港に至り、修理又は休航中の船舶の鋪地となつてゐる。

上區(B) 白蓮港に起り南市 の南端に至り、木材、石炭の荷役船及び休航船舶の錨地である。

上區(C) 南市 の南端から十六舗に至り、中流に投錨して積荷を浦東側に荷揚し得るに止まる。

上海側は内外汽船の繫船を許さないが、これは支那民船の輻輳地であるからである。浦東側には日本汽船會社、招商局碼頭等がある。

第一區 支那碼頭の北端に起り金利源碼頭の最北倉庫の南端に至り、上區Cは内外汽船の繫船を許さないため、南市に最も近いこの區は貨物積卸しのため殷盛を極めてゐる。浦東側には華通碼頭（太古所有）がある。

第二區 金利源碼頭最北倉庫に起り洋涇濱に至る。上海側に太古碼頭、立興公司碼頭、浦東側に太古浦東碼頭がある。

第三區 愛多亞路に起り税關前貨物検査場の南端に至る。上海側は黃浦灘で碼頭の設備を許さず、僅かに小淺橋の設備があり、小蒸氣船の繫留に便利である。浦東側は水淺く碇泊に不便のため碼頭の設備はない。

第四區 海關検査場の南端に起り北京路「Jetty」に至る。兩岸とも碼頭なく、唯「Jetty」に小蒸氣船を繫留するのみである。

第五區 北京路「Jetty」よりオールド・ドックに至る。上海側には日本郵船棧橋、招商中棧及びオールド・ドックがあり、浦東側は水淺く繫船の便なし。蘇州河の本江に會流する地點で、河流は北西から東方に折れ、浦東側は常に土砂が堆積して汽船を繫ぐには不便である。之に反し上海側は水流に洗はれる關係から浚渫の必要なく、水深三、四十呎で、一萬噸級の船舶が横附することも可能である。

第六區 オールド・ドックに起り順泰碼頭に至る。上海側にオールド・ドック、順泰碼頭があり、浦東側は遠淺で、耶松老船渠がある。

第七區 順泰碼頭より華順碼頭に至る。上海側には公和祥碼頭、招商局北棧碼頭、華順碼頭があり、浦東側は一層遠淺で碼頭はない。

第八區 華順碼頭より平和碼頭に至り、上海側に華順碼頭、滙山碼頭（日本郵船會社）、楊樹浦碼頭（大阪商船）及び平和碼頭がある。

第九區 平和碼頭に起り水道局に至る。東岸に沿つた水流はこの區に入つてから西岸を洗ひ、このため上海側の深さは減じ、浦東の水深を増す。上海側では滿鐵碼頭から下は工場地帶であり、浦東側には浦東碼頭（怡和洋行）、上海虹口浦東碼頭がある。

第十區 水道局に起り洋涇港に至る。上海側は工場が櫛比し、浦東側には招商局東棧、開灘礦務局碼頭、亞細亞石油碼頭がある。

第十一區 洋涇港に起りコスマポリタン・ドックに至る。上海側は工場地帶で、浦東側は三井洋行碼頭、亞細亞石油下棧、インタナショナル・ドック、コスマポリタン・ドックがある。

下區 コスマポリタン・ドックに起り Gough Island (高橋沙) に終る。

第三節 船舶出入狀況

上海港の船舶出入噸數は逐年増加し、一九三三年及び三四年に於いては何れも約二千萬噸に達し、倫敦の二千八百萬噸、紐育の二千六百萬噸、神戸の二千二百萬噸に次ぎ、世界第四位の大貿易港となつた。

次に一九三八年の上海船舶出入状態を國別に見れば英國が首位を占めて入港四九七隻、二、四二九千噸、出港四二九隻、二、二七五千噸、次ぎが日本の入港二五五隻、七八九千噸、出港二二八隻、七五千噸で、その他では獨逸の入港八四隻、五〇〇千噸、出港七一隻、四三〇千噸、佛國の入港六八隻、四七八千噸、出港六九隻、四八三千噸、伊太利の入港五三隻、三二五千噸、出港四八隻、三一五千噸、ノールウェーの入港七八隻、二五八千噸、出港六四隻、二二二千噸が主なるところである。

外國船舶出港統計

米英支丁佛獨希伊日諾巴瑞少

奈 太

聯典馬威蘭本利蠟逸國抹那國

外國船舶入港統計

一〇三

三五八

二七八

三空一

九三七

三三七

合計

一〇六

四九五

一二三

五五九

一六〇

七貳

(備考) 海關統計による

第四節 事變後の海運

支那沿岸航路は先に長江が閉塞され、次いで一九三七年八月二十五日の第三艦隊の沿岸航路封鎖により、長江下流から南支汕頭に至る海岸線一帯が封鎖され、次いで同年九月五日には封鎖範囲は支那全海岸に擴大せらるゝに至つた。

その後戦局の進展とともに、先づ我が國の對上海航路が事變前に復歸し、日華連絡船、阪神上海線は勿論、朝鮮(釜山)上海間の航路も昭和十三年四月三十日から復活した。

遠洋航路では日本郵船の上海寄港はロンドン線が先づ事變前の状態に復し、その後桑港線、紐育線孟買線、リヴァプール線、北歐線、東航世界一周線の上海寄港も漸次常態に復活し、なほ諸外國船も

圖 路 航 三 道 鐵 要 主



歐洲航路は殆んど事變前通り寄港してゐる。次ぎに邦船の沿岸運航状況は次の如くである。

△日清汽船

天津、上海線 安興丸、徐州丸、ハイツン丸

天津、廣東線 第二雲海丸、嵩山丸、唐山丸、日東丸、華山丸、廬山丸

大連、廣東線 衡山丸、太邱丸、臺南丸、越前丸

△大連汽船

大連、上海線 大連丸、奉天丸、青島丸

天津、上海線 黃河丸、白河丸

△大阪商船

臺灣、上海線 長沙丸、福建丸

長江の航行は日本が鎮江下流に於いて通路を封鎖し、黃浦江は佛租界バンドの上流で閉塞したゝめ、各國とも一大脅威を來たしてゐる。支那水運に於ける長江の地位は、主要會社の定期就航船のみでも十五萬噸に達し、最近一ヶ年に二百萬噸の貨物を上下し、河用船は三萬隻、二十一萬六千噸と云はれてゐる。而して現在は我が日清汽船の船舶が軍用船の建前で漢口迄運航してゐるに過ぎない。また江

南の内河航運は上海内河汽船會社が軍の統制下に航行を開始してゐる。各航路とも帝國陸海軍の許可を有する船舶の外は一般に通航を禁示されてゐる。

一、上海—松江—平湖間

二、上海—松江—嘉興—杭州—丹陽—鎮江間

三、上海—崑山—常熟—蘇州間

四、上海—松江—平望—吳興間

五、上海—黃渡—朱家角間

六、上海—崑山—蘇州—無錫—常州—丹陽—鎮江間

七、上海—嘉定—太倉—常熟間

八、上海—崇明島—通州間

第一章 上海海關

第一節 沿革

支那に於いて稅關制度の設置を見たのは、清朝の康熙二十八年即ち一六八九年である。支那はその頃から漸く歐洲と通商を開き、初めて寧波、福州、上海、廣東の四稅關を設け、外國から輸入する貨物に對して課稅することとした。しかるに當時の稅關吏はすべて支那人であり、且つ一種の請負業であつたため、課稅は亂脈を極め、弊害が續出し、遂に稅關は外商等の怨嗟の的となつた。また稅率の如き

も徒らに種々の名儀を設け、税種目も七、八種を下らない有様となつたので、その頃から對支貿易に最も重要な位置にあつた英國は、これに對して幾度か抗議を申込み、交渉を繰り返した舉句、遂に不幸にも阿片戦争を惹起するに至つた。その結果は南京條約となり、香港は英國に割譲せられ、前記四港及び廈門を開港場と定めたが、特に關稅收入を償金二千百萬兩の擔保とした結果、稅關事務は英國官吏の監督をうけることとなり、更に支那政府は各港に於いて徵收すべき輸出入稅率を公示する義務を負はされるに至つた。（南京條約第二條及び第十一條）爾來外商の輸出入品に對する稅金は各國領事に於いて徵集せられ、領事はこれを支那政府に納入することとなり、外商には極めて好都合となつたが、各國とも自國を利せんとする弊害を免かれないので、支那政府は列國に懇願して一八五一年以降自ら收稅することとなつた。然るに何ら經驗を持たない支那官吏のこととして到底その任に適しないのみならず、果ては甚だしく通商を阻害するに至つたので、列國は再びその非を責め、再度の改革を要求した。

かうした最中に長髮賊の亂（所謂太平の亂）が起り、一八五三年上海が漢民族の手に移つてから上海稅關は閉鎖の已むなきに至り、一時徵稅機關の中止となつたが、各國領事はその輸出入品に對して、商人より後日收稅機關の整理を待つて關稅を支拂ふとの誓約書をとり、うち英米兩國領事は商人より

輸入貨物に對して五分の税金を現金又は手形を以つて供託せしめ、上海道臺はその提出額を受取ることとなつた。

しかしながら右は極めて變則的な徵稅方法であつたので、次いで一八五四年、英米佛各國は支那政府と交渉の結果、各國一名宛の監督官を任命し、その管理の下に同年七月十二日再び開關するに至つた。これが支那稅關に外國人を吏員に任用した最初である。左に参考のため關稅史年表を掲げる。

關 稅 史 年 表

一八四二年 英支南京條約締結さる。(支那海關制度の端緒)

一八四三年 南京條約に基いて稅則を議定し、各貨物につき稅率を決定す。その基礎は大部分のものに就き從價五分、特殊のものにつき同一割とす。

一八五三年 關稅管理委員會を組織す。

英、米、佛三國領事と上海道臺との間に條約を結び、關稅管理委員會を組織し、關稅徵收事務を取扱ふ。

一八五八年 天津條約(第一回稅率改訂)

全支の開港場に英人總稅務司の下に立つ海關制度を確立す。(英支天津條約)

支那は英佛各國と税率を改正し、税率の基礎を一律に五分とし、十ヶ年の期間を定めてこれを改正すべき旨を約す。なほ從來の從量税は物價の下落により、事實上五分以下となつたゝめ税率の修正を行ふ。これと同時に從價二分五厘の子口半税（單一税）を制定したが、最近までの輸出税則はこの時制定されたものである。

一八九八年　海關に外人管理制度を確立す。英、獨第二次借款契約（第一次借款と共に海關收入を擔保とす）に借款皆済まで現行制度を改めない旨の約款を挿入す。

一九〇二年　第二回税率改訂。

一八九七年から一八九九年に至る平均價格を標準とする税率とする。

一九一八年　第三回税率改訂。

一九一二年から一九一六年に至る平均價格による税率に修正す。

一九一九年　ヴエルサイユ平和會議。

支那全權は諸種の不平等條約撤廢と共に關稅自主権を要求す。（華府會議への伏線）

一九二一年—一九二二年　華府會議極東委員會の決定。

（1）釐金撤廢への努力を條件として輸入税率を最高一割二分五厘まで引下ぐ

(2) 輸入税率を直ちに現實五分とす

(3) 附加税を賦課す(普通品二分五厘、奢侈品二分五厘乃至五分)

(4) 抵代税(子口半税)は從來通り二分五厘

一九二二年 關稅改正特別委員會。

華府會議關稅條約第一條により上海に於いて開催さる。一九二一年十月から一九二二年三月に至る六ヶ月間の平均價格を標準價格とす。一九二三年一月十七日(實際は準備のため四月一日)より實施す。

一九二五年 北京特別關稅會議開催さる。

議題(1) 關稅自主權問題(支那側の要求)

(2) 稅率の一割二分五厘まで引上問題(華府會議關稅條約第二條)

(3) 附加税問題(華府會議關稅條約第三條)

右のうち關稅の自主權は委員會を通過し、原則的に承認さる。この間日、英の利害相對立し、一九

二六年七月三日會議を打切る。

一九二六年(大正十五年) 廣東政府の不當課稅。

輸入品、普通品二分五厘、奢侈品五分の附加税を徵收。

輸出品、二分五厘の附加税を徵收。

英國政府の對支政策急轉回す。

一九二七年（昭和二年） 北京政府關稅自主宣言。

（1）一九二九年一月一日より國定税率の實施

（2）同年二月一日より輸入附加税増徵の實施

總稅務司アグレン氏罷免事件。

一九二八年（昭和三年） 北京政府の關稅自主委員會、南京政府の國民政府全國財政會議の組織（關

稅會議に於いて列國は原則として一九二九年より關稅自主を承認せるを理由として活動）

國民革命軍による統一完成。（六月）

國民政府の對外宣言。

米國、諾威、和蘭、瑞典、英國、佛蘭西、日本等と條約の締結——關稅自主權の承認。新關稅率（七種差等稅率）の公布。

一九二九年（昭和四年） 輸入新關稅率（七種差等稅率）の實施。（二月一日より）

一九三〇年(昭和五年)　輸入税、金建制の實施。(二月一日より)

日支關稅協定の成立(五月六日)――完全なる關稅自主權の回復。

一九三一年(昭和六年)　國定輸入稅率の實施。(一月一日より)

國定輸出稅率の實施。(六月一日より)

一九三二年(昭和七年)　三月一日滿洲國獨立し、同年七月一日滿洲國稅關獨立す。

一九三三年(昭和八年)　五月廿二日改定暫行輸入稅率を公布實施す。

一九三四年(昭和九年)　二月一日新度量衡法を採用し、メートル法を以つて課稅單位とす。

六月廿一日新輸入稅率を公布實施す。

七月二日新輸入稅率を改訂公布、翌三日より實施す。

一九三五年(昭和十年)　六月廿五日修正輸出稅を公布、未だ實施の運びに至らず。

第二節 海關接收

然るに今次事變勃發後、江浙の主なる地方が皇軍の占領に歸するに及んで、昭和十三年三月廿八日南京に中華民國維新政府が成立し、上海海關は同年五月六日、同政府に接收されることとなつた。よ

つて維新政府當局は五月三十一日關稅改正に關する布告を發し、同時に『維新政府修正關稅々則章程』を公布、六月一日よりこれを實施した。

維新政府修正關稅々則章程

第一條 茲に民國廿七年中華民國輸入稅々則を制定、公布し、民國廿七年六月一日よりこれを實施す。

第二條 民國廿三年中華民國輸出稅々則に修正を加へ、民國廿七年六月一日よりこれを實施す。

第三條 從來の關稅附加稅はこれが徵收を停止し、災區救濟のため、稅額の百分の五の賑災附加稅を課す。

第四條 本令に抵觸せざる從來の海關諸規定は、別に命令なき限り引續き有効とす。

附 則

一、滿洲國、關東州仕向輸出せらるゝ土產物に對しては輸出稅を課す。

二、滿洲國及び關東州より輸入せらるゝ物品に對しては輸入稅を課す。

上海海關が維新政府に接收せらるゝに先立ち、日英兩國間に支那關稅收入を擔保とする外債の償還その他關係事項に關し、一種の諒解が成立した。それによれば日本軍占領地域内各港の海關が徵收し

た一切の稅收は、横濱正金銀行に預入せらるべく、その預入された稅收中より關稅擔保の外債並びに賠償金の償還となすため、外債負擔部分を總稅務司宛送金することになつてゐる。しかして各海關の外債負擔部分は前月の各海關收入の全支收入に對する割合により毎月算定するものである。上海海關はこれら日英兩國間の諒解が成立して、初めて圓滿に維新政府に接收されるに至つたものである。

改正稅率 維新政府の新稅率は國民政府時代のいはゆる排日關稅を是正した所に特色があり、その他は一九三四年の稅率即ち國民政府時代の稅率に比較して全般的に低率となつてゐる。しかし輸入品の大部分については從價率を基準として從量稅が規定されてゐる關係上、今日の商品價格よりすれば、從量稅品の擔稅率は多少異つて居る。更に該稅率は八年前、即ち一九三〇年十二月の國定稅率をメートル制に換算したに過ぎないため、現下の實情に即しないものもあり、また稅目の分類にも不合理の點なしとしないのである。

第二節 海關組織

海關の本務は稅務の取扱ひにあるのであるが、上海海關はなほこの外、これに附帶する諸般の事務を管掌してゐる。即ち外國輸出入品の課稅、船舶噸稅、特殊稅（上海に於ける碼頭稅及び黃浦江保修

稅の如き) の稅務は勿論、各種手數料の徵收、保稅倉庫、一般倉庫及び稅關附屬倉庫等に關する事項、船舶及び貨物の検査取締、稅關規定その他の反則者の處分に關する事項等の如き收稅に關する附帶事務を取扱ふばかりでなく、また日本に於いて遞信省が管掌する港灣、水路及び航路標識、沿岸燈臺に關する一切の事務、海關員の訓練に關する事務及び統計に關する事務等々、各種の附屬事務を管掌してゐるのは、他に多くその類を見ないところである。これら多種多様の事務を現在は左の三大部門から組織された各部に於いて管掌してゐる。

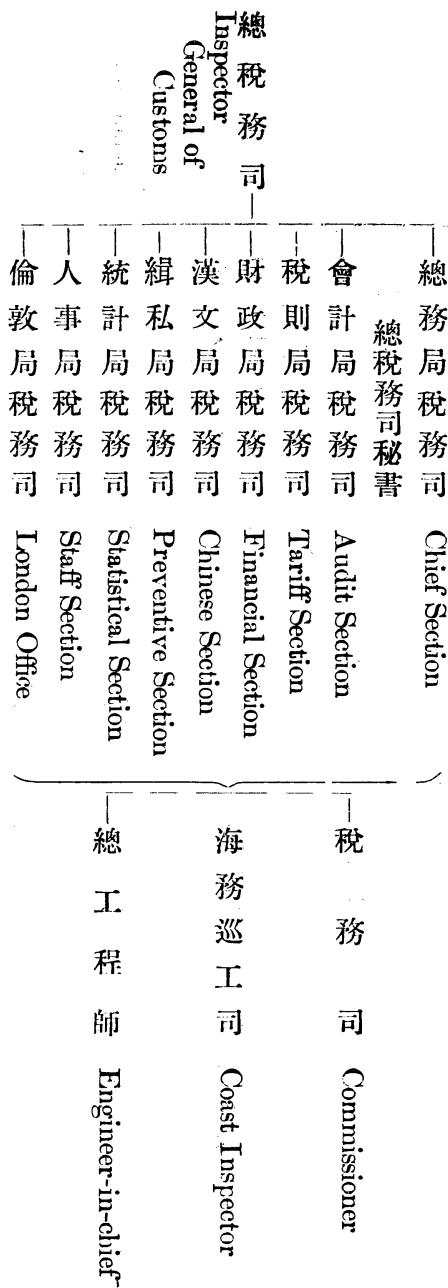
一、稅務司 (Commissioner)

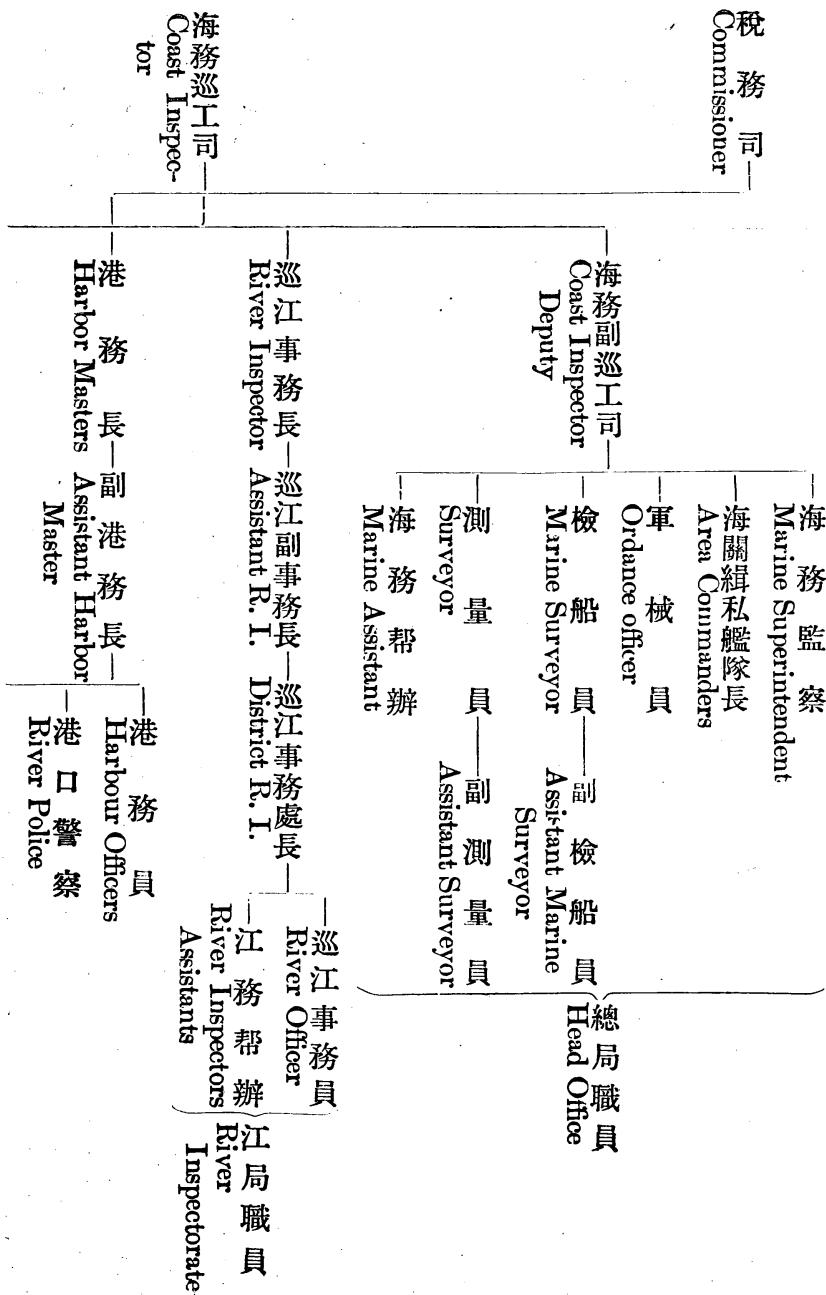
二、海務巡工司 (Coast Inspector)

三、總工程師 (Engineer-in-chief)

稅務司は關稅の賦課、徵收及び一般關稅行政を總轄する主要部で、海務巡工司は主として海事行政を掌り、燈臺、浮標、港務等は海事部の管轄に屬す。總工程師は海關に屬する財產の保持及び管理に關する技術的方面に當る。即ち各地海關の土地、建物、動產及び海務巡工司の財產、燈臺、燈臺船、器具等に關しても、技術的方面は總工程師の掌るところである。唯だ燈臺船以外の船舶建造若くは修繕は海務巡工司に於いて管轄する。

以上三部を總括するものは、形式上支那政府財政部長の職務であるけれども、事實は外國人たる總稅務司（一八九八年二月十三日當時の北京駐在英國公使マクドナルド氏の照會に對する總理衙門の回答によれば、支那に於いて英國の對支貿易が他國に超越する間は、總稅務司に英國人を採用することへなつてゐる）監督の許に統率されてゐる。尤もこれら三大部のうち、稅關組織の本質とも見られるのは稅務司で、他は附屬に過ぎないから、單に海關と呼ぶときは稅務司を指すものと心得てよ。而して各地の海關稅務司は各海關の行政全般につき、直接總稅務司に對し、間接支那政府に對し、責任を有するものである。今、海關の全組織を圖解すれば次表の如くである。





—總 沿 海 視 員 —燈 塔 管 理 員
Inspector of Light Keepers

Lights

—總 口 災 火 隊
Harbor Fire Brigade

Quarantine Office

—艦 駛 員 師
Officers

Engineers

—無 線 電 準 員
Wireless Operators

總 工 程 師 —
Engineer-in-chief

—
Civil Engineers

—
Assistant C. E.

—無 線 電 工 程 師 —
Wireless Engineers Assistant W. E.

次に上海税關(江海關)の構成を示せば次の如くである。

總 稅 務 司	江海關稅務司	Commissioner of Customs
Inspector General of Customs	行政稅務司(11名)	Administrative Commissioners
總務課 General Office	大寫台 Head Desk	
副稅務司(四名)	輸入、輸出、船舶入港、保稅、派司、登記、 Deputy Commissioner	其の他の係 (Desk)
會計課 District Accountants' Office		
副稅務司 (11名)	Deputy Commissioners	
稅務司漢文秘書 (副稅務司 1名)	Commissioner's Chinese Secretary	
稅務司英文秘書	Commissioner's English Secretary	
稅款課 Revenue Accounts Office		
緝私課 Preventive Office		
副稅務司 (1名)		
鑑定課 Appraising Department		

稅務司 (1名) —

Appraising Commissioner

各 股 Units

主席鑑定官 Supervising Chief Appraisers (11名)

副稅務司 (11名) —

化學檢查處 Laboratory

Appraising

調查處 Investigation Desk

Deputy Commissioner

檢查組 Examination Branch

各碼頭檢查所 Examination Offices

海關郵局包裹處 Custom Parcels Office

總局 (文書)

副稅務司 (1名) Deputy Commissioner

監視部 Executive Branch

總監察長 Chief Tidesurveyor —— 監視部總務課 Tidesurveyor General Office

副稅務司 (11名)

港務部 Harbour Office

港務官 Harbour Officers

港口警察 Harbour Police

港口救火隊 Harbour Fire Brigade

港務長 (11名) —

Harbour Masters

檢疫部 Quarantine Office

第四節 海關金單位

國民政府は一九二九年二月、關稅自主權を獲得すると共に、保護關稅の建前から輸入稅率の一部を改訂し、これを實施したが、一九二九年から三〇年にかけての銀價大暴落によつて、關稅收入の激減を來たし、外債償還はもとよりその他の利拂ひにすら不足を感ずる情勢に立至つた。よつて時の財政顧問ケメラーフ氏の債務整理案及び輸入關稅金建案に基いて一九三〇年二月一日以降、輸入品に對する計算單位として海關金單位を採用した。

一金單位は鈍金〇・六〇一八六六瓦を表はし、各金本位國との金の純分による一海關金單位の法定價值は次の如くである。

スター・リング・ペニス

ペルガ

米 弗

オーストラリヤ・シリング

日本金・圓

一九・七二六五

二・八七七

〇・四〇

二・八四三

〇・八〇二五

スエーデン、オランダ、ノールウェー・クローネ

一・四九二

フラン

一〇・二〇九七七

シンガポール・ダラース

〇・七〇五

ライヒマルク

一・六七九

ルーピー

一・〇九六

ギルダー

〇・九九五

ボーランド・ズロティ

三・五六五六

イタリア・リラ

七・六〇

チエツコ・スロヴァキア・クラウン

一六・二〇一

イス・フラン

二・〇七三

しかし右諸國の大部分は既に數年前から、金本位制を離脱してゐるから、これら相互間の實際爲替相場は法定平價とは無關係に動いてゐる。しかして國幣（元）に對する相場はロンドン金塊相場と英支間爲替相場とによつて次の如く計算される。

海關金單位で表はされた純金一オンスの價格

$$\begin{aligned} ? \text{ 金單位} &= \text{ 純金一オンス} \\ \text{一オンス(トロイ)} &= 480 \text{ グレン} \\ \text{一グレン} &= 0.647989187 \text{ グラム} \\ 0.601866 \text{ グラム} &= \text{ 一海關金單位} \\ \therefore \text{ 純金一オンス} &= \frac{0.063798918 \times 480}{0.601866} \\ &= \frac{3.110348064}{0.601866} = 51.68 \text{ 金單位} \end{aligned}$$

海關金單位を英磅で表はす方法

$$\begin{aligned} ? \text{ ペンス} &= \text{ 一金單位} \\ \text{一金單位} &= \text{ 純金 } 0.601866 \text{ グラム} \\ 0.064798918 \text{ 瓦} &= \text{ 一グレン} \\ 480 \text{ グレン} &= \text{ 一オンス(トロイ)} \\ \therefore \text{ 一オンス(トロイ)} &= \frac{0.601866 \times \text{ロンドン金塊相場}}{0.064768918 \times 480} \\ \therefore 0.01935 \times \text{ロンドン金塊相場} &= \text{ 一金單位に對する英磅} \\ \text{斯くて } 0.01935 \times 7.6.3 \text{ (一九三八年十一月三十日のロンドン} \\ &\quad \text{ゴールドバーの相場)} \\ &= 34.65585 \text{ ペンス} \end{aligned}$$

.25 (銀行のマージン)

$$\begin{aligned} 34.90585 \div 14.5) \frac{1}{2} \frac{1}{2} : \text{中央銀行} \\ \text{オフィシアル・レート}) \\ = \$ 2.407 = \text{一海關金單位} \end{aligned}$$

しかしながら現在の海關に於いては英支爲替一志二片二分の一のオフィシャル・レートを以つて換算相場を作成してゐるのと、實際の市場相場とは一致しない憾みがある。なほその他の國との換算相場も同様一志二片二分の一の基礎で毎日換算表を作成し公表してゐる。

いま右の算出法によつて一九三八年十一月三十日の海關換算相場を例示すれば次の如くである。

稅金支拂ひの公定換算率	一金單位	=	\$2.407
國幣一弗	金單位	0.4155	
一金單位	香港弗	\$2.287	一香港弗 = G. U. 0.4373
米金弗 \$100	@ 3.33	=	G. U. 138.346
磅 £100	@ 16.55	=	„ 687.578
日本金 ¥100	@ 97.087	=	„ 40.335
フラン 100	@ 0.093	=	„ 3.864
カナダ弗 100	@	= 米弗	99.310
ギルダー	100 @ \$ 1.93596	=	G. U. 80.430
イス・フラン	100 @ „ 0.80811	=	„ 33.573
チエツコ・クラウン	100 @ „ 0.12158	=	„ 5.051
イタリア・リラ	100 @ „ 0.18722	=	„ 7.778
ベルガ	100 @ „ 0.60140	=	„ 24.989

第二章 上海の貿易

第一節 上海貿易の變遷

上海の貿易發展史を開港後約四十年を経た一八八二年以後十年毎に對外貿易の變遷を見ると、一八八二年の上海對外貿易は輸入額一五、〇四五、三四六海關兩、輸出額二五、六八〇、七八三海關兩、合計四〇、七二六、一二九海關兩で、同年の全支輸出入總額一四八、六三〇、一〇四海關兩に對し二割八分を占めてゐた。しかるに滿洲の稅關が獨立分離した結果、上海は全支輸出入貿易の過半を占めることとなり、貿易港上海の地位は益々重要性を帶びるに至つた。いま其の變遷を見ると左の如くである。

上海輸出入總額 (千海關兩)	全支輸出入總額 (千海關兩)	比率
一八八二年 四〇、七二六	一四八、六三〇	二八%
一八九二年 六一、六六七	二四〇、一三八	二五%
一九〇二年 一六一、二四五	五四九、七八三	三〇%
一九一二年 二三八、五九一	八四二、三二九	二八%
一九三二年 六三七、〇〇〇	一、五九九、〇〇〇	四〇%

一九三二年 一、〇四(以下千元)

二、四二三、六三〇(以下千元)

一九三三年

四三%

一、〇五一、九七八

五三%

一九三四年

五五%

一九三五年

五三%

一、「備考」海關統計による

一九三六年 九一七、四五七

五六%

七九六、六六九

五六%

一、五〇〇、九九三

五六%

一九三七年

五六%

一、六五一、三一四

五六%

右表によつて見る如く上海貿易の全支貿易に於ける地位は逐年累進的な發展を見、今次事變前の比率は遂に五六%と、その過半を占めることとなつたのである。

第二節 事變後の上海貿易

しかるに一九三七年八月、上海に戰爭が勃發し、沿海各港の封鎖が實施され、奥地との交通が杜絶するに及んで、上海の貿易は急激な變化を來たすに至つた。即ち同年の上海貿易は輸出入合計九一五、四八四千元で、全支貿易總額一、七九五、〇〇四千元に對する比率は五一%(三六年は五六%)に減じ、更に翌一九三八年には上海輸出入貿易は四九七、九三五千元で、全支總貿易一、六五七、二三一千元と

の比率は三〇%にまで急減した。しかし一九三九年上半期に於いては、治安の回復と交通の復活によつて、漸く事變前の状態にまで復舊しつゝあることが觀取される。

	上海輸出入總額 (千元)	全支輸出入總額 (千元)	比率
一九三六年	九一七、四五七	一、六五一、三一四	五六%
一九三七年	九一五、四八四	一、七九五、〇〇四	五一%
一九三八年	四九七、九三五	一、六五七、二三一	三〇%
一九三九年	四九五、五三一	一、一三二、一四五	四四%
一月—六月	△	△	△
一九三七年	輸入額 元	輸出額 元	合計 元
八月	二二六三、三九	三三、七五六、九三	五五、七二九、三三九
九月	七三三九、七四	三七、七三三、四四七	五五、五三三、一六一
十月	八六一〇、二〇七	一四、三三三、八四〇	△
十一月	一〇三九〇、九二五	二八、四二八、〇六六	△
十二月	二三、七六六、三四四	二八、五九九、〇八四	△
	△	△	△
	三三、三三五、三九八	四、八〇三、八七〇	△

次ぎに事變勃發以來の海關統計による上海貿易額を月別に示せば左の如くである。

一九三八年

一月

一五、三九〇、三三八

一〇、六八一、三三八

二六、〇七一、五三八

四、七〇八、九三八

一七、六〇、二六四

一〇、三五八、二六三

二七、五五八、五六三

六、七六二、〇〇三

一九、三三三、四九九

一三、五五四、三五五

三三、七八七、七三四

六、六七九、三七四

一五、三一四、六八七

一三、〇八六、四九一

二一、〇四五、五一三

三三、三八、一九七

一八、二九七、六一三

一三、九五五、五三一

三三、九三三、一三四

六、三三八、九〇三

一八、七七五、五〇一

一五、一四六、六〇〇

三三、九三三、一〇一

三三、三八八、九〇一

一四、三三〇、三八四

一〇、〇六〇、七三四

三三、九三三、一三四

四、一五三、七五〇

一四、三三〇、二〇〇

一一、一四〇、九三三

三三、九三三、一三四

四、一九一、三〇一

一五、七五八、三五三

一七、一四〇、九三三

三三、七九五、三七一

三三、一九四、五三一

一七、〇一七、九五三

一七、一四六、一七一

三三、七九五、三七一

一、六七七、八三一

一七、〇一七、九五三

一七、一四六、一七一

三三、七九五、三七一

四、三三三、五八一

一七、〇一七、九五三

一七、一四六、一七一

三三、七九五、三七一

六、三三三、五八一

一七、〇一七、九五三

一七、一四六、一七一

三三、七九五、三七一

六、三三三、五八一

一七、〇一七、九五三

一七、一四六、一七一

三三、七九五、三七一

六、三三三、五八一

一七、〇一七、九五三

一七、一四六、一七一

三三、七九五、三七一

六、三三三、五八一

一九三九年

一月	三九、四三三、五六八	三〇、四七一、四三九	六九、八九四、〇〇七	八、九五一、一三九
二月	三八、八六六、九三三	三八、九九六、八二一	六三、八八三、七三三	四、八九〇、一一一
三月	五三、一一五、〇五零	三一、一八四、三〇一	七四、三九九、三五四	三一、九三〇、七五三
四月	五五、三九三、四四八	三二、九三一、八六四	八八、三四、三一二	二四、四七〇、五四四
五月	七三八九五、〇三三	三四、三三三、〇五七	一〇七、一一八、〇七九	三八、六七一、九六五
六月	六七四〇三、〇〇三	三五、六一八、二五二	九三、〇三一、三五四	四一、七八四、七五〇

第二節 上海貿易と列國

上海貿易に於ける列國の勢力は、上海が支那第一の貿易港であり、揚子江流域貿易の大部分を占めてゐる關係から、その趨勢は直ちに揚子江一帶に於ける列國の經濟的勢力を示すものもある。英國は對支貿易上最も古い歴史を有し、極めて重要な地位を占めてゐたが、歐洲大戰勃發の結果英國が對支貿易に専念する餘裕を持たぬ間に、日本は目覺しい躍進を遂げ、上海貿易に於いても一時優位を占め、米國も亦大戰當時對支貿易に影響を蒙ることなく、非常な勢力を扶植し上海貿易の進路を啓き日本に對抗するに至つた。然るに歐洲戰後に至つて列國の對支貿易戦は再び激烈を極め、戰前最も優位

の地位を占めた英國は勿論、獨、佛等の諸國もこれに參加し、英國は戰前の勢力を回復せんがため其活動は頗る目覺しく、戰前の勢力挽回に成功すると共に、一時は第一位を占むるに至つたが、その後米國の躍進は特に華々しく貿易額に於いては日、英の追隨を許さぬ懸隔をさへ示すに至つた。

次ぎに日本の對上海貿易を觀察するに我が國は一九一八年の一億三千八百萬海關兩を最高として一九一九年には一億一千七百萬海關兩に減少したのに反し、英米兩國とも日本の壘を遙かに越え、一九二〇年には英國の二億五千四百萬海關兩、米國の一億四千二百萬海關兩に對し、日本は僅かに一億百萬海關兩に過ぎなかつた。その後一九二二——三年迄は一九一八年度の最高記錄を突破し得なかつたが、一九二四年には稍好調を呈して一億五千三百萬海關兩となり、一九二九年には一億八千百萬海關兩に增加したが、英米の進展に比し尙遜色があつた。次いで萬寶山事件を切掛けに日支兩國の關係は漸次悪化し、全國を風靡した排日風潮は上海を中心として最も猛烈を極め、遂に一九三二年の上海事變となり、一時日支貿易は全く停止するの狀態に立ち至つた。此の間米國は支那政府に對して特別の好意並に援助的態度を示し、貿易上目覺しい躍進を遂げ上海對外貿易の約三割を占めるに至つた。日本としては滿洲問題の一段落と共に北支を中心とする日滿支經濟提携に基く北支諸港との貿易の發展に努める一方、支那經濟の中心である外國貿易の過半を取扱ふ上海港の輸出入貿易に留意した結果、

一九三五年頃から漸次回復の氣運を呈し來つた。今一九三六年の數字を基準に上海貿易に於ける各國の比率を見れば左の如く、輸出入とも依然米國が第一位を占め、日本は輸入に於いて一九三六年の第三位から一九三八年には第二位に躍進したが、他方輸出に於いては一九三六年の第二位から一九三八年には第四位に顛落したことが解る。

一九三六年	一九三八年	一九三六年	一九三八年
二四·三%	三三·二%	三三·〇%	一五·六%
一九·三%	一二·六%	六·一%	一〇·四%
一三·四%	一三·八%	一三·九%	一二·〇%
一一·八%	一〇·八%	六·六%	一二·〇%

上海對外貿易統計表
(單位元)

(備考) 海關統計による

	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年 一月—六月
日本輸入	七百六十二萬一千五百四十九千五百八十五	六百九十二萬一千五百八十一	五百三十二萬一千五百八十一	五百四十二萬一千五百三十二
合計	二三七八五七	二六九六三六	二五零八七一	二五三三
	一三五〇九一	一六六九六	一七三九三	一七四〇九五八五

第四節 商品別輸出入量

上海貿易、過去三ヶ年間に於ける十大商品の輸出入量は左の如く、輸入に於いては金屬礦石、雜貨石油、機械器具、紙類等が重要な位置を占め、他方輸出に於いては桐油類、動物產品、紡織纖維、皮革及び毛皮等があげられるが、就中事變前支那輸出の王座を占めてゐた桐油類が、一九三八年度に於いては、戦前の約十分の一に激減したことは特に注目される。(單位銀元)

上海貿易に於ける商品別輸出入量

△輸 入

品

目

一九三九年
一月十六日
七九四二〇一九三八年
一月十六日
六、五三、四〇一一九三七年
一月十六日
六、三七、六〇一一九三六年
一月十六日
五、二三、〇九

(備考) 海關統計による

金	屬	礦	石	類	品	油	具	機	毛	化	金	染	車
紙													輛
	屬												船
		屬											顏
			製										艇
				品									料
					品								經

械	器	及	同	製	品	品	具	油	類	石	屬	礦	金	屬	學	械	及	屬	紙	金	屬	金	車	
器																								輛
																								船
																								顏
																								艇
																								料
																								經

一	九	三	九	年	一	月	一	六	日	一	九	三	八	年	一	月	一	六	日	一	九	三	七	年	一	月	一	六	日	一	九	三	六	年	一	月	一	六	日	一	九	三	五	年	一	月	一	六	日	一	九	三	四	年	一	月	一	六	日	一	九	三	三	年	一	月	一	六	日	一	九	三	二	年	一	月	一	六	日	一	九	三	一	年	一	月	一	六	日	一	九	三	零	年	一	月	一	六	日	一	九	二	九	年	一	月	一	六	日	一	九	二	八	年	一	月	一	六	日	一	九	二	七	年	一	月	一	六	日	一	九	二	六	年	一	月	一	六	日	一	九	二	五	年	一	月	一	六	日	一	九	二	四	年	一	月	一	六	日	一	九	二	三	年	一	月	一	六	日	一	九	二	二	年	一	月	一	六	日	一	九	二	一	年	一	月	一	六	日	一	九	二	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日	一	九	一	六	年	一	月	一	六	日	一	九	一	五	年	一	月	一	六	日	一	九	一	四	年	一	月	一	六	日	一	九	一	三	年	一	月	一	六	日	一	九	一	二	年	一	月	一	六	日	一	九	一	一	年	一	月	一	六	日	一	九	一	零	年	一	月	一	六	日	一	九	一	九	年	一	月	一	六	日	一	九	一	八	年	一	月	一	六	日	一	九	一	七	年	一	月	一	六	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

△輸出

品目

一九三九年
一月十六年

一九三八年

一九三七年

一九三六年

桐油類

二〇〇三三

七四三三九

六三七三八

七九六七九

動物產品

三四五五五

四七七八一九

六六四四三

五〇六四八八四

紡織纖維

三六四四一

三六一七一

五八六七三

四八三七三九九

金屬鑄砂及金屬製品

五六五五六〇

六五五五〇七一

五九零一〇一

一八〇二〇七六

皮革及毛皮

六三一六〇七

四三三三六九

一〇三三三三一〇

三三三〇〇七七

綿糸及刺繡類

一八五三三六〇

一三三三七四五

〇三三三三八三

三九四四三三

茶葉織種雜

一三六三三四〇

一三三三五四一

一〇三三三三三

二〇二〇一五七

綿糸及刺繡類

一八五三三六〇

一三三三七四五

〇三三三三八三

三九四四三三

茶葉織種雜

一三六三三四〇

一三三三五四一

〇三三三三八三

三九四四三三

茶葉織種雜

一三六三三四〇

一三三三五四一

〇三三三三八三

三九四四三三

第四章 金 融

第一節 支那貨幣史

古來支那人は銀を愛翫し、商取引其の他に銀を使用したので、貨幣は即ち銀塊であつた。しかして

支那の通貨単位としては極く最近まで兩を使用して來たのであるが、兩とは重さの単位で日本の約十匁に當る。即ち日本の約十匁に當る銀の塊が一兩の價値を持つてゐたのである。しかしながら上海兩、海關兩と云ふ貨幣は實際には存せず之を代表する通貨として銀の塊で馬蹄型をなす馬蹄銀（兩銀又はSycee と呼ぶ重さ大體五百匁内外のもの）を使用してゐたが、價格約五十兩見當であつた。斯くの如く支那の貨幣は同じ兩と云つても各地其の純分及び量目に差異があつたのである。次いで一九三三年七月一日以降兩を廢止し、一切の商取引は元（銀貨の一弗）を單位とする様規定し、其の暫行辦法として一時兩と元とを併用してゐたが、兩と元との換算率が常に變動するので、一九三三年四月六日以降一切の支拂ひ及び商取引は銀元に依ることゝし、換算率を一元に付き〇・七一五兩に一定した。此の比率に依らない一切の取引は法律上無効としたので、以來支那の貨幣単位は元のみとなり、實在する銀貨で商取引其の他一切の決済をなしたのである。

然るにその後銀價の變動が激しく、資金は續々と海外に流出し、國際收支に大なる不利益をもたらすに至つたので、一九三五年十一月三日國民政府財政部は突如『支那幣制改革に就いて』の布告を發表し、續いて幣制改革に關する條令を交付、實施した。

右布告によれば爾今中央、中國、交通三銀行の發行する紙幣を以つて法貨となし、凡ゆる租稅の納

付及び一切の公私金錢の收支は一切法貨のみを以つてし、現銀を行使するを得ずと規定し、前記三銀行以外の銀行紙幣は同年十一月三日現在の流通總額を限度として、以後増發するを得ずと規定した。

かくて支那に於ける發券銀行は中央、中國、交通の三銀行に限定され、その他の既存發券銀行は當時の流通高を限度として以後發券を禁止され、しかも既發分は漸次中央銀行券を以つて回収せられると共に、發行準備金も三行の何れかに引渡され、發行準備管理委員會に於いて保管せられることとなつたのである。然るに中國農民銀行は幣制改革の翌年一九三六年一月、五千萬元の土地抵當貸付、並に農村貸付を行ふことを條件として、一億元を限り紙幣を發行し、前記三銀行發行紙幣と同様に法貨として行使し得るに至つたため、發券銀行は合計四銀行となつた。

斯くの如く國民政府は新幣制實施に次ぎ、法幣兌換辦法を公布して國內各銀行、錢莊、商店、公共團體、個人の所有銀は凡べて強制的に銀本位貨鑄造條例に定められた價格（即ち純銀量二三・四九三四四八瓦につき一元）を以つて法幣と交換せしめることゝし、中央、中國、交通、中國農民の四銀行を督促して各地別に期限を定め、現銀の回收に當らしめたが、銀行手持銀の回收のみは可成り進捗したのに反し、一般民間退藏銀の引上げは非常な困難を伴つた。よつて一九三七年六月補充辦法を實施し、從來強制的に銀の純分價格（銀元の場合は表示價格）を以つて法貨と引換へ來つたものを、運送費並に包

裝費として六元迄の割増を認め、現銀百元に付き法貨最高百六元を以つて引換ふべきこと、改めたものであるが、斯ゝる辦法によつてもなほ退藏銀の回収は所期の効果をあげ得なかつたのである。然しこれが該改革が金融統制の強化及び金融機構の整備に力あつたことは否定出来ない事實である。

第二節 上海の金融機關

銀行 上海に於ける金融機關として重要な地位を占めるものは勿論銀行であるが、民國二十六年度全國銀行年鑑によれば、全支銀行の本店數は百六十三行で、そのうち上海所在のものは五十五行に達してゐる。また右百六十三行の資本總額は四億三千四百三十餘萬元、その内上海五十五行の資本總額は二億七千二百九十餘萬元である。これを比率の上から見ると、行數に於いて上海は全支の三三・三四%、資本額は六二・八五%を占め、量的にも質的にも絶對的な重要性を物語つてゐる。銀行を大別して外國資本による銀行と支那銀行とに分けることが出来る。

一、外國銀行

△日本系

横濱正金銀行

資本金（圓）

一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

三菱銀行

三井銀行

住友銀行

朝鮮銀行

臺灣銀行

漢口銀行

上海銀行

△英國系

滙豐銀行 (Hongkong & Shanghai Banking Corp.)

麥加利銀行 (Chartered Bank of India Australia & China)

大英銀行 (P. & O. Banking Corp.)

有利銀行 (Mercantile Bank of India)

達商銀行 (Finance Banking Corp.)

△米國系

六一'五〇〇'〇〇〇

六〇'〇〇〇'〇〇〇

五〇'〇〇〇'〇〇〇

一五'〇〇〇'〇〇〇

一四'〇〇〇'〇〇〇

一五〇'〇〇〇

一〇〇'〇〇〇

一〇〇'〇〇〇〇〇〇香港銀弗

一一'〇〇〇'〇〇〇磅

一九四'一六〇磅

一〇五〇'〇〇〇磅

一〇〇'〇〇〇銀兩

一一〇

花旗銀行(National City Bank of New York)

美國運通銀行(American Express Company)

大通銀行(The Chase Bank)

友邦銀行(Underwriters Savings Bank for the Far East)

△佛國系

東方滙理銀行(Banque de l'Indo-Chine-Agence de Shanghai)

△伊太利系

華義銀行(Banca Italiana Per La Cina)

△和蘭系

和蘭銀行(Netherlands Trading Society)

荷國安達銀行(Nederlandische Indische Handels Bank)

△獨逸系

德華銀行(Deutsch Asiatische Bank)

△白耳系

一、一四〇〇〇〇〇〇〇米弗
六、〇〇〇、〇〇〇米弗

五、〇〇〇、〇〇〇米弗
五〇〇、〇〇〇元

一、一〇〇〇〇〇〇〇法

一、〇〇〇、〇〇〇米弗

八〇、〇〇〇、〇〇〇盾

五五、〇〇〇、〇〇〇盾

一四七〇四四一八七法

華比銀行(Banque Belge pour l'Etranger)

△蘇聯系

莫斯科國民銀行(Moscow Narodny Bank, Ltd.)

一七七〇〇〇〇〇磅

△佛白聯合

義品放款銀行(Credit Foucier D'Extreme-Orient)

四〇〇〇〇〇〇〇法

△佛支合辦

中法工商銀行(Banque Franco-Chinoise Pour le Commerce Et l'Industrie)五〇〇〇〇〇〇法

△日支合辦

華興商業銀行(The Hua Hsing Commercial Bank)五〇〇〇〇〇〇圓

一一·支那銀行

△特殊銀行

資本金(元)

中國農民銀行

七、五〇〇、〇〇〇

中央銀行

一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

△省市立銀行

一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

中國銀行

四〇、〇〇〇、〇〇〇

上海市銀行(未だ開店の運)

一、〇〇〇、〇〇〇

交通銀行

一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

江蘇銀行

一、〇〇〇、〇〇〇

△商業儲蓄銀行

二三一

大中銀行

二、六〇〇、〇〇〇

中華商業儲蓄銀行

五〇〇、〇〇〇

大來商業儲蓄銀行

五〇〇、〇〇〇

四明商業儲蓄銀行

三、五〇〇、〇〇〇

大亞銀行

五〇〇、〇〇〇

民孚商業儲蓄銀行

四、〇〇〇、〇〇〇

大康銀行

五〇〇、〇〇〇

永大銀行

五〇〇、〇〇〇

上海女子商業儲蓄銀行

五〇〇、〇〇〇

正明商業儲蓄銀行

五〇〇、〇〇〇

上海永亨銀行

七〇〇、〇〇〇

江海銀行

一、〇〇〇、〇〇〇

上海至中商業儲蓄銀行

一、〇〇〇、〇〇〇

光華商業儲蓄銀行

五〇〇、〇〇〇

上海商業儲蓄銀行

五、〇〇〇、〇〇〇

辛泰銀行

一、〇〇〇、〇〇〇

通和商業儲蓄銀行

一、〇〇〇、〇〇〇

東萊銀行

三、〇〇〇、〇〇〇

中孚銀行

二、〇〇〇、〇〇〇

金城銀行

七、〇〇〇、〇〇〇

中和商業儲蓄銀行

五〇〇、〇〇〇

亞州銀行

五〇〇、〇〇〇

中南銀行

七、〇〇〇、〇〇〇

恒利銀行

七五〇、〇〇〇

中國通商銀行

四、〇〇〇、〇〇〇

建華銀行

五〇〇、〇〇〇

浙江興業銀行

四、〇〇〇、〇〇〇

中國實業銀行

四、〇〇〇、〇〇〇

浦東商業儲蓄銀行

五〇〇、〇〇〇

中華勸工銀行

一、〇〇〇、〇〇〇

浦海商業銀行

一〇〇、〇〇〇

浙江實業銀行

二、〇〇〇、〇〇〇

國信銀行

一、〇〇〇、〇〇〇

農商銀行

三、〇〇〇、〇〇〇

國華銀行

二、六三二、一〇〇

△專業銀行

惇叙商業儲蓄銀行

二〇〇、〇〇〇

上海煤業銀行

四〇〇、〇〇〇

統原商業儲蓄銀行

一、一一七、五〇〇

上海綱業商業儲蓄銀行

一、二〇〇、〇〇〇

惠中商業儲蓄銀行

五〇〇、〇〇〇

中國企業銀行

一、〇〇〇、〇〇〇

新華信託儲蓄銀行

二、〇〇〇、〇〇〇

中國農業銀行

二、五〇〇、〇〇〇

△農工銀行

一、〇〇〇、〇〇〇

邊業銀行

一、〇〇〇、〇〇〇

中國國貨銀行

五、〇〇〇、〇〇〇

鹽業銀行

七、五〇〇、〇〇〇

中國農工銀行

五、〇〇〇、〇〇〇

錢莊 支那の錢莊は日本の明治初年頃の兩替屋のやうなものである。由來上海の錢莊業は商工業と密接な關係を有し、その業務は商工業者への貸付を主とし、小額の預金業務を行つて來たのである。

然るに今事變勃發の後、非常時金融辦法の實施によつて、錢莊の預金業務は許可されなくなつたゝめ、錢莊業は遊資の過剰を來たすに至つたので、一時預金の受付を拒絶してゐたが、再びこれを復活したものもある状態である。一方錢兌莊は内外貨幣の兩替を中心業務とするものであるが、最近法幣の不安に連れこの種内外貨幣の兌換が頻繁に行はれるやうになつたゝめ、その業務は非常な繁榮振りを示してゐる。戰爭勃發當時停業せざるを得なかつた四川路一帶の錢兌莊は、その後續々營業を復活し、今日ではむしろ戰前よりもはるかに増加してゐる有様である。これは現在に於ける上海の環境では法幣の不安及び金價の不安定が、錢兌莊に極めて有利な條件を與へてゐるからで、其の業務が著しく發展を遂げたのも蓋し當然ではある。因みに上海に於ける錢莊の數並びに資本額に關する推測は容易に正確を期し難いが、一九三六年發行の支那全國銀行年鑑による錢莊名及び資本額は左の如くである。

上海 錢莊 一覽表

錢 莊 名	資 本 額(元)
大德益記莊	六〇〇,〇〇〇
大賚莊	二八〇,〇〇〇
元盛清記莊	三〇〇,〇〇〇
五豐安記莊	二八〇,〇〇〇
仁昶莊	二八〇,〇〇〇
安康因記莊	二四〇,〇〇〇
安裕源記莊	七〇〇,〇〇〇

存德和記莊	一〇〇、〇〇〇
潤莊	三〇〇、〇〇〇
同餘永記莊	三五〇、〇〇〇
同慶仁記莊	三〇〇、〇〇〇
志裕福記莊	三〇〇、〇〇〇
均昌吉記莊	一六〇、〇〇〇
均泰永記莊	四八〇、〇〇〇
承裕甡記莊	五四〇、〇〇〇
怡大永記莊	六〇〇、〇〇〇
和豐莊	三〇〇、〇〇〇
信孚莊	三六〇、〇〇〇
信裕安記莊	七六〇、〇〇〇
恒巽興記莊	三〇〇、〇〇〇
恒隆昌記莊	三〇〇、〇〇〇

春天吉記莊	二二〇、〇〇〇
益大祿記莊	二八〇、〇〇〇
致祥莊	一〇〇、〇〇〇
振泰德記莊	二四〇、〇〇〇
順康莊	八〇〇、〇〇〇
敦餘泰記莊	四〇〇、〇〇〇
惠昌莊	五〇〇、〇〇〇
惠豐莊	六〇〇、〇〇〇
義昌仁記莊	二〇〇、〇〇〇
瑞昶盛記莊	二八〇、〇〇〇
福康莊	八〇〇、〇〇〇
慎源吉記莊	五〇〇、〇〇〇
賡裕來記莊	三〇〇、〇〇〇

春天吉記莊	二二〇、〇〇〇
益大祿記莊	二八〇、〇〇〇
致祥莊	一〇〇、〇〇〇
振泰德記莊	二四〇、〇〇〇
順康莊	八〇〇、〇〇〇
敦餘泰記莊	四〇〇、〇〇〇
惠昌莊	五〇〇、〇〇〇
惠豐莊	六〇〇、〇〇〇
義昌仁記莊	二〇〇、〇〇〇
瑞昶盛記莊	二八〇、〇〇〇
福康莊	八〇〇、〇〇〇
慎源吉記莊	五〇〇、〇〇〇
賡裕來記莊	三〇　、〇〇〇

春天吉記莊	二二〇、〇〇〇
益大祿記莊	二八〇、〇〇〇
致祥莊	一〇〇、〇〇〇
振泰德記莊	二四〇、〇〇〇
順康莊	八〇〇、〇〇〇
敦餘泰記莊	四〇〇、〇〇〇
惠昌莊	五〇〇、〇〇〇
惠豐莊	六〇〇、〇〇〇
義昌仁記莊	二〇〇、〇〇〇
瑞昶盛記莊	二八〇、〇〇〇
福康莊	八〇〇、〇〇〇
慎源吉記莊	五〇〇、〇〇〇
賡裕來記莊	三〇　、〇〇〇

聚康豐記莊	三三〇、〇〇〇	衡九莊	二〇〇、〇〇〇
滋 豐 莊	二八〇、〇〇〇	衡通源記莊	二四〇、〇〇〇
慶 大 莊	二八〇、〇〇〇	鴻祥裕記莊	四二〇、〇〇〇
慶 成 莊	四二〇、〇〇〇	鴻勝福記莊	四二〇、〇〇〇
鼎康源記莊	二八〇、〇〇〇	鴻 豐 莊	二八〇、〇〇〇
徵祥慎記莊	一八〇、〇〇〇	寶豐安記莊	二八〇、〇〇〇

(備考) 一九三六年支那全國銀行年鑑に據る。

第三節 國府の戰時金融對策

今事變の勃發は銀行及び錢莊の預金引出しを激化せしめる恐れが多分にあつたため、これに對應する政策として國民政府財政部は上海で日支兩軍の交戰が始まると同時に、一九三七年八月十五日を期して上海にモラトリアムを施行することとなり、政府系四銀行以下支那側各銀行に對し、二日間の休業を命ずるとともに各方面と協議の結果、同日金融安定辦法七條を交付し、銀行及び錢莊に於ける預金の拂戻し並びに定期預金を擔保とする貸付を極度に制限した。同辦法の條文は次の如くである。

金融安定辦法(民國二十六年八月十五日公布)

第一條 銀行並びに錢莊に於ける各種當座預金は八月十六日以降各預金者の預金殘高を超えてこれを引出すことを得ず。各預金者毎週の引出額は預金殘高の百分の五を超ゆることを得ず。且つ法幣百五十元を以つて最高限とす。

第二條 八月十六日以降、法幣を以つて新たに銀行或ひは錢莊に預け入れられたる預金は、新規に預金を開始せるものと既設口座に拂ひ込まれたるものとを問はず、預入金額の限度内に於いて、法幣を以つて無制限に拂戻しを受くることを得。

第三條 定期預金の期限前拂戻しはこれをなすことを得ず。期限到来せる定期預金にして、爾後繼續して預け入れ得るに非ざれば、同一の銀行または錢莊に對する當座預金として振り替へられることを要し、これが引出しあは本辦法第一條の適用を受くるものとす。

第四條 銀行又は錢莊の同意ありたる場合、預金者は定期預金證書を擔保とし、一口、一千元を限度として借入をなすことを得。但し預金額が二千元に満たざることは、右借入額は預金額の半額を超ゆることを得ず。本條にいふ借入は一口に付一回を限りとす。

第五條 工場、會社、商店若くは政府機關にして俸給、賃銀及び軍事に關係ある支拂ひのため、法幣

を必要とするものは、本辦法の規定に關はらず、夫々取引銀行に付き別に協定を結ぶことを得。

第六條 銀行並びに錢莊の同業者間或ひは取引先との爲替取組は一律に法幣を以つてこれが受拂ひをなすべきものとす。

第七條 本辦法は戦争の終結したる時に於いて効力を失ふべきものとす。

(註)其の後各方面からの陳情により九月一日第一條及び第五條に左の追加規定を設けた。

第一條 (追加)預金總額三百元以下のものはその引出に當り、右百分の五の制限を受くることなし。
第五條 (追加)定期預金の利息を元金に加ふることを欲せざるものに對しては、當座預金毎週引出額最高百五十元の規定に準じ、全年を五十二週、半年を二十六週として計算し、一年七千八百元、半年三千九百元の範圍内に於いて、定期預金の引出を許可す。殘餘の利子は定期若くは特別預金に繰入るべし。

右金融安定辦法の實施後、上海の金融は一應安定を得たが、これによつて預金の引出しは極度に制限され金融は極端に梗塞するに至つたので、上海銀錢業公會は匯劃票の流通許可方を財政部に陳情しこゝに戰時匯劃票が出現するに至つた。

八月廿日付布告として公布された匯劃に關する規定は次の如きものである。

上海銀行錢莊同業者間振替規則

一、銀行又は錢莊の振出したる本票には一律に同業匯劃なる印を押す。この種の本票は上海に於ける同業者間の振替にのみ使用し、法幣又は外國通貨に引換ふることを得ず。

二、銀行又は錢莊の振出したる小切手及び銀行宛または錢莊宛小切手にして民國廿六年八月十二日以前の日付を有するものは匯劃票に準じてこれを取扱ふ。

三、當座預金の引出を希望するものに對しては、金融安定辦法により、規定限度に至るまで、法幣を以つて引出に應じ得ること、定めたるも、右規定以上の資金を必要とするものに對しては、匯劃票を以つてこれに應ずることを得。但しこの種の拂戻しを受くる者は銀行又は錢莊の商業部に當座預金を有するものに限る。

四、新規預金は新たに口座を設定したものと既存口座に預け入れたるものとを問はず、拂込に用ひられる通貨の如何により、これを法幣勘定と匯劃勘定とに區別し、これが引出しは夫々法幣または匯劃票を以つてす。

戰前の匯劃票は錢莊が振出したる小切手の一種で、清算機關に於いて清算された後、その殘額は現金を以つて受取ることが出来るものであつたが、戰後の上海匯劃票は現金に兌換し得ないのみならず、

外國爲替を買ふことも出來ず、全く資本の逃避を防止するためには發行されたものであつた。かくの如く匯劃票と法幣の兌換は財政部によつて禁止されてゐたにも拘はらず、實際にはこれを割引いて兌換するものが多々、その結果、匯劃票の割引率が發生するに至つた。よつて財政當局はこれが金融緩和策として匯劃制度に對する緩和規定を設け、必需品購入による支拂の必要に基き、匯劃票を法幣に引換へんとするものに對しては政府系四銀行により組織された委員會に於いて審査した上、これを許可し得ることゝし、また同規定によつて同じ當局の審査を経た上、匯劃票を以つて關稅の支拂ひに充當し得ることゝした。

他方、戰後上海銀行業の機構上に於ける變動を見るに政府系銀行本店の奥地への移轉と戰區内に於ける銀行支店の上海集中が最も著しい現象となつて現はれた。即ち中央、中國、交通、農民四政府系銀行は從來上海を中心にして紙幣を發行し、全國の金融を統制する一方、政府の財政を支持して來たのであるが、首都南京が陥落するに及んで國府は政治的にも經濟的にも上海に於ける支配的地位を放棄せざるを得なくなつた。こゝに於いて前記四政府系銀行は相次いで本店の業務を奥地へ移轉し、上海では殆んど分支店と同様の業務を執行するやうになつた。これはいふまでもなく、國府が上海の金融を奥地へ移轉せしめんとする計劃に基いたもので、これによつて上海の金融は全く政治的色彩を離脱し

純粹の商業金融として残存することとなつた。

第四節 上海の爲替市場

上海に於ける爲替市場は、先づ蘆溝橋事件の勃發と同時に一大衝動をつけ、その後相次いで資本の海外逃避を企てるものが續出した。

次いで八月十三日（昭和十二年）戦火が上海に飛び火するに及んで、上海爲替市場は銀行の休業とともに全く假死状態に陥り、遂に同月廿三日に至るまで再開されなかつた。しかしその間、應急策としての金融安定辦法は爲替相場の維持にも或る程度の成功をもたらし、廿三日開市早々の相場は對英一志二片四分の一、對米二九弗二分の一とよく戰前の爲替相場を維持することを得た。この安定については支那中央銀行と外國銀行との間に左の如き協定が成立してゐたことも大きな原因となつてゐる。

一、中央銀行は從來通り一志二片四分の一、二九弗二分の一にて外國爲替統制賣をなすべし。但し暫定的手段として買相場は對英一志二片二分の一、對米はこれを基準としてクロスレートにより

算定す。

二、兌換は當分中止す。

三、政府系銀行對外國銀行の既結約定の受渡賣買は相互に法幣を以つてする。

四、中央銀行を委員長とし、外國銀行側二名、支那銀行側二名を以つてする爲替金融特別委員會を組織す。

その後、七ヶ月餘を経過するまで法幣がよくその價値を維持し、凡ゆる惡材料にも拘はらず、なほ潰滅に至らなかつた一因は、國民政府が一般の外貨買ひに對して制限を加へなかつたゝめであつた。しかるに昭和十三年三月十日北支に中國聯合準備銀行が開業したのを機に、同月十三日『外國爲替管理辦法』及び『外國爲替購入申請規則』を定め、はじめて外國爲替の割當制を實施するに至つて上海の爲替市場は未曾有の混亂状態を呈した。即ち『外國爲替管理辦法』及び『外國爲替購入申請規則』の内容は次の如くである。

外國爲替管理辦法

一、三月十四日以後外國爲替の賣出はすべて中央銀行により政府所在地に於いて辦理さるべし。但し便宜のため、香港に通訊處を設立して外國爲替の申請を處理することを得。

二、各銀行が正當の用途に基き勘定を相殺後、外國爲替を要する場合には、更に中央銀行或ひは香港通訊處に申請書を提出すべし。

三、中央銀行が申請書を接受後、外國爲替購入申請規則により申請書を審査して合格と認むる場合は、法定の爲替率を以つて外國爲替を賣應すべし。

外國爲替購入申請規則

一、中央銀行總行或ひは香港通訊處は毎週木曜日午前十時迄に申請書を接受し審査を経た後、翌朝十時迄に認可通知書を原申請銀行に送るべし。

二、申請銀行は認可通知書を受取つた後、當日外國爲替を購入することを得。

三、銀行が外國爲替を買ひ入れた後、中央銀行或ひは香港通訊處は申請銀行から外國爲替に關する用途證明書を要求することを得。

右爲替割當制の實施後、數次にわたつてその方法に修正を加へ、割當額に對する制限を漸次嚴重にした。殊に昭和十三年八月八日以降は爲替の割當は同年一月一日以前に支那に向け積出された商品の輸入代金に對してのみこれを行ひ、事實上停止に近い制限を加ふるに至つた。然らばこの制度の實施以來、毎週の爲替需要額に對する割當は幾何であつたか。その推移の跡は如實に法幣の實體を示すもので、これと上海市場に於ける爲替相場の動きとを對照するとき、一層明らかにその事實を見ることが出來る。

外貨申請額、割當額並に爲替相場

一三四

一九三八年
三月十八日

申請額
千磅
七六二

對英爲替
志片
二三%

四月一日
廿五日

一、五〇〇
一、四四〇

三一〇
三一〇

二二%

對米爲替
仙
二九%

八日
十九日
廿二日

一、二〇〇
一、一〇〇〇

三五〇
三〇〇

二二%

二七%
二七%

五月六日
十三日
廿七日

一、〇六九
一、〇三五
一、〇〇三

二三〇
一九〇
一〇六〇

一〇%
一一%

二五%
二三%

六月三日
二十日
廿七日

一、三三五
一、三一七
一、三八三

二〇〇
一七二
一五四

一二%
一二%
八%

二三%
二三%
二八%

七月二日
十七日
廿四日

一、四二九
一、三五八
一、四二七

五六九
六九
七〇

八%
八%
八%

二七%
二七%
二八%

八日
十日

一、一〇〇〇
一、一〇〇〇
一、一〇〇〇

二三〇
一九〇
一九〇

一一%
一一%
一一%

二三%
二三%
二三%

八日
廿九日

一、一六七
一、一六七
一、一六七

五六九
六九
七〇

八%
八%
八%

二七%
二七%
二八%

廿九日

一、一六七
一、一六七
一、一六七

五六九
六九
七〇

八%
八%
八%

二七%
二七%
二八%

一、五三六
一、七二一
一、八五三
一、五四四
一、三三〇
七九〇
八五九
九二九
八六九
九五〇
九五五
七〇〇
七〇〇
九〇〇
一〇〇〇
九〇〇
九七〇

五七
五六
四五
三七
三五
三五
四五
六七
八八
七八
二七
二八
三一
三一
三一
三一
三一
三一
三一
三一

七〇一
六〇二
五〇三
四〇四
三〇五
二〇六
一〇七

十一日
 十八日
 甘五日
 十二月二日
 九日
 十六日
 廿三日
 三十日
 一九三九年
 一月六日
 一月十三日
 二十日
 廿七日
 三月三日
 十日
 十七日
 廿四日(舊正)

一〇五〇
 五〇三
 五〇八
 四六八
 四五七
 五〇三
 五二五
 五三六
 五四一
 四五八
 六〇五
 五〇七
 五一
 三四〇

二 三 三 三 五 四 四 五 五 六 四 四 七 五

○ 七 ○ 七 ○ 七 ○ 七 ○ 七 ○ 九 ○ 九 一 三 ○ 九 ○ 九 一 四 ○ 五

八 $\frac{1}{8}$ 八 $\frac{1}{8}$ 八 $\frac{1}{8}$ 八 $\frac{9}{64}$ 八 $\frac{1}{4}$ 八 $\frac{1}{32}$ 八 $\frac{21}{64}$ 八 $\frac{29}{64}$ 八 $\frac{3}{64}$ 八 $\frac{1}{24}$ 八 $\frac{1}{16}$ 八 $\frac{13}{64}$ 八 $\frac{1}{32}$ 八 $\frac{9}{61}$ 八 $\frac{7}{64}$ 一三六

一五 $\frac{1}{32}$ 一五 $\frac{1}{16}$ 一五 $\frac{1}{8}$ 一五 $\frac{1}{4}$ 一六 $\frac{1}{16}$ 一六 $\frac{1}{8}$ 一六 $\frac{1}{4}$ 一六 $\frac{1}{2}$ 一六 $\frac{1}{16}$ 一六 $\frac{1}{8}$ 一六 $\frac{1}{4}$ 一六 $\frac{1}{2}$ 一五 $\frac{1}{16}$ 一五 $\frac{1}{8}$ 一五 $\frac{1}{4}$

前表に掲げた爲替申請額並にこれに対する中央銀行の割當額は、もとより公表せられた数字ではな

く、市場の情報によつて作成されたものであるが、これによつて見ても國府の爲替資金が如何に窮乏しつゝあるかを知ることが出来る。

この間、一九三九年三月には英支共同出資による法幣安定資金一千萬磅が設定され、英國系香上、麥加利兩銀行を通じて外貨賣、法幣買支への操作が行はれて來たのであるが、すでに必然的低落過程にある法幣の價值を支へ得べくもなく、六月七日には法幣安定資金運用委員會の決議に基き、銀行間取引による外貨賣止めが實施され、續いて七月十八日第二次賣止めが斷行された。かくて法幣に對する不安人氣はいやが上にも濃化するに至つたので、この形勢を見てとつた上海の支那側銀行は遂に六月廿二日以降、預金引出制限を實施したゝめ、上海の金融市場は事變勃發當時にも劣らぬ恐慌狀態を呈するに至つた。尤も右預金引出制限は果然當業者の反対に遭つたゝめ、翌日にはこれが緩和辦法とも見られる新金融安定辦法四ヶ條並びにこれが補足的辦法として上海銀行業同業公會聯合準備委員會同業滙劃領用辦法及び同業滙劃準備委員會規則の追加發表となつたが、こゝに新滙劃をめぐつて新たな事態が發生するに至つた。こゝに於いて誕生以來未だ日淺い華興商業銀行（昭和十四年五月一日創立、資本金五千萬圓の維新政府法人）は七月十九日法幣との絶縁を聲明し、爾後對英六片を標準に獨自の活動を開始することとなつた。（この日の對英爲替は遂に四片半に慘落） 因みに同日發せられた

華興銀行當局の聲明書の内容は左の如くである。

華興銀行當局の聲明

本銀行が銀行券を發行するはその設立當初に當り、維新政府並に日本側當局が聲明せられた如く、中支に於ける通貨の不足及び金融の梗塞を開けると、もに、且つ價値不安定なる舊法幣に代つて民衆の財富を擁護することを目的としたのであります。舊法幣の崩壊は我々が當初豫測したところよりも速に到來し、近々二ヶ月の間に再度の暴落を演じ、舊法幣を所有する民衆は居ながらにして購買力を減殺せられたのでありまして、その損害たるやまことに莫大に上つたのであります。我々は無辜の民衆が舊法幣の動搖により不斷にその生活を脅されてゐる現状を見、同情にたえないのであります。しかも舊法幣はこれで安定するものではなく、却つてその前途は更に一層の不安を藏してゐるのであります。本銀行は從來本銀行券の價値を舊法幣と等價に操作して來ましたが、これは新幣に馴れた民衆の迷惑を顧慮したがために外ならないので、いつまでも顛落する舊法幣に追隨して、舊法幣と同様に民衆に損害を及ぼすものでないことは、當初維新政府及び本銀行が民衆に約したことあります。舊法幣最後の崩落を見たる今日、本銀行は民衆に對するこの誓約を守つて、こゝに本銀行券の價值基準を對英六片と定め、崩壊したる舊法幣と離れること、致しました。從つて本銀行券の呈示者に

對しては何時にてもこの相場を基準として自由に外貨を賣り應ずるは勿論、舊法幣に交換を希望せらるゝ向に對しても舊法幣の市中相場を參酌して隨時定むる率によつて交換に應ずることに致します。又舊法幣を持參して本銀行券に交換を希望せられる向に對しても出合のつく限りなるべくその希望を容れることします。本銀行が常に一般民衆の福利を念としてることをよく了解せられ、舊法幣を用ひられる慣行より蟬脱し、本銀行券をもつて各般の取引を行ひ、今後又遠からずして來るべき舊法幣慘落の場合に豫め備へられんことを切に奨めする次第であります。

第五章 産業

第一節 上海の工業

上海は支那に於ける最も重要な工業都市であり、中國經濟統計研究所の一九三三—三四年の調査によれば、中國工場法の適用を受ける工場は全國の五〇%を占め、全支近代工場二、四三五のうち一、二〇〇工場が上海に集中してゐた。更に之を綿絲紡績、製粉、煙草、製絲の如き重要産業部門から見ても、これ等に屬する工場の大多數は上海に集中してゐる。即ち綿絲紡績工場は全國一二三六工場の内

六四工場が、煙草工場は六〇工場のうち四六工場が上海に集中してゐる。またこれを資本金額から見れば、上海工場の資本金額は全工場の四〇%に上り、労働者數及び生産物價格は全國の四三%及び五〇%を占めてゐる狀態である。上海の工業の始まりは一八六二年李鴻章が軍機製造工場を上海に創設して、支那に於ける近代的工業の魁をなして以來、五年後には曾國藩が上海の高昌廟に江南造船所を創立し、李鴻章は江南機器製造局を設けた。又一八七八年寶昌絲廠が外人の手で設立され、次いで一八九二年機器織布局が生れ、爾來外國資本の進出と共に外人企業の簇出となり、之に刺戟されて支那人企業も亦勃興し、遂に今日の狀態を呈するに至つたのである。斯くの如く上海及び上海附近に於ける工業は早くから外國資本に依る工場の設立が相次ぎ、其の勢力は上海工場の大半を占め、其の資本總額は一九二八年度の上海社會局の調査に依れば、約二億二千七百萬元で、中國工場資本の一倍半強であつたが、其の後更に増加して一九三四年には四億元を超え、工場平均資本は三百八十萬元以上であつた。之に對し支那側資本總額は一億五千九百萬、平均一工場の資本額は僅かに八萬九千元見當で外國工場資本の約四四分の一に過ぎず、到底比較の對照ではなくなつた。上海の代表的工業である紡績、製粉、製絲、煙草等のうち紡績、織布工業に於いては日本系工場が斷然首位を占めてゐる。

第二節 事變の影響

一九三五年支那の工業界は不況のドン底にあつて操短或は休業、改組、または工場に對する抵當權の實行による競賣若くは讓渡と云ふ悲慘な状勢が續いたが、翌三六年に形勢は一變して好況に向つた。この好轉の原因は幣制改革の斷行にもよるが、又農產物の豐收、從つて農村購買力の増加によつたもので、一九三六年下半期には閉鎖停業中の工場も復活し、更に工場の新設、設備の擴張改善を行ふものが續出するに至つた。斯くの如く上海の工業は事變前迄は大體好況を示し、工場建設も多少乍ら實現しつゝあつたのである。かゝる矢先きに上海は日支兩軍の激戦地となり、邦人の紡績工場は勿論、支那並に英國の紡績工場乃至其の他各種の工場は十中八、九は閉鎖休業の已むなきに至つたが、戰火の爲燒失の災に遭つたものも少くなかつた。即ち上海附近で完全に燒失したもの九〇五工場、此の他支那人經營の大小工場の被害は約一千に達すると云はれてゐる。また日本の公大第一紗廠なども戰禍に遭ひ、我が豊田紗廠及び日華紡浦東工場も支那軍の爲燒拂はれ、損害約三千萬圓、その他中小邦人工場の損害一千萬圓、其の合計約七千五百萬圓と推定されてゐる。上海市政府の調査に據れば、上海戰勃發以來、支那工場の被害は二千餘件に及び、被害は閘北一〇〇%、共同租界七〇%、浦東五〇%

で其の損害總額は内輸に見積つても約八億元と報告され、上海に於ける支那工業生産能力は殆んど全滅に瀕したと云はれてゐる。

工部局工場部の一九三八年度事業報告によると、事變前共同租界内（越界道路區域を除く）に於いては三、八〇一の工場が工場部に登記し操業してゐたが、今事變後復興した工場は次の如く報告されてゐる。

地　　區	工　　場　　數		勞　　働　　者　　數	
	一九三八年 五月　現在	同年九月末	一九三八年 五月　現在	同年九月末
中部地域	三一二	四六二	六、三一四	八、三四二
西部地域	八三八	一、四八四	五二、六三一	四六、四七八
北部地域	三八一	五九四	七、八八七	一一、四七六
越界地域	二二一	—	二五、八一一	二四、〇〇〇
東部地域	一〇九	—	三八、一五三	六四、〇〇〇
合　　計	一、八六一	—	一三〇、七九六	一五四、二九六

次いで一九三九年二月現在の報告による工場數は二千四百餘軒、男女工十六萬五十二名に達し、驚

くべき復興振りを示してゐる。しかしてこれを業種別に見ると、紡績織布及び染色の大中工場の新操業は三十六に達し、一萬二千名の労働者を擁してゐる。この他事變前近縣に散在してゐた小纖維工場が續々租界内に移轉し其の數は數百に達し、この小工場に從事する労働者は約一萬二千名に及んでゐる。絹糸工場の操業は四十三、従業員合計は二千名を超え、製紙工場の新設四、珊瑚鐵器工場の新設十三、皮革工場の操業は六十に及んでゐる。又約十年前に見られたやうな小規模の煙草工場が再び現はれるに至り、その數は二十を超えてゐる。

第三節 日本人工場の復興状態

事變前の上海に於ける日本人工場は紡績を除き工業同志會員工場のみで四十二軒あり、各工場とも相當の成績を擧げてゐた。しかるに事變の勃發によつて各工場とも一齊に閉鎖したが、戰局の奥地移動と共に紡績各工場の復舊を始め、昭和十三年二、三月頃から漸次復興を開始し、又新設工場も漸次出現して、同十四年六月末には上海の日本人工場の大部分を網羅する上海工業同志會所屬工場は五十二軒となつた。

日本人紡績の復舊狀況 上海附近の支那軍が一掃されるに及んで、上海の日本人紡績は直ちに工場、

建物の修理に着手し、昭和十三年以降諸般の經濟工作が漸次その緒に着くに及んで、夫々操業開始の準備に取かゝり、職工の募集、機械の手入れ等に從事し、個々に試運轉を開始した。かくて同年三月末には既に精紡約七十七萬錘を運轉し、次いで四月に入つて一齊に本格的操業を開始、爾來各社とも漸次操業率を増加して、五月末には八〇%、六月末には八五%となり、更に八月末には九〇%、九月末には九七%となり、遂に同年末には九八%、運轉精紡千二百六十萬錘となり、その後間もなく全運轉となつた。次ぎに破壊工場の復興状態を見ると最も被害の甚大であつた豊田紡第一、第二工場、日華紡浦東、吳淞兩工場の復舊には多額の資材と資金を要するため、當局は青島邦人紡同様一〇〇%の復興を禁止し、或る程度の制限を設けた。その結果豊田紡の第二工場並びに日華紡の吳淞工場及び織機一千四百九十二台の曹家渡工場移轉復舊が容認された。

次ぎに日本人紡績の支那人工場委任經營については、先きに當局の指令に基き中支支那人紡績三十七工場、精紡百三十萬錘、撚糸九萬三千錘、織機一萬三千台を自治的に割當て、夫々工場所有者に對して合作を交渉の結果、戰火により損害を蒙ひつたものに對しては或る程度の修理を加へ逐次運轉を開始したが、昭和十三年十二月末現在に於いて委任經營工場中運轉中のものは、十二工場、精紡約三十四萬錘、織機二千三百台を數へる程度であつた。

在華日本紡績生產設備一覽表(昭和十四年三月末現在)

一四六

		會社名		內地親會社		工場數		設立年資本金(千圓)		精紡機(錘)		燃絲機(錘)		織機(台)	
合計		大同公司	大興紗廠	大日本紡		二二七九六		一一〇〇〇	一五三	*	一〇〇〇〇	二七八九六	三六〇〇〇	一三六	一四三
		内外綿紗廠	内外綿	鐘紡	一	二二	二	一五〇	一五〇		一五〇〇〇	一七〇〇〇	三〇〇〇〇	一九〇	二九六
		上海紡織有限公司	東洋棉花					(絹糸)九五七〇	九五七〇		九五七〇	九五七〇	一〇〇〇〇	一五〇	一五〇
		東華紗廠	東洋棉花					(羊毛)二四〇〇〇	二四〇〇〇		二四〇〇〇	二四〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
		東豐紗廠	東洋紡					(加工月產)四〇〇〇〇	四〇〇〇〇		四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
		東田紗廠						一〇〇〇〇	一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
元		三三三	五四	九		一九二	*	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇		三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
		二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇		一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
		一千兩 綿紡	一千兩 加工	一千兩 月產		一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
		一千兩 絹糸				一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
	羊毛	五七〇	九五七〇	反		一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
		一〇〇〇〇	三三六六	一		一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇		一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
		八八	一九〇			一九〇		一九〇	一九〇		一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇

*印內地本社資本金

次ぎに昭和十四六月末現在に於ける工業同志會々員工場を示せば次の如くである。

寶成玻璃廠

寶生玻璃廠

寶昌化學工業廠

東方製冰株式會社

東華紙器工業廠

德康染料廠

東洋葉煙草株式會社

中華染色整煉公司

中和染色廠

黃浦鐵廠

第一公司工廠

大丸洋行

淡海洋行

雙福廠

中山鋼業廠

野村木材株式會社

大和造酒所

山口洋行

前田一二洋行

慶德橡皮公司

愛光社

小林紗帶廠

公和電工廠

康泰絨布廠

公興鐵廠

株式會社宏康毛織工廠

興華染色廠

延年藥廠

天通化學工業廠

亞細亞鋼業廠

安住化學工業廠

蘆澤印刷所

三和顏料工廠

明華糖廠

上海印刷株式會社

上海培塿合資會社

上海毛織株式會社

上海電工廠

上海化學工業廠

上海紙業公司

島喜商店

祥昌洋行

美華印染廠

精版印刷株式會社

須藤洋行

瑞寶洋行

瑞新澱粉公司

大日本皮革株式會社

世界通益橡膠廠

大中華留聲唱片公司

東亞煙草株式會社

上海平安船渠

尙ほ上海の紡績を除く邦人工場にして昭和十三年十二月三十一日現在に於いて企業を許可されたものは次の如くである。

鑄物及精煉工場	七	鐵板、鐵管、鐵線工場	六	機器製作工場	七
電動機、電器具工場	五	造船工場	二	アルミニユーム再製工場	一
琺瑯鐵器工場	三	黑鉛、マンガン粉工場	一	電球工場	二
硫酸工場	一	苛性ソーダ	一	銅、真鍮、アルミ加工	三
染料	一	石鹼工場	三	煉瓦工場	七
石粉工場	一	自動車組立工場	一	セメント工場	五
石灰工場	三	石材、建築材料	一	硝子、同器具工場	二

セメント製品	一	煉炭工場	一	製材箱板工場
バルブ工場	一	製紙工場	一	紙器工場
皮革工場	一	製麻工場	一	絹綿糸布加工
製棉工場	二	毛織物工場	一	メリヤス靴下工場
帽子工場	一	ゴム引布工場	一	帆布工場
敷物類工場	二	マツチ工場	一	ゴム製品工場
ホツク、ボタン工場	一	澱粉、生麩工場	三	製氷飲料水工場
ピール工場	一	酒精、樟腦薄荷	二	製粉工場
調味粉	一	硫安	二	植物油
塗料	一	印刷	四	酸素
インキ	二	棉花プレス	一	煙草
蓄音器、レコード	一	屠殺業	五	牧畜、園藝
屠殺業	一		九	
合計	一五〇		一四七	
	一		二	
	二		四	
	一		一	
	五		五	
	三		三	
	九		九	

第四節 日本人商社の現勢

事變後、上海に進出する邦人商社の數はおびたゞしい數に上つて居り、その増勢は今日もなほ繼續してゐるため、いまこゝに適確な數字を示すことは極めて困難であるが、試みに昭和十四年三月末現在に於ける業種別、日本人商社の數を示せば次の如くである。

印刷業	一七	印刷彫刻	三	印刷インキ	一〇
印刷用品	五	印刷機械	二	醫療器械	一
刃物	四	帆巾	八	花蓮	一
履物	七	バス	三	人參	一
法律及交渉事務所	五	紡績業	九	紡績機械及附屬品	二〇
帽子	一二	螢石	一五	鉗	一
珊瑚製品及藥品	六	防水布	三	ベニヤ板	一一
ペイント	一	ベルト	四	陶磁器	二
時計及貴金屬	一四	度量衡器	七	塗料	一三

茶	一〇	蓄音器	八	理髮器具
旅館	一八	落棉	九	海運及船舶
海產物	二〇	罐詰	三〇	紙
金物	四八	菓子	二六	果實
硝子	一七	堊塙及耐火煉瓦	一八	玩具
家具、室內裝飾	六	洋服	一三	洋品雜貨
冷藏	七	煙草	一四	タイ・ブライタ
羊毛	四	倉庫棧橋	一五	通關及運輸
造船	二	造花	一六	運動具
ネオン	四	ラヂオ	一七	蔬菜
靴	二五	藥種、藥品	一八	豚毛
燐寸	五	毛糸	一九	雞卵
建築材料	三五	化粧品	一三	織物
建築請負	二五	文房具	一四	六
	一九		一五	六
				三
				三
				一四
				三
				二六
				一八
				一四

寫眞機械	六	寫眞館	一一	酒類	一九
醤油及味噌	六	食料品雜貨	三五	棕梠	五
シヤツ	六	皮革	八	百貨店	八
表貝師	五	木材	一三	染料及顔料	二三
石炭	一〇	石油	七	石鹼及原料	一〇
船舶用具	五	清涼飲料	八	鮮魚	七
精肉	七	製氷	二	セメント	一八
セロファン紙	六	セルロイド	五	ストーヴ	八
スコップ及シャベル	七				

右に列挙したものゝ中には、大資本を擁する商社の支店は勿論のこと、その他小賣商店の類も含まれて居り、更に一商社にして數種の商品を取扱つてゐる商社もあるため、右の合計が必ずしも日本人商社の總數といふわけには行かないが、これによつて在留日本人の活動狀況を推測し得るわけである。次ぎに日本人商工業者にして、同業組合の組織を有するものゝ組合名並びに加入商社の數は左の如くである。

- 上海銀行水曜會(八) 海事懇話會(一六)
- 在華日本紡績同業會(九) 工業同志會(五二)
- 上海日商棉花同業會(八) 上海日商綿糸同業會(一七)
- 上海日商綿布同業會(三〇) 上海日商人絹輸入同業會(八)
- 上海日本毛織同業會(三三) 上海日本人穀肥同業組合(二〇)
- 上海日本人綿友同業組合(七) 中支麻業協會(七)
- 中支皮革業協會(九) 上海日本人糖商會(四)
- 上海日本人糖商會(四) 上海日本人螢石同業組合(一九)
- 上海日本海產物輸入商組合(六) 上海工業藥品同業組合(五四)
- 上海日本煙草卷紙同業組合(四) 上海染料同業組合(一一)
- 上海吳服洋雜貨商組合(一九) 中支葉煙草組合(五)
- 上海藥業組合(四五) 上海食糧品業組合(五九)
- 上海日本人書籍雜誌商組合(八) 上海日本人時計貴金屬寶石商組合(五〇)
- 上海洋服商組合(二一) 上海樂器蓄音器工組合(九)
- 上海洋服商組合(二一) 上海日本人通關業組合(一七)

上海鐵工同業組合（一五）

上海自動車商工組合（二五）

上海自動車組合（四二）

上海疊業組合（九）

上海石炭聯合會（四）

上海日本人紙商同業組合（五）

第五節 中支那振興會社及び日支合辦會社

中支那振興株式會社は中支那に於ける事變後の經濟復興及び開發を使命として昭和十三年十一月七日設立され、更に同社の關係事業會社として日支合辦の左記九社が維新政府の法人として夫々設立され、既に着々業績を收めてゐる。

△中支那振興株式會社

社名 中支那振興株式會社

所在地 上海乍浦路ピアスアパート内

設立日 昭和十三年十一月七日

目的 中支那における經濟の復興及び開發を助成するを目的とする。

資本金 一億圓（日本政府五千萬圓）

事

業 左の事業に對し投資又は融資を爲す。

一、交通及び運輸に關する事業。

二、通信に關する事業。

三、電氣、瓦斯及び水道に關する事業。

四、礦產に關する事業。

五、水產に關する事業。

六、前各項の他中支那における公共の利益又は產業振興のため必要なる事業。

特殊の事情ある場合に於ては中支那振興株式會社は政府の認可を受け前項各號に掲ぐる事業を自ら經營することを得。

△華中礦業株式會社

名 (支那名)華中礦業股份有限公司

所 在 地 上海北四川路三三三一號

設 立 日 昭和十三年四月八日

的 本會社は中支那に於いて鐵礦業並に之に附帶する業務を營むを以つて目的とす。

資本金一千萬圓(二十萬株、一株五十圓)。

中支振興會社が三百萬圓現金出資、殘餘は日本鋼管、淺野製鐵、中山製鋼、小倉製鋼、中日實業公司の現金出資とす。第一回拂込二百五十萬圓。

事業計劃 初年度百萬噸、爾後逐年百萬噸の増産を行ひ、五ヶ年後に年產五百萬噸に達せしむ。

△華中水電株式會社(前掲)

△上海內河汽船株式會社

社名 (支那名)上海內水輪船股份有限公司

所在地 上海北蘇州路

設立日 昭和十三年七月二十八日

目的 同社は上海を根據とし、中支に於ける主要内河航路の小蒸氣船及び發動機船並びに之が曳船に依る運輸營業を目的とし、日支合辦とす。

資本金 總額二百萬圓(内譯現物出資四十萬圓、現金出資百六十萬圓)現物出資全額拂込とし、現金出資は第一回四分の一拂込とす。

業務 (一)中支主要内河航路に於ける旅客及び貨物の運送 (二)船舶賃貸借 (三)倉庫及び碼

頭の經營等、前各項に附帶する事業。

△華中電氣通信株式會社(前掲)

△上海恒產株式會社

社名 (支那名) 上海恒產股份有限公司

所在地 上海北四川路阿瑞里

設立年月日 昭和十三年九月十日

目 的 大上海都市建設の計劃に伴ふ不動産の處理に當る。

資本金 當初二千萬圓、其の内維新政府は上海附近の官有土地約一千萬圓を現物出資、日本側より一千萬圓を現金出資(五百萬圓は既に拂込済)、將來增资の場合は日滿支及び第三國人からも廣く募集する方針である。

事業 上海恒產は國民政府時代の大上海都市計劃の實施對象となつてゐた上海市中心區を中心
に道路、港灣その他都市設備の建設を遂行することになり、第一期上海都市計劃の實施
に着手することになつてゐる。都市計劃實施區域内の土地面積は一千五百萬坪に上り維
新政府の所有地は兎も角、私有地は維新政府地政局に於いて申告を受付け、申告なき所

有者不在の私有地は都市計画実施の必要上、一應維新政府側で保管の形式を取り事業遂行を計るものである。

△華中都市自動車株式會社（前掲）

△華中水產株式會社

社名（支那名）華中水產股份有限公司

所在地 上海麥克利克路三五號

設立年月日 昭和十三年十一月六日

目的 上海魚市場の經營、中支沿岸を根據とする汽船「トロール」漁業及び汽船底引網漁業の經營等を目的とす。

資本金 五百萬圓、現物出資日本側百萬圓、支那側卅三萬圓（この中には現在營業中の上海魚市場及び漁船等）現金出資三百六十七萬圓（半額拂込）。

事業
(一) 市場の經營並びに水產物の賣買 (二) 中支那沿岸を根據地とする汽船「トロール」漁業並びに汽船底引網漁業の經營 (三) 製氷、冷藏、冷凍、漁獲物の運搬其他の附帶事業。

沿

革 中支那水産事業振興のためには己に上海魚市場組合が組織されて來たが、更に日支當業者の大同團結により漁業の統制と水產物配給の統制を圖る爲に同社が設立された。

尙同社は日支合辦維新政府普通法人で、上海に本店を置き中支那振興會社の子會社として其の統制を受けるものである。因に本會社は今次事變に基き成立せるもの故、全國漁業關係者の參加を期待する意味に於いて、日本側の出資は普く漁業組合系統團體、汽船底引網漁業者、輸出海產物取扱業者及び外地關係者等の間に分たれてゐる。

日本水產會社では五十圓株八千株を引受けた外、現物出資として同社專屬のトロール船第一博多丸以下三隻(乗組員共)を提供することになった。

△華中蠶糸株式會社

社名	華中蠶糸株式會社
所在地	九江路五〇號
設立日	昭和十三年十二月十日
目的	日本の蠶糸業と調整を圖りつゝ、中支の蠶糸業を復興し、これによつて生活せる支那農民及び勞働者の生活安定を圖る。

資本金 現在八百萬圓、内現物出資二百萬圓全額拂込、現金出資六百萬圓二分の一拂込。

昭和十四年三月頃現物、現金各一百萬圓を増資して一千萬圓とする豫定。此の場合の現金出賣は今回の創立に間に合はなかつた養蠶業者の出資に振當てる。

日本側出資者は片倉、郡是、鐘紡、三井、三菱等十五會社の製糸業者並に生糸貿易業者の外、片倉の日華蠶糸會社（瑞豐洋行と稱し蘇州に工場を有す）は現物出資の内に含まる。現在の現物出資者は無錫、蘇州、杭州の各生糸工場である。

六 事業 製糸工場の經營、蠶種の製造販賣、生糸の新規利用に關する加工並にこれ等に關する附帶事業。

△華中印書局

社名 株式會社華中印書局

所在地 上海

設立年月日 昭和十三年十二月十七日

目的 維新政府の國定教科書の發行及び一般出版印刷業を經營し、文化方面より日支提携の強化を圖るを目的とす。

資本金 日支合辦三百萬圓（一株五十圓、六萬株）、内支那側現物出資五十萬圓、日本側現金出資二百五十萬圓、現物出資は全額拂込、現金出資は四分の一拂込。

事業 維新政府の國定教科書の印刷發行、其の他一般印刷物の引受け、教育參考品、文具の製造又は取次販賣、諸刊行物の取次販賣。

第六章 上海の物價

第一節 上海の卸賣物價

上海の卸賣物價に關する支那側（國民政府）の調査としては一九二六年（民國十五年）を基準とする國定稅則委員會の調査があつたが、それによれば上海卸賣物價の總指數は一九三七年に於いて最高を示してゐる。しかして右調査は一九三八年八月を最後に公表されなくなつた。最近十ヶ年間の上海卸賣物價指數を表に示せば次の如くである。

上海卸賣物價指數

其の一

一九二六年＝100

一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
	106.7	103.1	103.5	102.0	103.0	101.3	101.0	101.0	101.5	101.5
糧食	食 食 料	其 の 他	紡織品	金 屬	燃 料	建築材料	化 學 品	雜 類	總 指 數	

上海卸賣物價指數 其の二

次ぎに事變後の上海卸賣物價指數は一九三七年十二月迄は昂騰の一途を續け、翌三八年一月から幾分低下の風潮を示したが、更に四月に入つて再び高調に轉じ、七、八月と漸次昂騰を示し、八月は遂に未曾有の高指數を示現した。事變直前の一九三七年七月以降三八年八月に至る上海卸賣物價指數は次の如くである。

上海卸賣物價指數表 其の三

上海卸賣物價指數表 其の四

	農產	動物產	林產	礦產	合計品	原料品	生產品	消費品	製造品	總指數
一九三七年七月	一〇六.七	一〇七.二	一〇四.六	一〇四.二	一〇四.九	一〇〇.四	一〇〇.五	一〇〇.八	一〇〇.七	一〇〇.八
八月	一一〇.七									
九月	一一一.二									
十月	一一一.七									
十一月	一一二.二									
十二月	一一二.七									
一九三八年一月	一一三.二									
二月	一一三.七									
三月	一一四.二									
四月	一一四.七									
五月	一一五.二									
六月	一一五.七									
七月	一一六.二									
八月	一一六.七									
九月	一一七.二									
十月	一一七.七									
十一月	一一八.二									
十二月	一一八.七									

第二節 生計費の昂騰

上海労働者生計費指數も戦争發生以來引續き昂騰を續け、一九三七年十二月にはあらゆる物價が昂

騰し、衣食住の騰貴率は特に甚だしく、既往の最高記録（一六七、二）を示現した。その後通貨の不安は物價高に拍車をかけ、一九三八年八月は一五七、七（以後公表されず）といふ指數を示した。

第三節 勞 動 貸 銀

上海に於ける事變前後の労働賃銀に關し、共同租界工部局工場部の一九三八年度年次報告によれば左の如くである。

賃銀率

一時間の賃銀率について一九三〇年より一九三八年に至る九年間の調査によれば、最高は造船業、印刷業、機械器具工業の銀十仙前後で、これと反対に最低は絹糸紡績及び綿絲紡績労働者の銀三仙乃至四仙である。綿糸紡績の如きは最多數の従業員を擁する産業であるにも拘はらず、その賃銀は最も低率である。また月給を基準として見ても、造船業、印刷業、機械器具工業は最高を占め、銀二十三元八仙乃至四十七元六十三仙で、絹糸工業及びマツチ工業従業員は六元三十一仙乃至十一元三十九仙となつてゐる。

いま事變前後の賃銀を比較検討するに、事變後最も多く低下したのは琺瑯鐵器、メリヤス工業で、その原因は上海市外の販路が杜絶したこと、大工場が破損を蒙り、または閉鎖を餘儀なくされため、専ら小工場が調査の対象となつたことによるものである。これと反対に賃銀の増加したもの、一例として綿糸紡績があるが、一九三六年の一時間三・九仙が同三八年には五・一となり、月收は一〇・

○五元から一三・三〇元に増加した。賃銀値上りの原因は人口の激増による綿糸の需要増大とこれに伴ふ熟練工に對する需要並びに綿糸市場に於ける操作の間接的影響によるものとされる。製粉工場の賃銀はさしたる變化はなく、製油工業及び製紙工業に於いては事變後僅かに一、二の工場が操業を繼續してゐるに過ぎず、これを事變前と比較することは困難である。

正味賃銀

一九三七年中、労働者の收入は大幅の低下を示したのに反し、生計費は反対に大幅の昂騰を見た結果、正味賃銀數は前年の一〇三・九六から一九八一・二七に急低下した。この状態は一九三八年に入つてもなほ改められず、收入は多少増加したが、生計費の昂騰がこれを上廻つため、正味賃銀指數は更に六二・八一にまで低落した。これを以つて見ても上海に於ける労働者階級の生活が如何に窮乏に陥りつゝあるかを物語るものといひ得るだらう。

第四節 事變後の小賣物價

事變後の上海邦商小賣物價(主として虹口地區)の趨勢を見るに、事變前の一九三六年各月の平均を一〇〇とする指數は左表の如く、これを商品別に見る時は、一九三九年六月末現在に於いて白米(一八五・二)の騰貴が最も甚だしく、乾物及び雑食料品(一五〇・七)がこれに次ぎ、日用雑品の騰貴率は

比較的輕微であつた。

上海邦商小賣物價指數表

(一九三六年各月ノ平均ヲ一〇〇トス)

一七〇

(備考) 上海日本商工會議所調查

次ぎに虹口地區を含まざる租界内市場の食料品小賣物價指數は左の如く、一九三六年各月の平均を一〇〇とすれば、一九三九年六月末現在に於いて、石炭の値上りが最も顯著であり、既に戦前の二倍以上の暴騰を示してゐる。その他肉類の一九四・三、禽獸及び卵類の一六四・一、穀粉及び糧秣類の一三八・九、野菜類の一三八・三、果實類の一二〇・四、魚類の一一九・二といふ順序である。

上海市場食料品小賣值指數表

(一九三六年各月ノ平均ヲ一〇〇トス)

一九三九年

六五四三二一

月 月 月 月 月 月

一五三

二五

卷之三

一九〇 一〇九 一〇一 一〇五 一〇〇
一九六 一九六

110

116

三一七

(備考) 工部局の調査による指數

一七三

第五部 上海と在留日本人

一、上海神社

江灣路新公園の手前に鎮座ましまし、在留邦人唯一の氏神である。その昔在留邦人の氏神であつた恵比壽神、諏訪神及びもと浦東帝國軍用地にあつた金比羅宮を合祀した滝上神社が、陸戰隊本部の裏手（六三園の隣り）にあつたが、昭和八年の上海事變で兵火の難に遭つたので、同年秋新たに現在の場所に建立し、同年十一月一日天照大神、神武天皇、明治天皇の三柱を始め建御名方命、大國主命を祀つて上海神社と改稱した。

今次支那事變に際しては陸戰隊附近が最も戦火の集中するところとなつた爲、神殿、社務所、拜殿に無數の銃砲弾が落下し、更に敵の空爆によつて一時は危険に瀕したが陸戰隊工作部隊の手によつて難なきを得た。現在財團法人たる上海神社理事會が管理に當つて居り、また經營のため中部、北部、西部、東部の在留邦人が各區で世話人會を組織してゐる。年中行事としては四大節、春季、秋季兩皇靈祭及び新嘗祭の外に一月二十八日の前上海事變記念、二月十七日の祈年祭が執行される。尙ほ脇殿

として招魂社が昭和八年十一月一日建立されたが、祭神は上海事變並に今次支那事變に於ける中支戰線戰沒將兵の英靈である。現在祀られてゐる祭神は、前上海事變戰歿將士白川大將以下八七〇柱及び昭和十三年四月十一日の二回にわたつて靖國神社に合祀せられた英靈倉永部隊長以下四、五三三柱及び加納部隊長以下一〇、三三四柱の併せて一五、七三六柱である。

一一、上海事變ご支那事變

上海事變

去る昭和六年、滿洲事變に呼應して、南支の排日運動は益々激烈となり、一時は政權を握つた廣東政府も、對日外交が次第に紛糾するにつれ、遂に政權を投出したので再び蔣介石の復歸となつた。然るに廣東派首領等はその背景である第十九路軍を率ゐて上海に引揚げ、抗日抵抗を續け、排日風潮は全支に澎湃としてみなぎり、長江沿岸を中心とする抗日運動は熾烈を極め滿洲事變後、邦人に對する暴行は相次いで各所に演ぜられ、越えて昭和七年一月八日の櫻田門外不祥事件を報じた國民黨機關紙の不敬文字に忿懥した上海青年同志會員は、かねて排日の策源地と目されてゐた三友實業社を襲撃、放火し、その歸途支那巡捕と衝突し死傷者を出すに至つたが、この事件を報道せる國民日報は、日本

海軍陸戦隊の掩護によるものであると曲筆を弄するなど、日支人の感情は愈々尖鋭化した。

日本側村井總領事の正式抗議文を受理した時の上海市長吳鐵城は、日本側の要求を容認し、反日團體の即時解散等を認めだが、上海抗日聯合會はこれを認めず、陳銘樞、蔡挺楷の十九路軍は既に北停車場から吳淞にわたつて攻撃體制を整へた。一方、吳鐵城は公安局巡捕二千名と共に逃亡して、共同租界内の不安が深められ、英、米、伊各國軍隊は協定の警備部署についていた。

我が特別陸戦隊も亦、その區域である北四川路、狄思威路一帯の配備に赴かんとして、昭和七年一月廿八日の夜十一時、市街行進中、支那正規軍及び便衣隊のため猛射され、我が軍は自衛上止むなくこれに應じ、遂に事變の火蓋が切られた。十九路軍は敵對準備が整つてゐたが、我が軍はたゞ在留邦人保護の目的で出動せるため、兵數二千數百に過ぎず、應戦すべくもなく苦境に陥つたが、連日にわたる不眠不休の奮闘に形勢は一變し、敵は不利と見て英米領事に停戦の斡旋方を頼み込み、一時戦鬪中止の協定が成立しあつた。然し理不盡な便衣隊の活動は熄まず、三十日朝、我が第一線及び後方に向つて猛烈な砲撃を始めた。我が軍は居留民の危険と、經濟的地盤確保のため、決然として反撃すべく積極的體度に出で、二月四日から停戦命令の出た三月三日迄、約一ヶ月にわたつて戦鬪が交されたのであつた。

支那軍は蔡挺楷を指揮者とする第十九路軍及び第五路軍で、日本軍は植田中將の第九師團の外、海軍陸戰隊の増援隊があり、それらは後に白川大將の下に上海派遣軍として統一された。その他第一遣外艦隊、水雷、驅逐艦隊、航空母艦能登呂も參加した。廟行鎮の戦鬪では肉彈三勇士が出で、その忠誠無比の勇敢な行動は廣く世界各國に知られ、皇軍勇士のため萬丈の氣を吐いたことは萬人の知るところである。

この事變は滿洲事變以來、反日感情の漸次顯著となりつゝあつた日米間の空氣を更に刺戟し、戰爭まで發展せんとする危機を釀したが、兩國の自制と停戰交渉の成立によつて、稍々緩和することを得た。而して歪められた日支感情の融和が漸く實現せんとしてゐた矢先き、遂に國民政府は昭和十二年支那事變を誘起せしめるに至つたのである。

支那事變

昭和十二年七月七日の蘆溝橋事件に次いで、上海附近では八月十三日夕刻から日支兩軍の交戰が開始された。これより先き上海附近の支那保安隊及び上海を包圍する支那軍隊は演習と稱して各所に陣地を構築し、明らかに停戰協定を無視して抗日戰備を進める一方、租界外在住の支那民衆は續々租界

内に引越しを始め全市は物情騒然、不安の氣が漲りつゝあつた。遇々八月九日陸戦隊第一中隊長大山中尉、齋藤一等水兵は視察報告のため共同租界越界路モニユメント路を自動車で通行中、多數の支那保安隊に包囲され、機銃小銃の射撃により、身に數十發の銃弾を受けて射殺された。取調べの結果は全然支那側の停戦協定違反と正服日本軍人への挑戦的行爲と判明した。然し我方は上海の特殊事情に鑑み、平和的に事件を處理するため、取敢へず最少限度の要求として、支那側保安隊の即時引揚げと停戦區域内の軍備撤退を申し出た。にも拘らず支那側は野砲、迫撃砲、機銃を有する約一萬の保安隊獨立部隊を上海に置き、一方南京、鎮江に中央軍の第八八師、蘇州の第八七師、松江、嘉興に第五五五六師を集め、無錫、常州の鐵道に沿つて第三六師を駐せしめ、合計約十萬の兵を以つて上海を包囲し、更に空軍は杭州、南京に待機した。八月十二日朝來支那保安隊は邦人居留民密集地に近い北停車場附近から、河南路、赫司克路一帶の支那街に進出し、西部方面の蘇州河に沿ひ内外綿對岸一帯にも進出、吳淞方面にも正規軍を入れ、且つ砲臺にも既に正規軍を移進させたと報ぜられ、觸發の危機切迫したため、北四川路北部方面在住の邦人は同夜北部小學校に引揚げるに至つた。陸戦隊は直ちに非常警備につき一部は租界内警戒配備についた。

八月十三日遂に支那側の不法發砲から日支兩軍の衝突となり、虹口一帶の我が陸戦隊警備區域に敵

の大軍が押寄せ、激烈な市街戦が展開せられたが、我が陸戦隊は寡兵よく之を支へた。

上海居留民の危急迫るや廟議遂に陸軍を上海に派遣するに決し、松井大將の指揮する上海派遣軍は居留民が一刻千秋の思ひをして待望する裡に、八月二十三日吳淞鐵道棧橋及び川沙口鎮（羅店鎮東方）附近に果敢なる敵前上陸を敢行し、世界敵前上陸戦史に其成功を謳はれるに至つたが、吳淞附近に上陸した倉永、鷹森の諸隊は吳淞クリーク南岸地區に於いて、又川沙口鎮上陸の和知、永津、安達、淺間の諸部隊また羅店鎮に進出後、二十數倍の敵の重圍を受け、茲に激烈な戦闘が展開せられ、倉永少將初め多大の犠牲を拂ふに至つた。八月三十一日軍は局面打開の必要上鷹森部隊を抽出して、吳淞鎮北側地區に上陸せしめ戰果を擴張し吳淞砲臺、寶山城を攻略し泗頭クリークの線に進出した。此の頃石井、田上部隊及び天谷部隊は新たに吳淞附近に上陸して直ちに戦線に参加せる外、別に飯田支隊を虬江碼頭（現在飯田棧橋と稱す）に上陸せしめ、八日に亘る激戦の後當面の軍工路陣地を突破して市政府に進出し、公大飛行場の使用を可能ならしめた。

九月七日以降天谷、田上、石井各部隊は一齊に泗頭クリークの線を越えて攻撃を開始し、クリークと部落とを點綴する敵數線の陣地を擊破し、同月十二日概ね時を同じうして月浦鎮、楊行鎮、廟村の敵抵抗陣地を突破し、更に困難なるクリーク戦を續けて叔里橋、金家灣、王丸房等の堅陣を破り、田

上部隊は九月三十一日劉家行を、石井部隊は顧家宅を奪取し、又四旬に亘り敵の重圍に惡戦苦鬪せる和知、永津部隊は淺間、安達兩部隊の叔里橋突破に伴ひ羅店鎮より大々的攻勢に轉じ、荻經クリークを越えて猛撃を續け茲に大場鎮攻撃の端を開いた。

九月中旬から下旬にかけて逐次中支に増加せられた加納、津田、脇坂、下枝、重藤部隊等を第一線に増加し、蘊藻濱クリーク北岸地區に大場鎮總攻撃の態勢を整へ、十月初めから一部を以つて羅店鎮西方の敵を牽制すると共に、西は南翔から東は江灣に亘る艇々十二粍、深さ六粍に及ぶ一大陣地帶に對する一大攻撃戦が展開せられた。

加納少將部隊長以下多數の忠勇なる犠牲を拂ひ、攻撃約三週間遂に大場鎮一帶の陣地を突破し、十月廿六日大場鎮を完全に占領し、蘇州河の線に敵を急追した。海軍陸戦隊も亦陸軍の攻撃に呼應して一部を以つて江灣に突出し西部正面は閘北に攻撃を敢行し閘北一帯を掃蕩した。大場鎮占領により上海戰線は頓に活氣を呈したが嘉定、南翔及び蘇州河南岸の敵陣は極めて堅固にして我が攻撃意の如へならず、戦死傷者續出し戦局の前途憂慮すべきものあつたが、勇敢なる我が軍は之に屈することなく猛攻に次ぐ猛攻を以つて敵を壓倒した。偶々十一月五日杭州灣に柳川兵團の『日軍百萬上陸』して敵の背後を脅威し、快速部隊は青浦、安亭に進出するに及び、我軍の果敢なる敵前渡河攻撃と相俟つて蘇

州河南岸の敵は遂に瓦解し、南方に潰走を始め我軍は之を急追して虹橋飛行場龍華を占領し、茲に南市を全く封鎖するに至つた。十一月九日我軍は南市に在る支那住民を慰み、軍隊は抗戦を止めて撤去すべき旨を勧告したが、敵は應ふるに銃砲を以つてしたので、遂に我が川並、鷹森兩部隊は日暉港クリークを越えて猛撃を開始し壯烈なる市街戦を演出し、十二日完全に全市の掃蕩を終つた。

之と同時に浦東に蟠踞する敵軍掃蕩の必要を認め、津田部隊をして海軍陸戦隊と協力、黃浦江を渡り浦東に上陸、十二日市街の掃蕩を終つた。之より先き支那軍は事變勃發と共に日清汽船を埋没して黃浦江の航路を閉塞して居たので、南市、浦東の占領と相前後して我海軍は兩岸の敵と戦鬪を交へつゝ、閉塞船を啓開し黃浦江を遡江して南市に入つた。

上海周邊の敵を擊破するや我軍は馬を憩ふ暇もなく、柳川兵團各部隊は太湖以南の地區から、上海派遣軍の各部隊は太湖以北の地區から大々的の攻勢を取り湖東會戰、南京會戰が展開せられ、更に徐州會戰、安慶攻略戦に進展し、遂には武漢大會戰となり、北支に於いては皇軍長驅五省を席捲し南支に於いては急遽廣東を攻略し、事變はこゝに愈々擴大するに至つたのである。

三、在留日本人の人口

上海に於ける在留日本人の數は、明治十年頃には僅か百人内外であつたのであるが、急激な増加を見るに至つたのは日露戰爭後のことである。歐洲大戰當時には早くも一萬一千七百四人（大正四年六月末現在）を數へるに至つた。更に大戰後日本紡織工業の上海進出を機に、上海を根據地として中支に進出を企てるものが相次ぎ、昭和十年四月現在の統計では朝鮮、臺灣を合して二萬九千三人であつた。

次いで昭和十二年八月上海に戰雲がみなぎるや、大多數の居留民は一時内地に引上げたが、その後戰爭の推移とともに、復歸するものが日増しに増加し、昭和十四年一月一日現在に於ける日本總領事館の調査によれば、在留日本人の人口は三萬七千八百七十一を數へ、前年同期に比し二萬七千四百六十人を増加した。その後便船毎に來滬する新渡來者をも加へて、物凄い増加ぶりを示し、昭和十四年六月一日現在の調査では在留日本人の人口は四萬四千八百五十一となり、五月の四萬九百十六人に比し、僅か一ヶ月の間に三千九百三十五人を増し、事變後中支に發展せんとする日本人進出狀況の一端を物語つてゐる。

なほ六月一日の四萬四千八百五十一人を性別に見ると左の如くである。

男 二五、七七六(内小供四、八六三)

女 一九、〇七五(内小供四、六九九)

合計 四四、八五一(内小供九、五六二)

四、上海日本總領事館

上海日本總領事館は黃浦路一〇六號に在り、總領事(現總領事、三浦義秋氏)の下に領事、副領事、並びに警察部長、警察署長等が所屬してゐる。明治五年一月十日領事館が開設され、次いで同廿四年六月總領事館に昇格、今日に至つてゐる。(初代總領事、品川忠道氏)

現在總領事館の機構は五課六部に分れて居り夫々の事務を擔當してゐる。

△各課組織

一、電信課

一、會計課

一、旅券課(旅券並に船舶事務)

一、文書課

一、記録課

△各部組織

一、行政部(居留民に關する一般行政事務)

一、經濟部(財政經濟交通通信に關する事務)

一、涉外部(他の部課に屬せざる對外一般事項)

一、情報部(情報啓發工作)

一、警察部

第一課(警察署)

警務係(一般庶務)

行政係(營業、兵事、衛生事務)

庶務係(在留届、戸籍、諸證明、支那人雇傭、家屋其他に關する事務)

司法係(刑事事務)

第二課(特高警察事務)

一、司法部(裁判並に執行事務)

即ち駐在總領事は上海に在住する日本人に對して（一）在留規則（二）警察犯處罰令（三）各種營業取締規則（四）學校に關する規則等を適用し、行政上の取締りをなす一面、警察官をして居留民の直接保護に當らしめてゐる。從つて右諸法規の違反者には在留禁止、營業停止、科料、罰金、拘留等の行政上または司法上の處分をも行ふのである。特に營業に關しては營業許可願を提出して許可を得なければならぬのは勿論、上海に在住せんとするものは、在留規則に従つて在留届を出さなければならぬことになつてゐる。

五、上海居留民團

民團の沿革

上海居留民團は法律に據り在留帝國臣民を以つて組織せる自治團體である。現在居留民團のあるのは天津、青島、濟南、漢口、北京及び上海の六ヶ所である。

上海居留民團は明治四十年九月一日に設立せられ、今日に及んで居る。其の管轄地域は外務省令により各國共同居留地、佛國專管居留地、上海特別市區域と定められ、右地區内に居住する帝國臣民及び法人を以つて構成されたものである。專管居留地を有しない點、天津、漢口等と異り、義勇隊を有

する點は内地の市町村と趣きを異にするものである。其の他は内地の市町村役場と同様、在留邦人のため學校、診療所、其の他各般の社會施設の經營に當つてゐる。在留邦人は總べて其の施設を利用する權利を有すると共に、經費分擔のために所得に應じて民團課金を納附する義務を負ふものである。其の施設も日を逐つて廣汎多岐となり、設立當時の豫算二萬數千弗が昭和十四年の今日では百二十數萬圓となり、邦人發展の一端を物語つてゐる。

民團の組織

内地の市制と同じく議決機關として居留民會があり、執行機關として民團長がある外、諸問機關として民團參事會が設けられてゐる。民會議員は現在定員四十名である。選舉權は六ヶ月以上の課金負擔者に與へられ、隔年總選舉が行はれる。參事會員の定數は七名である。民團長の下には助役があつて、民團長を補佐してゐる外、事務は總務、學務、主稅、調度、社會、會計の六課に分れ、また別に復興資金部があり、政府貸下の復興資金の運用に當つてゐる。

事業の概要

現在民團經營の學校は小學校五、女學校一、商業學校一、中學校一、實業學校一であるが、邦人の增加に伴ひ、近く小學校の増設、女子商業學校の新設を見る筈である。

居留民團立學校調（昭和十四年七月一日現在）

學 校	名 所	在 地	創 立 年 月 日	生 徒 數	職 員 數
日本尋常高等小學校	北四川路九六一號	明治四十年十一月三日	一、五八一	三五	
東部日本尋常小學校	平涼路一四六五號	大正十五年四月一日	五八七	一五	
西部日本尋常小學校	膠州路六〇一號	昭和二年四月一日	四七四	一四	
中部日本尋常小學校	靶子路八六號	昭和四年四月一日	一、四八四	三四	
第二北部日本尋常小學校	松井通(櫻小路)	昭和十四年四月三十日	七八七	二三	
日本高等女學校	歐陽路二二一號	大正九年四月一日	七六五	二九	
日本商業學校	平涼路二、一〇三號	昭和五年十月十四日	五〇六	二五	
日本中學校	施高塔路二〇號	昭和十四年四月三日	一〇四	一一	
日本實業青年學校	施高塔路二〇號	昭和十一年四月一日	六、五五四	一八	
合 計			六、五六六	二〇三	

(備考) 職員數中ニハ代用教員、講師ヲモ含ム

次ぎに民團診療所は内外科、小兒科に別れ安價親切を以つて在留民衛生方面に貢献してゐる。また社會課は家屋係、職業紹介係、勸業係、兵事係等の事務を處理して居る。右の外墓地、火葬場の經營、事變によつて生れた接待所の經營、街路の清掃等總べて居留民の福祉のためあらゆる方面に活動し、

在留民のよき相談相手として健全な發達を見つゝある。

六、興亞院華中連絡部

昭和十三年十二月、興亞院が東京に成立して以來、各地連絡部の設置に關し種々協議の結果、上海には華中連絡部が設置されることとなり、翌十四年三月十日官制の公布を見るに至つた。即ち興亞院連絡部設置に伴ふ官制改正に關する勅令並に閣令のうち興亞院華中連絡部に屬さしむべき興亞院職員の定員に關する件(勅令第四十六號)を見るに

第三條 興亞院華中連絡部に次の興亞院職員を置く。連絡部長官、連絡部次長各一名、書記官専任十一名、調査官専任三十名、うち勅任となし得るもの五名、事務官専任四十六名、技師専任十三名、うち勅任となし得るもの一名、通譯官専任二名、理事官専任十三名、通譯官専任五名

となつてゐる。而して長官には海軍中將津田靜枝、同次長に陸軍少將楠本富隆兩氏が任命せられた。最初華中連絡部は三月十五日北四川路新亞細亞ホテルに臨時開業したが、四月末、現在の北四川路一九一號、陸戰隊前に移轉しこゝに本據をおくこととなつた。その結果從來の陸海軍特務部は解消して之に吸收され、人的要素も其のまゝ華中連絡部に引繼がれた。この組織は津田長官の下に楠本次長があ

り、その下に官房、政務局、文化局及び經濟第一局、同第二局、同第三局の各局が置かれ、政務局長は楠本次長が兼任し、小別當海軍中佐、高橋九二陸軍少佐が調査官に、文化局長は元外務省電信課長森喬氏が決定し、菅野陸軍中佐、廣瀬陸軍中佐、久保田海軍中佐がこれに入り、經濟第一局は經濟全般陸上交通、一般產業其の他を處理するもので、局長洪思翊陸軍大佐のほか加治中佐、佐藤末次少佐、植松正孝海軍少佐が入り、經濟第二局は水運、通商貿易關係で局長大野竹二海軍大佐のほか大村利嘉陸軍中佐、土井美二海軍中佐、伏下哲夫海軍少佐及び島田副領事が、經濟第三局は金融、稅制關係で局長安藤秋道氏（元長崎稅關長）のほか高岡尙大尉及び服部領事がこれに任じ、官房には渡邊利興、陸軍少佐、赤木敏郎海軍大尉がゐる。（昭和十四年四月末現在）

以上の組織と陣容の下に事變處理機關として中支の新政權保育、文化、經濟等の各建設に邁進することゝなつたが、其の第一着手として官民各調査機關を統合して『中支調查機關聯合會』を創設し、中支那にある官民主要調查機關の相互協力の下に、我國の中支那に對する政治、經濟、文化諸方策の確立に必要なる現地調査を行ふことゝなつてゐる。

尙ほ中支那に於ける營業許可は從來總領事館又は軍方面で受理してゐたが、五月以降左記種目に限り中支那方面陸海軍占領警備區域中、軍直轄地域内の營業許可の申請はすべて興亞院華中連絡部に於

いて受付けると共に、これが營業の取締りをも實施することになつた。

- 一、金融業 二、交易所 三、倉庫業 四、保險業 五、交通業 六、電氣通信業 七、電氣、瓦斯、水道業 八、市場、屠獸場 九、鑄業 十、製造工業（家内工業程度のものを除く）十一、水產業 十二、製塙業 十三、其他重要企業

七、其の他諸機關

東亞同文書院

東亞同文書院は明治三十三年、近衛篤磨公を會長とする財團法人東亞同文會が、日本の専門學校令に基いて設立したもので、日支兩國の交誼を厚くし、有爲の人材を養成する目的を以つて最初は南京（南京同文書院）に設立されたのであるが、同年北方に拳匪の亂が起り、その餘波が長江にまで及ばんとしたので、八月校舎を南京から上海に移し、名を東亞同文書院と改めた。この時の學生は縣費留学生、農商務省練習生、同文會留學生及び私費生を併せて僅かに十四名であつた。

その後支那に對する關心が昂まるにつれ、漸次生徒數を増し、多數の卒業生を送り出したが、その間、戰禍を蒙むつたことは再三ならず、特に今次事變に際しては虹橋路（昭和十二年十月以降）にあつ

た校舎は暴逆な支那兵によつて破壊されたゝめ、一時長崎に假校舎を設けて授業を繼續した。次いで昭和十三年四月、上海附近の戦火がおさまるのを待つて現在の位置（徐家滙海格路南洋大學跡）に開校し、更に昭和十四年年四月からは大學に昇格することになつた。なほ十四年七月末現在に於ける生徒總數は五百二十三名に達してゐる。

自然科學研究所

一九二四年（大正十三年）二月日本政府は支那政府との公式協定（所謂出淵、汪協定）に基き、北京に人文科學研究所を設立すると共に、上海では自然科學研究を創設すべきことが定められた。次いで翌年十一月兩國政府が任命した日支兩國委員を以つて組織する東方文化事業上海委員會の成立を見たがこれが今日の上海自然科學研究所の母體ともいふべきものである。同委員會は一九二六年十二月第一回總會を上海で開き、研究所の組織大綱を決定したが、研究所設立の目的とするところは、自然科學の純粹學理を探究し、以つて支那に於ける自然科學の發達を圖るにあつた。

その後濟南事件（昭和三年）滿洲事變（昭和六年）上海事變（昭和七年）と極めて多難な途を歩んで來たが、更に今次支那事變に處して、東亞再建設の礎石として科學報國に邁進してゐる。現在祁齊路三二〇號の同研究所は、敷地總面積二〇、七一五坪、ゴチツク風の近代的建築物で、別に研究用附屬建物

として植物溫室、動物舎、磁器室、子午儀室、燒却爐、藥品倉庫等の設備がある。

日本俱樂部

日本俱樂部は文路二九五號にあり、明治三十七年、在留日本人の社交機關として創設され、極く最近まで日本人俱樂部と稱してゐたのであるが、昭和十四年四月、これを日本俱樂部と改稱するとともに、會員たるべき資格を擴大して新たに中外人の加入を認めることとなり、國際親善にも寄與せんとするものである。

會員の種類としては正會員（上海在住の日本人）特別會員（上海在住の地位名望ある中外人）地方會員（上海以外に居住する日本人）客員（帝國大公使並に陸海軍首腦者）名譽會員（本俱樂部に對する功勞者）の五種とし、昭和十四年七月十日現在に於ける會員總數は一千名を突破するに至つた。その内譯は左の如くである。

正會員	一、〇八七名	特別會員	九	地方會員	八	名譽會員	六	合計	一一〇
-----	--------	------	---	------	---	------	---	----	-----

なほ現在の建物は大正三年三月に建築された舊館を今次の改名と同時に増築したもので敷地面積八百三十坪、建坪三百五十三坪の四階建で、食堂、玉突場、圍碁室等の設備があり、また新公園の北方に約六千五百坪の附屬園を有し、テニスコートがある外、事變前には春秋の園遊會、運動會等に使用

されてゐたが、前上海事變及び支那事變に際しては敵の主要陣地となつたため、建物その他殆んど破壊されてゐたのを、今事變後修理を施したものである。

上海日本商工會議所

上海日本商工會議所は今から約三十年前の明治四十四年十一月十一日、當時武漢の第一革命が風雲急を告げる真中に、在上海日本人實業家の自治機關として誕生した。最初は『上海日本人實業協會』と稱し、當時上海居留民團及び日本人俱樂部とも武昌路三號（今の東本願寺）に事務所を持つてゐたのであるが、大正八年四月十五日、『上海日本商業會議所』と改めて内容を充實し、更に昭和四年四月十六日、日本の各商業會議所が商工會議所と改稱されたのに伴ひ、再度名稱を『上海日本商工會議所』と改め、同時に事務所を黃浦灘路二四號、横濱正金銀行ビル内に移し、在上海日本人商工業者の常設機關として各般の事業を行なつて來た。

しかるに今事變後、上海に進出する日本人業者の數は急激に増加するに至つたので、昭和十三年十二月三十一日發令の領事館令に基き昭和十四年四月機構の改革が實施され、更に七月一日事務所を現在の天潼路二八八號に移轉し、こゝに名實ともに新機構の上海日本商工會議所が實現するに至つたわけである。

なほ現在商工會議所會員たるべきものゝ資格は

一、上海居留民團に對して一定額の戸別課金を納入する商工業その他産業に從事するもの
二、外國の法令により設立せられたる會社にして役員會の承認せるもの

と變更された結果、昭和十四年七月末現在に於ける會員商社は五百三十七社を數へるに至つた。因みに上海日本人實業協會創立當時の會員數は僅かに三十二商社に過ぎなかつた。

在華日本紡績同業會

在華日本紡績同業會は大正十四年六月十八日の創立になり、事務所を黃浦灘路二四號、橫濱正金銀行ビル内に置いてゐる。本會は日本人の經營する在華紡績會社を以つて組織され、本部を上海に設けて夙に支那に於ける紡織企業の發展に重要な地位を占めて來たのであるが、今事變後の昭和十四年四月以降本部を大阪に移し、支部を上海、青島、天津、東京の各所に設置することになつた。現在會員數は二十社で、うち在上海會員は九社である。會員名左の如し。(括弧内は工場所在地)

日華紡織株式會社(上海)

東華紡績株式會社(同)

株式會社豊田紡織廠(上海、青島)

同興紡織株式會社(上海、青島)

大日本紡績株式會社(上海、青島、天津)

内外綿株式會社(上海、青島、天津)

裕豐紡績株式會社（上海、天津） 上海製造絹絲株式會社（上海、青島、天津）
上海紡織株式會社（上海、青島、天津） 日清紡績株式會社（青島）
長崎紡織株式會社（青島） 富士瓦斯紡績株式會社（同）
中興紡績株式會社（天津） 華新紡績株式會社（天津）
雙喜紡織株式會社（同） 株式會社天津紡績公司（同）
天津吳羽紡績株式會社（同） 岸和田紡績株式會社（同）
裕大紡織股份有限公司（同） 泰安紡績株式會社（漢口）

なほ本會の事業としては、在華日本人紡績共通の利害關係を有する政治的、經濟的一切の事項を統制處理してゐるが、最近中支特に上海方面に於ける主なる業績は、占領地域内支那紡績工場の引受運營、北支棉花の割當統制、中支棉花協會の設立、上海棉業取引所の創設及び支那棉花の改良増產を目的とする華中棉產改進會の設立等である。

八、戰 跡 巡 り

陸戦隊本部西北方約一糠半の虹口クリークに架けられた橋梁及び附近一帯の地を八字橋と呼んでゐる。曩の上海事變に於いて我が戰車隊の激戦地として有名である。

今度の事變では同地方一帯は堅固なる陣地を構築し第八七、八八、八二師の有力部隊を以つて八月十三日突如不法攻撃をなした。我方は之に應戦、午後四時には敵は西八字橋を爆破すると同時に警備攻撃をなした。依つて我方も止むを得ず迫撃砲を以つて應戦、西方に擊退したが、十五日には夜襲し來り、十六日には八字橋東北方、特志大學方面より太田、伊藤、橋本部隊に向つて山砲、野砲の有力なる敵の大部隊が逆襲した。これに對して橋本部隊は寡兵八百を以つて八字橋より水電路、廣中路、江灣路を經て沙涇口クリークに至る蜿蜒二哩に亘る第一線を死守し敵に多大の損害を與へた。然しこの戦鬪に於いて貴志部隊長を始め甲斐、城各部隊長は名譽の戦死を遂げた。こゝは閘北と共に敵の主要陣地であつた。十月二十七日大場鎮の陥落と共に我が陸海軍の掃蕩が行はれた。

商務印書館

商務印書館は北停車場と陸戦隊本部を結ぶ中間、寶山路にある。敵の閘北陣地の重要據點であつた曩の上海事變に於いて、我が攻撃により徹底的に損害を蒙り修復せる處、再び彼等の據るところとなつたものである。附近の密集せる大家屋に構築された陣地は、幾度か我方の砲撃、空爆によつて損害

を與へたが、敵は數回に亘り、新手の有力部隊を得て租界線に迫り、八月二十一日などは同方面正面の寶興路、虹口路、東虬江路一帯は再三夜襲を敢行して來た。更に二十三日の拂曉には敵の猛撃により一時は我が戦線は危しとさへ思はれるに至つたが、皇軍の死闘はよくこれを守ることが出來た。以後同方面の中央軍は吳淞方面に移動したが、大場鎮の陥落により、全線退却し、十月二十七日にはさしもの堅陣も寶山路より西進した大西部隊、佐野部隊の聯繫によつて同地を占據するに至つた。

赫司克路ボケツト地帶

邦人密集地帶に近い靶子路、北四川路が交叉してゐる地帶である。南方は共同租界で外人義勇隊の警備區域であつた。北四川路方面よりの我攻撃は不自由を極めたが、空軍の巧妙なる聯繫による爆撃でさしもの堅陣も崩壊するに至つた。十月一日陸戰隊士師部隊は路上のトーチカを占據、老靶子路方面より北進の同部隊の佐藤部隊と共に敵を上海印刷所附近に包囲し、肉彈戦を以つて奪取するに至つた。

鐵路管理局並に北停車場

管理局は赫司克路の西方にあり、國民政府交通部に屬し、京滬、滬杭甬鐵道の管理を行ひ、曩の上海事變以後に建てられた八階建の堅固なコンクリート造りにして、それ自身堅固なる要塞をなしてゐる。

た。事變突發後は北停車場と同様共同租界に接近する特殊地域を利用し、敵の右翼部隊がこれに據つてゐた。土師部隊は閘北總攻撃後十月二十七日幾多の犠牲を拂つたが遂にこれを占據してしまつた。一方北停車場は管理局と同様閘北戰線の最右翼として執拗なる抗戦をなしたが、これも前者と同日土師部隊によつて占められた。同地は京滬線（現在の海南線）、滬杭甬線（現在の海杭線）の要點で敵は共同租界、南市等より入れ替り、たち替り新手の兵を補充して頑強に抵抗を試みたところである。

楊樹浦

共同租界東部方面就中楊樹浦、黃浦江沿岸は我國の汽船會社、棧橋、倉庫、紡績工場並に住宅等が多數に存在してゐる。八月十三日以後は遅早く陸戰隊が警備の任についた。然し敵は有力なる大部隊を以つて租界侵入を企てこゝに幾度か彼我の間に激戦が行はれた。即ち同方面一帶は敵の銃砲彈並に空爆によつて火災を生じ、内外人所有の建築物も大部分烏有に歸した。戰鬪の最も熾烈であつたのは八月十七日の敵の夜襲にして、翌十八日迄、延長十六時間ぶつ通しに行はれ、我が陸戰隊は裝甲車を先頭に公平路を北進、渡邊部隊長指揮による我が兵は敵の第一陣地西華德路の砲擊に移り、白兵戦の結果は敵の第一陣地を占據した。翌八月十九日より二十日拂曉に至つては、敵は我に十數倍する勢力を以つて右翼の最前線柴北部隊を攻撃し來り、同隊は勇戦、奮闘之を擊退。八月二十一日夜には敵は

楊樹浦方面西部に戰車を先頭として、迫擊砲、機關銃を以つて同地警備の月岡部隊の正面を襲撃し來り、我方は直ちにこれに應じて反撃を加へたが、敵は幾度か執拗なる夜襲を試みた。此の戰鬪中大淵部隊長以下數名の陸戰隊勇士は公平路に於いて敵戰車二臺及びクリーク中に墜落せるもの一臺を捕獲した。二十二日夜には匯山公園北方地區の敵三六師の有力部隊の逆襲を受けたので、我が土師部隊は之を反撃租界外に退けた。

飯田棧橋及び東部軍工路

國民政府は國權回収の一手段として虬江碼頭を大々的に設計し租界の繁榮を市中心地區に吸收せんとし、碼頭工事半ばにして今次事變に至つた。北支事變起るや蔣介石は我軍の上陸を虞れ黃浦江岸殊に東部軍工路、市政府附近に陣地を設備し、上下する日本船を射撃した。

九月六日飯田部隊長は軍工路の開放、公大飛行場の確保と云ふ任務で主力を以つて滬江大學附近に中村部隊を以つて虬江碼頭に上陸した。敵の抵抗極めて頑強で攻戰八日、飯田部隊長始め幹部の大部を喪ひ、壯烈悲壯を極めたが生残つた森原大尉よく部隊長の遺志をつぎ力攻更に五日間、九月十三日午前遂に軍工路の堅陣を突破し、市政府に進出し日章旗を高く樓上に揚げた。

軍工路の敵陣地は滬江大學東北約五百米附近「クリーク」を右翼とし、道路に沿ひ本陣地を築き鐵條

網を張り其の前方の畦を利用して數線に陣地を構築して居た。軍工路敵陣突破により我陸海軍の公大飛行場の使用と吳淞上陸軍と上海との連絡が可能となり、其の功績は殊に偉大であつた爲、飯田部隊は松井軍司令官から感狀を授けられ其の名を永く戦史に止めることとなつた。

飯田部隊奮戰の地として行人の涙をそゝるものは虬江碼頭職員官舍跡（飯田部隊長の戰鬪指揮に當れる所）飯田棧橋（中村部隊奮戰の地にして飯田部隊數百の死傷者を收容せし所）飯田部隊長以下の墓地及び此の附近の軍工路である。

市政府、市中心地區、松井通

市中心地區は國民政府が國權回収、租界解消の目的を以つて立案した大上海都市計劃に基き、建設途中にあつたもので市政府、圖書館、博物館、病院、大運動場及び吏員の官舍等若干のものは完成し虬江碼頭其の他工事に着手したばかりのものも尙くなかつた。事變前上海市政府は既に此所に於いて政務を執行して居たものである。事變勃發するや此の附近一帶は支那中央軍の據る所となり、市政府は敵軍の戰鬪根據地となつて居た爲、我が艦砲射擊の目標となつた。

九月十三日森原部隊は軍工路陣地を突破し、敗敵を追つて同日畫頃市政府一帶の地區を占領し、片山部隊も亦北方殷行鎮方面から前進して、市政府北方音樂學校附近に進出し、江灣附近の敵と相對峙

するに至つた。此の日片山部隊と共に躍進した細見快速部隊は重疊する敵陣地を蹂躪して、復旦大學附近に至り又一隊は其美路（松井通）を南下して海軍陸戰隊と連絡を取つた。

市中心地區の各道路は國民政府の功勞者又は政策、主義等を表徵する名稱を附してあつたが、將兵の記憶に不便なりとし赫々たる皇軍の戦捷を後世に記念せしむる爲加納、倉永等上海戰歿部隊長の名や關係の地名を取つて日本式の名稱がつけられた。

其美路は將來大上海建設の爲の大動脈となり、又軍事上からも極めて重要な道路であるので、軍司令官松井大將の名を冠し之を松井通と名付け從來の路幅が狭いので小野部隊が戰鬪の餘暇を利用して路幅五十米の大擴張を計劃し昭和十三年十月一日其の第一期工事を完成し開通式を行つた。

江 湾

（江灣鎮、江灣競馬場、復旦大學）

江灣鎮は上海防衛上の要衝である。從つて昭和七年の上海事變に於いても江灣は有名なる激戰場であつて林少將、空閑少佐の壯烈な最後は今尚國民の腦裏に深く刻まれて居り、其の墓標は行人をして躊躇低徊去る能はざらしむるものがある。

今次事變に於ても此地は再び敵の嚴重なる防備を施す所となり、市政府附近に進出した我片山部隊は江灣鎮、復旦大學、競馬場一帶に數線に構築した堅陣を寡兵を以て突破するは、徒らに犠牲を拂ふ

結果となるを慮り力攻を避けて對峙し、後谷川部隊到着するに及び之と交代して大場鎮攻撃に參加した。谷川部隊亦對陣約一ヶ月の後主力の北方よりする大場鎮攻撃開始せらるゝや之に呼應して猛然立つて攻擊を開始したが、敵は復旦大學及所在の建物を利用して堅固守備し頑強に死守した。十月二十六日大場鎮陥落するや前線總崩れとなり潰走を始めたので谷川部隊は直ちに急追を開始し敗敵に多大の損害を與へつゝ蘇州河の線に敵を壓迫した。江灣競馬場は一名萬國體育場と言ひ往時競馬場として有名であつたが、最近はゴルフ場として使用せられて居た。復旦大學は抗日教育の徹底することに於て有名であり、學生は事變の開始と共に頻りに抗日運動を行ひ中には第一線に從軍したものも尠くない。同大學の防備は極めて嚴重で正規軍之れに據り最も頑強に抵抗をした。我軍は文化機關を破壊するに忍びずとなし校舎を砲撃することなく死守する敵を猛攻したので非常に苦戦をした。維新政府樹立せらるゝに及び此處に維新學院を設け更生新支那日本提携の官吏養成機關たらしめたことも奇しき因縁である。

吳淞附近

(鐵道棧橋、倉永部隊長墓、吳淞鎮、白川橋)
(吳淞砲臺、松井軍司令部跡、寶山城)

上海派遣軍が八月二十三日未明敵前上陸を敢行したのは鐵道棧橋附近である。同日果敢な敵前上陸を決行したのは倉永部隊、鷺森部隊を主とするもので之れに海軍陸戰隊竹下部隊及陸軍船舶部隊櫻井

部隊が協力した。江岸には敵が陣地を築いて死守し、上陸部隊の猛撃にも一步も退かず、陣地内に格闘して戦死したもの數知れず、敵乍ら天晴れな抵抗を試みたものであつた。（上陸地點附近に敵前上陸の碑及納骨塔、上陸戰闘の際に於ける戦死者の碑がある）上陸軍は次第に地歩を擴め縱深約千米、幅約二千米の地區を確保したが、敵兵約十萬、十重二十重に我を圍み我軍寡兵之を如何ともすること能はず、攻守所を變ふる有様で倉永少將、矢住部隊長以下多數の犠牲者を出すに至つた。（倉永少將の碑は軍工路西側近くにあり此附近が倉永部隊本部のあつた所で同地で戦死した勇士の墓が並んで居る）

當時吳淞鎮永安紡績には優勢なる敵迫撃砲、機銃を配置し我軍を悩ますこと甚しかつたので、局面打開の必要上八月卅一日未明、鷹森部隊主力は吳淞鎮北側江岸に敵前上陸を決行し同時に棚橋部隊は鐵道橋から吳淞鎮西側に突進し、艦砲射撃及び陸海飛行機により吳淞鎮を完膚なき迄に破壊した。

この第二次敵前上陸部隊は頑強なる敵を擊破しつゝ戦果を擴張し、九月四日金田部隊は吳淞砲臺（吳淞砲臺は黃浦江口を扼する要害で阿片戰爭の頃英艦と交戦せる歴史を有し、前回の上海事變にも我軍に抗し停戦協定の結果之を毀却したものである。今次事變に於ては砲臺としての活動は出來なかつたが迫撃砲機銃を備へ約一千の歩兵を配し、堅固なる野戰陣地として頑強に我に抵抗したのである）及び附近一帶を占領し、中島部隊は泗頭クリークの線に進出し金家宅に激戦を交へ、九月六日金田部隊

は寶山城を占領した。

同日羅店鎮方面から長驅獅子林砲臺を屠り、寶山城附近に進出した淺間部隊は、吳淞砲臺棧橋に上陸した天谷部隊と寶山城外に於て歴史的握手をした。(寶山は寶山縣城で人口約二萬此の地方に於ける重要な經濟都市であり海底電線の水陸接續點であつた。事變勃發と同時に支那正規軍茲を占據し、良民を虐待した爲め殆んど全部避難して仕舞ひ窮民約五百が殘つて居た。鷹森部隊の攻撃益々猛烈となるや支那軍は總退却に決し人民の同行を促したが人民は此の上苦しめらるゝよりは日本軍の手にかかるやつて死んだ方が樂だと云ふ覺悟で踏み止まつた。日本軍が寶山城を占領して入城するや、窮民五百名に醫藥、糧食を給し一指をも觸れることが無かつたので地獄で佛に逢つた如く喜び、治安維持會を結成し日本軍保護の下に秋の收穫に從事した。寶山縣城には我野戰病院を置いた。)

江上に久しく上陸の機を待つて居た松井軍司令官は寶山城攻略と共に上陸し水產學校を司令部として上海戰線の指揮に任じた。

當時支那側の抵抗は徹底的で一木一草、鶏一羽も日本軍に渡さじと頑張つた爲後退に當つては民家を悉く焼却したので、皇軍は敵地を占領しても家屋の無いのに非常に苦勞した。荒廢の水產學校が之れでも一番よい建物であつたことを見ても當時の戦況の一斑を知ることが出来る。この水產學校に軍

司令官以下幕僚が起居し執務したもので、軍司令官が雨の洩るのを金盥に受けながら外人と會見したと云ふことは外人側にも有名な話題となつたものである。

吳淞クリークに架する白川橋は前回の上海事變の後出來たもので、軍司令官白川大將に因み名付けられたものである。

今次事變に於いて敵は之を全部焼き落して仕舞ひ、鐵橋も吳淞鎮に近い方を破壊して日本軍の北方進出を阻止した。八月三十一日鷹森部隊の主力が吳淞鎮北方地區に敵前上陸した時、之に策應して棚橋部隊はこの橋梁に沿ふ地區から攻撃し其の決死部隊はトロツコに乗つて鐵橋の破壊點迄猛進し、それからクリークの敵岸に飛び込み手榴彈戦を交へて堤防を占領した。

吳淞鎮一帶を占領後我が一部隊松井部隊は元白川橋の焼残りの橋脚を利用して架設した白川橋の因縁を知らなかつた爲、部隊長の名を取り之を松井橋と命名した。完成後間もなく松井軍司令官が此橋を渡り松井橋の名稱を見、軍司令官の姓を以て名付けたのは怪しからぬ、と大いに不興の面持で水產學校軍司令部に歸還するや、直ちに副官に命じて紙と筆とを持參せしめ即座に「白川橋」と自書し直ちに之を橋に貼りつけよと命ぜられた。今日橋に彫りつけてある「白川橋」の字は即ち之れである。

月浦鎮、叔里橋、獅子林砲臺

九月四日吳淞砲臺機橋附近に上陸した天谷部隊は同月六日淺間部隊と寶山附近に會し泗頭クリークの線に態勢を整へ愈々九月七日よりクリークを越えて攻撃前進を開始し、安達、淺間兩部隊を以て月浦鎮を攻撃した。敵はクリーク、村落を利用して數線に堅固なる陣地を構築し頑強なる抵抗を爲し天谷支隊の死傷續出する有様であつたが晝夜健闘六日、十二日遂に月浦鎮陣地を突破し更に戰果を擴張し軍工路（寶山—月浦鎮—羅店鎮）道路に沿ひ戰闘を交へゝ前進、特に叔里橋に於て激戰數日の後、敵を擊破し九月下旬羅店鎮附近に進出し永津、和知部隊突出の動機を爲し戰勢に一轉機を劃するに至つた。獅子林砲臺は月浦鎮の東北揚子江岸に位置し江岸防築陣地の據點を爲し、前回上海事變の際も彼我の戰闘を交へた所で停戰協定により備砲を破壊した所である。

今次事變に於いて敵は一部の歩砲兵を配置して之を守つたが、羅店鎮から南下して來た淺間部隊は八月三十一日之を占領した。

楊行鎮、吳家宅、松井軍司令部跡

九月四、五日の夜吳淞附近に上陸した藤田部隊、後續の田上、石井部隊は鷹森部隊と交代して泗頭クリークの線に進出して警備につき九月七日から田上部隊は吳淞砲臺—楊行鎮—劉家行道に沿ふ地區から、石井部隊は其の南方吳淞クリークに至る地區から一齊に進撃を開始しクリークと村落とを點綴

する世界に其の類を見ざるクリーク地帶陣地突破に多大の犠牲を拂ひ、惡戰苦鬪一週間、九月十二日遂に田上部隊は楊行鎮を、石井部隊は吳家宅を占領し、更に西方陣地帶の攻撃を續行した。泗頭クリークから荻涇クリーク迄は約十五糠の縱深を有するクリーク陣地帶であつたのである。

楊行鎮西側楊家宅は田上部隊が占領の後、藤田部隊司令部が此所に位置し部隊の戰鬪を指揮した所であるが、田上部隊が劉家行を取り愈々大場鎮總攻擊の態勢を取るや、藤田部隊は劉家橋に進み松井軍司令部の戰鬪司令所を此所に移した。即ち此地は大場鎮總攻擊の最高統帥司令所であつたが、我軍が大場鎮を突破し蘇州河の線に進出するや軍司令部は周村（大場鎮南方）に移轉した。

劉家行、顧家宅、金家灣、楊家宅、王九房、荻涇クリーク

月浦鎮、楊家行、廟村の堅陣を喪つた敵は荻涇クリークの線殊に劉家行、顧家宅の線に本陣地を構へ頑強に死守した。楊家行、廟村を奪取した。田上、石井兩部隊は馬を憩ふ暇もなく、連日の雨を冒しきリーグ村落を點綴する縱深十糠の陣地を朝に一村、夕に一クリークを突破し到る所に激烈なる白兵戰を交へ、金家灣、楊家宅、楊木橋、王九房に於いては戰鬪殊に慘烈を極め一夜にして敵は五、六回の逆襲を試みると云ふ有様で、我軍の損傷も甚しく石井部隊の一隊の如きは隊長傷き以下殆んど幹部は死傷し、田上部隊又金家灣奪取の爲に多數の死傷者を出した。

かくして惡戰苦鬪三週間、九月三十一日、田上部隊は荻徑クリークを渡つて劉家行を占領し、石井部隊も亦十月一日、顧家宅の敵本陣地を突破し、茲に大場鎮總攻擊の端を啓き、赫々たる武勳を戰史に留めた。

荻徑クリークの兩岸には鐵條網を張り巡した堅固な陣地があつた。工兵隊と歩兵隊との緊密な涙ぐましい協力により決死の工兵が彈丸雨飛の中を躍り出て輕架橋を渡す。待ち構へた歩兵は工兵に默禮して其橋を渡つて敵陣に突入する。橋が流されそうになるので工兵は水の中に飛び込んで下から橋を支へると云ふ有様であつた。

田上部隊長は『泗頭クリークの線出發以來多數の部下を喪ひ上、陛下に對し奉り、又下國民に對しても申譯なし。然し赫々たる部隊歴史の面目にかけても、速かに我等に課せられたる重大使命を達成せざるべからず。我が軍劉家行を占領せば、眞先に軍旗を奉じて陣頭に進むべし。』と覺悟を決めて居た。九月三十一日我第一線が荻徑クリークを超えて劉家行に突入するや、田上部隊長は今井少尉に軍旗を捧持せしめ金家灣本部から劉家行に急進した。沿道にある傷者は跪坐して軍旗を拜し傷つかざるものは思はず立つて著剣捧銃をし其の情景は誠に感激の極みであつた。

昭和十二年八月二十三日山室部隊は吳淞方面の敵前上陸に相呼應して揚子江岸川沙口鎮に敵前上陸を敢行した。此部隊は前回上海事變に七丁口に上陸して武名を輝した部隊であつた。此戰鬪で下坂幹部以下若干の死傷者を出したが上陸部隊は直ちに進撃を開始し所在の敵を擊破した。中村部隊約三十名は急進して上陸當日早くも羅店鎮に入つたが三、四千の敵の重圍に陥り奮戰格闘全滅した。和知、永津兩部隊は至る所に優勢なる敵を擊破し屢々壯烈なる白兵戰を演出し、八月二十六日遂に羅店鎮を占領し、淺間部隊は更に長驅して劉家鎮南方地區に進出した。然るに敵の兵力益々増加して我軍の二十數倍に上り瀕りに重砲、迫擊砲を以つて我軍を苦しめ、我軍は約一箇月間、羅店鎮附近に於いて敵の重圍に陥るに至つた。

此惡戰苦鬪の間和知、永津兩部隊は屢々奇計を以て敵を反撃し敵をして端倪するの暇なからしめ淺間部隊は吳淞方面友軍の危急を救ふため南方に突出して敵中を進撃獅子林砲臺寶山方面に進出した。和知、永津兩部隊の羅店籠城間の近接戰鬪激烈はで彼我二、三十米の近くに對峙、俗稱「白壁の家」の如きは敵の私語談話が手に取る如く聞え、時に女人の舞踏するものすらあつたと云ふ。而して敵の防禦施設日を追ふて堅固となりしを以て、九月下旬全線突出に當りては坑道戰、戰車並に工兵の突破戦により戰鬪實に慘烈を極めた。約一箇月の戰鬪により敵に與へたる損害數萬に及びたるも我軍の蒙

りたる損害亦尠からず、幹部殆んど死傷せる部隊もあつたが、尙且つ戦鬪意識旺盛にして敵を呑むの概があつた。山室部隊司令部跡、和知部隊本部、永津部隊本部及び白壁の家等何れも當時の戦況を語り継ぐべき遺跡である。

大場鎮附近（唐橋）

大場鎮は上海防衛の要衝で江灣、南翔を連ねる線には事變開始と共に堅固なる陣地帯を構築し本式の「トーチカ」迄造り斷乎として日本軍を此の線に拒止し上海を防衛しようとした。石井、田上兩部隊が劉家行顧家宅を占領したのを契機として軍は百八十多度の大旋回を爲し、一部を以て羅店鎮西方地區から廣福附近に亘る敵を牽制攻撃すると共に南翔から大場鎮、江灣にかけ深さは蘊藻濱クリークから、京滬線附近に亘る一大陣地帯に對する所謂大場鎮總攻撃の態勢を整ふるに至つた。即ち南翔方面には主として山室部隊、南翔から大場鎮にかけて吉住部隊、藤田部隊、大場鎮以西には伊東部隊之れに當り、江灣は東正面から谷川部隊が攻撃することとなつた。之等諸部隊の攻撃準備は連日の雨天と頑強なる敵の抵抗により非常な困難を極め、加納少將以下多數の犠牲を拂ひ十月中旬遂に全線に亘る總攻撃を開始し、吉住部隊は激戦の後仙師廟附近の敵堅陣を突破して京滬線に迫り藤田部隊は馬橋宅、走馬塘クリーク南北地區に於て激戦十月二十四日大島部隊は大場鎮の一角を占領伊東部隊亦奮闘

激戦、福井部隊、飯塚部隊（加納部隊）相前後して十月二十六日大場鎮を完全に占領、津田部隊は二十五日廟行鎮を占領し大場鎮東側地に進出、谷川部隊は二十六日江灣の敵を撃破し、各部隊全線に亘り總追撃に移り二十七日蘇州河の線に進出し、數萬の敵を大場鎮及び其の南方地區に擊滅し赫々たる武勳を上海戦史に留めた。

蘿藻濱クリーク

蘿藻濱クリークは大場鎮總攻撃の態勢を整へた線で、このクリーク渡河には我軍は多大の犠牲を拂つた。クリークの南岸には數線の陣地を設け頑強に死守した。友田恭助伍長等は渡河部隊として彈丸雨飛の中で敵前渡河して居る眞最中に敵弾に斃れたのであり、加納部隊長、吉川部隊長以下多數の勇士は渡河後小宅、曹宅附近に壯絶悲絶の最期を遂げた。

又張沿宅附近は津田部隊、田灣附近は福井部隊、本道上の唐橋附近は石井部隊の激戦渡河した所であり、西方陸家橋頓悟、陳隊行は伊佐、脇坂部隊等極めて激烈な戦鬪を交へた所である。

蘿藻濱クリーク南岸の敵陣地の跡は上海街道上該クリーク附近に残つて居るし、大場鎮とクリークとの中間にある馬橋宅等は相當な部落であつたのに一全村廢墟となり、竹藪は悉く銃弾の爲切斷せられ、物凄い激戦の跡を残して居る。加納部隊長の戦死の地は上述橋梁の下流約五糠の小宅で廟行鎮の

北方約二糠にある。

大場鎮表忠塔及び大場鎮飛行場

この附近は大場鎮戦線中最も戦さの激しかつた跡でもあり、江南戦線最大の激戦地であるので、小丘を利用し上海派遣軍將兵一同によつて建てられたもので、其の題字及び碑側の漢詩は軍司令官松井大將の揮毫になる。境内にあるトーチカは敵軍の工事半ばにして放棄したものである。

大場鎮飛行場は占領後軍により構築せられたもので、其の規模は極めて廣大で、其の後の諸戦闘に於ける空軍の活躍に偉大なる寄與を爲したものである。此の附近は主として福井部隊、飯塚部隊が大場鎮攻撃の爲奮戦した所である。飛行場並に表忠碑は天下後世に上海派遣軍の偉蹟を傳ふるに好箇の記念物である。

廟行鎮、（林少將碑及び空閑少佐の碑）

前回の上海事變の際爆弾三勇士の奮戦により人口に膾炙して居る。三勇士の碑は上海事變後有志者により此地に鄭重なる墓碑を建てたのであるが、今次事變前抗日支那人により何時の間にか毀却され其の附近に仰々しい大規模の支那軍戰捷記念碑が建てられてゐた。

今次事變に際し我爆撃により支那軍戰捷記念碑は破壊され、三勇士の英靈眠る廟行鎮には山田榮三

部隊の勇士により嚴肅壯嚴なる三勇士の碑が建てられた。

前回上海に雷名を走せた林少將戰死の地には立派な碑が立てられ、又悲壯を極めた空閑少佐自決の地にも日本武士道を傳ふべく碑が立てられた。何れも廟行鎮東南方本道近くにある。

蘇州河畔及び虹桥飛行場、龍華

十月二十六日大場鎮附近の敵陣地を突破した我軍は、一舉蘇州河の線に急進したのであるが、敵は豫てより其の南岸に堅固なる數線陣地を構へ、加ふるに外國權益の建築物を巧みに利用し配備せる爲、蘇州河の要害と相俟ち我軍の力攻空しく再び此の線に對陣の止むなきに至つた。

此の間鷹森部隊、田上部隊の一部決死隊は豊田紡績工場及び其の附近に於いて果敢なる敵前渡河を敢行したが、豊田紡績及び其の附近の敵は設備したる銃火で之れに應へ、寡兵遂に敵陣地を貫くことが出來ず、殆んど全滅の悲運に立至つた。

其の後吉住部隊は江橋鎮南方地區、藤田部隊は新北涇、金家宅附近に於いて渡河準備を整へ十月三日遂に果敢なる敵前渡河を敢行し前岸に地歩を獲得したが、敵の抵抗尙頑強にして其後の戰況依然として遲々進まなかつた。折も折十月五日突如『日軍百萬上陸杭州灣北岸』のアドバルーンが蘇州河畔に掲げられ我軍の志氣百倍すると共に敵軍の士氣阻喪し、遂に蘇州南岸の敵陣崩壊の端緒となつた。

爾後我軍の猛撃に依り敵は逐次南方に後退し、七日には我脇塚部隊虹橋飛行場を占領し、川並、鷹森兩部隊は龍華飛行場及び龍華鎮一帶を占領し、茲に我軍は完全に上海全市を掌握するに至つた。

南市

(日暉港クリーク、黃浦江岸ト)
(チカ陣地、黃浦江閉塞跡、)

佛租界に南接する縣城及び附近一帶の支那人街を南市と稱し、往昔の上海は當地を指稱し、開市と共に租界地區が發達したものである。

國民政府が國權回収の野望に基き市政府以下重要機關を北方市中心地區に移してより、往昔の繁榮を逐次に失ふに至つた。

今次事變勃發するや敵は盛に南市に防衛施設を施し、江岸及び市内重要地點には堅固なる本格的トーチカを構築し、日清汽船數隻を黃浦江に爆沈して閉塞し、楊虎司令部を龍華に置き上海北部戰線、浦東に對する一大策源地を爲すに至つた。

十一月七日龍華一帶を占領した川並、鷹森部隊は更に頑敵を掃蕩して八日日暉港クリークの線に進出した。

敵は該クリークの對岸に堅固なる永久的陣地を設け、悉く橋梁を破壊して我軍の進撃を阻止した。

我軍は無辜の民衆を傷くるに忍びず九日飛行機により支那軍の撤退、降伏を要求するの傳單を撒いた

が敵は應ふるに銃砲を以つてしたので、遂に同日正午を期して總攻撃を開始し、陸海飛行機の爆撃と相俟ち愛甲、松本等の部隊は本道に沿ふ地區から敵前に渡橋を架して敵陣に決死突入し、江岸に沿ふ地區から鷹森部隊の一部突入し、造兵廠其の他重要建物を逐次占領し、激烈なる市街戦を展開し、一二日に至り全市を完全に掃蕩し盡した。

浦 東

黃浦江右岸一帯を總稱する。支那街で日清、郵船其の他日本の棧橋、倉庫、工場等がある。事變勃發するや張發奎麾下の約二箇師が浦東に居て我軍の背後を惱ました。

十月十一日我南部攻撃と相前後して我津田、安田の陸海兩部隊が同時に浦東に上陸したが、敵は閘北、南市の如く頑強な抵抗をすることなく撤退したので、大なる市街戦を交へることなく、十二日一帯の掃蕩を完了した。

浦東は民家の破壊することが數かつたので、掃蕩戦終るや支那民衆は早くも復歸し、十一月には蘇錫文を主班とする大道市政府が樹立せられ、事變前よりも寧ろ殷盛を極むるに至つた。

九、大上海都市計劃

特別市政府を中心の大上海を建設せんとする新都市計劃については、日支合辦の上海恒產會社がこれに當ることとなつてゐるが、新都市建設計劃の内容は大要左の通りで、第一期計劃（六ヶ年）に要する費用として、工事費八千二百三十萬圓、敷地費三千萬圓、その他三千七百七十萬圓、總計一億五千萬圓が計上されてゐる。

△新都市計劃の基本方針

一、上海市を日支兩國勢力下の理想的都市とする目的を以つて黃浦江下流沿岸に港灣施設を擴充し新都市を建設する。

二、新都市建設計劃は大上海市全體を對象として計劃立案されたもので、將來上海市政府の行政權の擴充及び我が經濟力の伸張と相俟つて租界を包括する明朗な都市の實現を期する。

三、新都市建設區域は舊市政府を中心として、概ね蘇州河々口附近に到る距離を半徑とする圓周の範圍である。この區域内において概ね黃浦江下流主要港灣地帶を市中心區に、吳淞クリーク兩岸を工業區に豫定し、閘北及び虹口地帶は新都市中心區と租界との連接を目的として復興さす。またこの建設は維新政府の事業とし、原則として同政府の特殊法人たる日支合辦會社がその實施に當る。但しその目的遂行上支障のない限り第三國資本の參加を認むることとなつてゐる。

△營業地の面積

第一期經營地の總面積約四二、六四七、四〇〇平方杆(一一、九〇〇、〇〇〇坪)
これを左の通り夫々區分するものとす

官公署地區

△經營地の施設

工業地區

倉庫地區

住宅地區

商業地區

雜居地區

(一)道路工事

幅員六米乃至一〇〇米の大小道路を以つて虹口碼頭及び鐵道棧橋(上海航運の據點)市政府附近(行政の中心)五條ヶ辻附近(住宅地の中心)中央驛(上海陸運の據點)及び工業地帶の五個の中心地(裏面計劃圖參照)に縱横に連絡し、更に之を全地域に四通八達せしむる總延長八五〇杆の路線を施設すると共に、路面の舗裝を行ふ。

(二)下水工事

道路上沿ひ下水管を埋設すると共に、各所に汚物處理場を設置し、處理したる污水はポンプ揚水に依り黃浦江に放流す。

(三) 鐵道工事

工業地帶に四條の引込線を敷設すると共に、虬江碼頭と鐵道棧橋とを黃浦江岸沿ひに連絡せしめ、更に之を中央驛に集中し、西行して南京に至り津浦線に連絡せしむ。一方西南行線は杭州に至り浙贛線に連結せしめ以つて上海と背後地との交通を至便ならしむべき臨港鐵道を敷設す。(本工事は華中鐵道株式會社施工す)

(四) 港灣設備

虬江碼頭に擴張工事を施し且つ吳淞クリーク下流部に港灣施設を爲し、一萬噸級航洋船舶の接岸荷役に便ならしむ。

(五) 吳淞運河

吳淞クリークを擴張して運河化し、工業地帶は四千噸級船舶の接岸に利用せしめ、上流は蘇州河に連接せしむ。

(六) 戎克溜

虬江碼頭下流左岸に常時四千隻迄假船し得る戎克溜を築造す。

(七) 公園及び綠地帶工事

全地域に大小公園を配置し且つ綠地帯を以つて全地域を點綴し、都市の美觀と市民の保健に資す。

(八)以上は當社の直轄施行する諸施設であるが、尙其の他の公共諸施設に付いては、左の通り關係事業會社に於いて之が完備を圖り當社の事業に協力す。

(イ)電氣及上水道施設 華中水電株式會社經營

(ロ)瓦斯施設 大上海瓦斯株式會社經營

(ハ)電信、電話施設 華中電氣通信株式會社經營

(ニ)市街交通バス 華中都市自動車株式會社經營

△土地分譲

一般土地分譲は左記により事實上所有權と同様の取扱ひを爲す。

(一)貸付期間

二十ヶ年とし期限満了に當り無條件更新を認む。

(二)賃貸料

賃貸料金は所有權移轉の場合に準じ、貸付契約締結の際、貸付全期間分を一時に徵收することとした。之が料金の計算は當社の特殊使命に鑑み努めて低廉を旨としてゐるが、土地買收及び土木其の

他各般の施設に巨額の支出を要する爲、新規貸付に對しては賃貸料を逐年遞増のことゝし、初年度拂下土地に對する一時拂賃貸料金は大要左の如く決定してゐる。

住宅地區(一坪)	三圓六三錢
商業地區(同)	六圓〇五錢
工業地區(同)	三圓〇二錢
雜居地區(同)	三圓六三錢
倉庫地區(同)	四圓八四錢

(備考)右は平均料金を表示したるものにして實際の拂下にあたりては其の位置等に依り差等あるものとす。

(三)借地權證書の發行

所定の期間内に建築竣工し、且つ借地料の全額拂込を了したる借地人には、借地權證書を交付し、當社の裏書に依り當該借地權に對する金融其の他の便に供す。

上海共同租界土地章程及同附則

上海共同租界土地章程

(Land Regulations for the Foreign Settlement of Shanghai)

第一條 境界 (Boundaries and Limits defined)

本章程ヲ適用スベキ土地ノ境界ヲ左ノ通り定ム。

一、北方 小沙渡ヨリ蘇州河ニ沿ヒ泥城クリーク(現在ノ虞洽卿路)ノ入口ノ西約七十碼ノ地點ニ至リ、同地點ヨリ北折シテ上海縣ト寶山縣トノ境界ニ至リ、右境界ニ沿ヒテ虹口クリークニ會合シ、該地點ヨリ更ニ東進シ、顧家濱口ニ至ル。

二、東方 顧家濱口ヨリ黃浦江ニ沿ヒテ洋涇濱(現在ノ愛多亞路)口ニ至ル。

三、南方 洋涇濱口ヨリ洋涇濱ニ沿ヒテ泥城クリーク(現在ノ虞洽卿路)口ニ至リ、ソレヨリ大西路ノ北支線ニ沿ヒ西進シテ大西路ニ至リ、(現在ハ洋涇濱口ヨリ大西路ニ至ルマデ愛多亞路ニ沿フ)右道路ニ沿ヒ更ニ西進シテ靜安寺村ノ後方ナル五聖廟ニ至ル。

四、西方 五聖廟ヨリ北進シテ蘇州河岸ノ小沙渡ニ至ル。

右境界ハ夫々ノ位置ニ固定サレタル境界石及ビ南京總督劉坤一氏ノ代表者並ニ上海地方長官ノ代表者トガ一八九九年度ニ工部局參事會議長ト會同シテ作成シ、調印シタル地圖ニヨリテ明細ニ限定セラル、モノトス。

前項ニ指定サレタル境界内ニ於ケル新海關、春申君廟(現存セズ)ハ英國領事館所在地、即チ英國政府ノ使用地トシテ劃定サレタル土地ト共ニ、今後他國政府ガ支那トノ條約ニヨリ、政治上ノ目的ヲ以ツテ劃定又ハ獲得スル土地モ同様工部局ノ管轄ヲ受ケズ。但シ英國其ノ他外國領事館所在地及ビ新海關其ノ他前掲ノ獲得地ハ、公共ノ賦課及ビ工部局ノ課稅ヲ負擔スルモノトス。

第二條 土地獲得ノ方法 (Mode of acquiring Land)

前條ノ境界内ニ於イテ支那人所有ノ土地ヲ借受ケ又ハ家屋ヲ買收セントスルモノハ、外國ト支那トノ條約ニ規定サレタル條件ニ據ルヲ要ス。

第三條 最後ノ決定及び地券 (Final settlement and Title Deeds)

土地ノ借受ニ對シテ何等ノ障礙ノ存在セザルコトヲ確認シタルトキハ、借受人ハ支那人所有者ト賣買ノ價格及び條件ヲ決定シテ關係國領事ニ其ノ取引ヲ報告シ、支那人所有者ノ同意書又ハ賣買契約書ニ其ノ寫ヲ添ヘ、境界ヲ明瞭ニ記入シタル地圖ト共ニ提出スベシ。領事ハ檢分ノ爲メ之ヲ地方長官ニ送リ、地方長官ハ其ノ正當ナルコトヲ認ムルトキハ捺印シテ領事ニ返還スベシ。斯クシテ始メテ代金ノ支拂ヲナスベシ。若シ借受地上ニ墳墓又ハ棺柩アリタルトキハ、之ヲ賣買契約ニ包含セシムルコトハ、支那ノ習慣ニ反スルヲ以ツテ其ノ移轉ハ別途ノ契約ヲナスヲ要ス。

第四條 土地ノ登記 (Registration of Land and charges thereon)

前掲ノ土地讓渡契約又ハ貸借契約ハ凡ベテ賣買ノ完了後一箇月以内ニ於イテ買手ノ屬スル領事館ニ登記スベシ。抵

當權ニ基ク保管ノ場合ニ於イテモ法律ニヨルモノト合意ニヨルモノトヲ問ハズ、其ノ實行後一個月以内ニ同様ノ方法ニテ登記スベシ。

第五條 土地權利ノ移轉 (Transfer of Lots, when to be Registered)

土地ニ對スル權利移轉ノ登記ハ凡ベテ最初ニ賣買契約ガ登記セラレタル領事館ニ於イテ爲スベシ。同時ニ買主又ハ譲受人ノ屬スル領事館ニモ登記スベシ。該領事ハ工部局ニ之ガ通知書ヲ提出スルヲ要ス。

第六條 土地ノ公用徵收 (Land surrendered to public use)

第一條ニ規定スル境界内ニ於イテ從來道路、河岸等公用ノ爲メ外國人借地主ヨリ提供セラレタル土地ハ、今後モ同一ノ目的ノ爲ニ獻納セラル、モノト見做ス。但シ新ニ取得セラル、土地ニシテ河岸ニ位スル部分ハ河岸トシテ收用セラル、場合アルベキコトヲ保留ス。租界ノ交通ノ爲ニ現存スル道路ノ延長ニ就イテハ適當ノ豫定ヲ確立スベシ。租界内ニ於ケル借地主及ビ其ノ他ノ有權者ガ別項規定ノ條件及ビ方法ニヨリ選舉シタル參事會員ハ、此目的ヲ以ツテ毎年度ノ初メニ於イテ地圖ヲ檢閱シ必要ナル新道路ヲ決定ス。今後ニ於イテ借受ケラル、土地ハ必要ナル場合ハ前記ノ河岸、道路等公用ニ提供スルコトヲ條件トシテ借受ヲナスベシ。一旦公用ニ提供シ又ハ獻納セラレタル土地ハ納稅者會議ニ於イテ借地主及び其ノ他多數有權者ノ同意アル場合ヲ除クノ外、如何ナル場合ニモ返還セラル、コトナシ。又該土地ノ借地主ガ支那政府ニ對シ如何ナル地租ヲ支拂フトモ、其ノ借地主ハ之ヲ理由トシテ借地權ノ所有者ナルコトヲ主張スルヲ得ズ。河岸又ハ公用ニ供スル土地ニ關シテハ既ニ決定シタルモノヲ除クノ外、如何ナル場合ニ於イテモ借地主

ノ意思ニ反シテ本章程ニヨル收用ヲ認可シ又ハ獻納ヲ強制スルコトヲ得ザルモノトス。公用土地ノ收用ニツキ納稅者會議ノ可決ヲ經タルトキハ工部局ハ道路或ハ公有財產トシテ公用ニ供スベキコトヲ公表スベシ。若シ收用セラルベキ土地ヲ獲得セル條約國ノ人民ニシテ收用ニ對シテ異議アルモノハ、公表後十四日以内ニ關係國領事又ハ工部局ニ異議ヲ申立テ、權利保留ノ手續ヲナスベシ。此期間ニ於イテ正當ノ理由アル條件ヲ以ツテ權利保留ヲナサルトキハ、工部局ハ爾後異議ノ申立ヲ拒絕スルコトヲ得。借地主其ノ他別項規定ノ有權者ハ納稅者會議ノ決議ヲ以ツテ道路又ハ公園、運動場、娛樂場トナス目的ニテ租界ノ接續地又ハ和界外ノ土地ヲ買收シ、或ハ外國人又ハ支那人所有者トノ相互契約ノ下ニ土地ヲ受納スル權限ヲ有ス。又工部局ハ道路、公園等ノ土地ノ買收、新設及ビ維持ノ爲必要ニシテ有益ナル場合、時々本章程第九條ニ規定セル資金ノ一部ヲ之ニ充當スルノ權限ヲ有ス。斯カル道路及ビ公園ハ租界内ニ居住スル一切ノ人民ノ健康、娛樂及ビ運動ノ爲メ凡ベテ公用ニ供セラル、モノトス。

第六條ノ甲 道路用土地 (Land for public Roads)

新道路ニ對スル土地ノ獲得、既存道路ノ延長及ビ擴張並ニ公益工事及ビ衛生上ノ目的ヲ以ツテ既有ノ土地擴張ニ關シ、納稅者ガ現在ヨリ完全ナル權限ヲ享有スルヲ有益ト認メ、本章程第六條ノ權限外ニ更ニ左記ノ權限ヲ追加シ、下記ノ方法ニヨリテ之ヲ行使スルコトヲ承認ス。

公益ノ目的ヲ以ツテ要求セラレタル土地ガ其ノ計劃ヲ審議ニ付シタルコトヲ公表セラル、以前ニ、外國人借地主ガ獲得シタル場合、又ハ尙支那人地主ノ手ニアル場合ハ借地主又ハ地主ハ其ノ公表後三箇月以内ニ、書面又ハ口頭或ハ

代理人ヲ以ツテ抗議ヲ申立テ、斯カル道路ノ延長及ビ擴張又ハ公益工事ノ擴張或ハ衛生上ノ建築物又ハ工事ノ新設ヲ
ナスベカラザル理由ヲ表示シテ工部局ニ陳情スルノ權利ヲ有ス。工部局ハ之ヲ審議シタル上裁決ヲ與フベシ。

前項ノ公表後三箇月ノ期間ヲ經過シタル後及ビ抗議ノ申立ガ却下セラレタル場合、其ノ土地ノ外國人借地主又ハ支那人地主ガ該土地ヲ公用ニ供スルコトヲ承認セザルトキハ、工部局ハ該計劃ヲ公表セシ時ヨリ四箇月ヲ經過シ一箇年ヲ過ギザル期間内ニ、別項規定ニヨリ選定サレタル土地委員ニ廻付スベシ。土地委員ハ關係者ヲ審問シ陳情ヲ聽取シタル上、要求スル土地及ビ該地上ノ建物（若シ有ルトキハ）並ニ該土地建物ニ對スル使用權ニ對シテ、殘存不動產價格ノ增減ヲ考慮シテ支拂フベキ賠償金（若シ有レバ）ヲ決定スベシ。而シテ該土地ハ土地委員ノ審定シタル條件ヲ以ツテ（本章程第六條ノ規定ニ拘束セラル、コトナク）必要ナル場合ハ、該土地ノ地主又ハ占有者ヲ管轄スル裁判所ニヨリ強制收用ヲナスコトヲ得。

土地委員ノ數ハ五名トス。而シテ次ノ方法ニヨリ任命スベキモノトス。

其ノ一名ハ毎年一月十五日以前ニ工部局ヨリ任命スベシ。一名ハ登記シタル租界内ノ土地所有者ニシテ土地章程第十九條ニヨリ選舉權ヲ有シ、參事會員ノ選舉當日工部局事務所ニ於イテ無記名投票ニヨリ選舉セラル。

他ノ一名ノ委員ハ候補者ガ二名ノ土地所有者ニヨリ土地委員適任者トシテ推薦サレ、選舉定日ヨリ一週間前ニ其ノ氏名ヲ工部局ニ届出ヅルコトニヨリ被選舉資格ヲ得ルモノトス。然ルトキハ工部局ハ候補者ノ氏名ヲ投票當日事務所ニ公示スベシ。若シ候補者ガ一名ノミナルトキハ、投票ヲ用ヒズシテ委員ニ任命スベシ。

今一名ノ委員ハ納稅者會議ノ決議ヲ以ツテ選任セラル。之ガ候補者ハ二名ノ納稅者ガ適任者トシテ推薦シ、納稅者會議ノ日ヨリ一週間前ニ工部局ニ届ケ出ヅルコトニヨリ、被選舉資格ヲ得ルモノトス。工部局ハコレ等候補者ノ氏名ヲ會議ノ議案ト共ニ公表スペシ。適當ノ期間内ニ立候補ノ届出ナキ時ハ會議ニ於イテ補足シ選舉スルモノトス。

土地所有者或ハ土地所有者代理人ニアラザル支那人委員一名ハ、租界内納稅華人會合ニヨリ任命セラルベシ。

又支那人委員一名ハ租界内華人房地產公會ニヨリ任命セラル。

五名ノ委員ハ全部年次外人納稅者會議ノ翌日就任シ、翌年度ノ年次納稅者會議ノ翌日解任スルモノトス。但シ該委員ノ權限ヲ以ツテ解決スペキ未決事項ニ關シテハ此ノ限りニアラズ。

工部局ニ就職セル有給吏員ハ委員トシテ選任セラル、ヲ得ズ。

委員ノ任期中ニ於イテ缺員ヲ生ジタルトキハ、缺員トナリタル委員ヲ任命或ハ選舉シタル團體ヨリ任命又ハ選舉シテ補充スベシ。此ノ場合必要アラバ臨時納稅者會議ヲ召集スルコトヲ得。

委員ハ事件ガ提出セラレタル時ヨリ一箇月以内、又ハ委員ガ多數決ニテ延期シタル期間内ニ審査ノ上決定スペシ。

土地委員ノ經費ハ公金中ヨリ支出スルモノトス。委員ノ手當ハ任務ニ服シタル時間ニヨリテ工部局ヨリ加減シ又ハ豫メ一定スルコトヲ得。

第六條ノ乙 鐵道 (Railways)

鐵道局又ハ正式ニ認可ヲ得タ個人或ハ團體ガ鐵道ヲ建設スル目的ヲ以ツテ租界内ノ土地ヲ強制收用セントスル場合

ハ其ノ鐵道局、個人又ハ團體ハ必要ナル土地ヲ明示シ、公道ガ橋梁ニヨリテ横切ラル、カ又ハ平面ニテ横切ラル、カノ方法ヲ示セル線路ノ設計圖ニ、該鐵道ガ市民ノ公權ニ影響スル範圍ヲ工部局ニ知ラシムルニ足ルベキ説明書ヲ添ヘテ工部局ニ提出スベシ。工部局ガ其ノ計劃ヲ認可スルトキハ其ノ鐵道局、個人又ハ團體ハ工部局ガ公益ノ目的ニテ土地ヲ收用スル場合ト同様ノ方法及ビ條件ニテ土地ヲ收用スル權限ヲ與ヘラルベシ。強制收用ニ對シテ土地委員ガ議定スル賠償金ハ收用土地ニ就イテ委員ガ確認シタル公平ナル時價ニ貳割五分ヲ加ヘタルモノ、及ビ分割ニヨリ殘存土地ニ及ボス損害(若シ有レバ)並ニ營業上ノ損害、移轉費用其ノ他發生シ得ベキ損害(若シアレバ)ヲ地主又ハ占有者ニ蒙ラシメタルトキハ、之ニ對シテ法廷ガ決定シタル金額トス。

第六條ノ丙 新道路ノ建設 (Construction of New Roads)

工部局ガ新道路(現存道路ノ延長ヲ含ム)ヲ建設スル目的ヲ以ツテ土地ヲ收用セントシ、其ノ地上ニ本章程ニヨル新道路ヲ建設スルコトガ公益上得策ナリト認ムルトキハ、工部局ハ之ニ着手スル以前ニ上海ニ於イテ發行スル日刊英字新聞ニ少クトモ一回其ノ目論見ヲ公表スベシ。該新道路ニ直面、接合又ハ接續スル土地ノ外國人借地主アルトキハ、之ニ對シテモ同様ノ通告ヲナスベシ。該新道路ノ設計明細書及ビ地均シ、鋪床、砂利敷、排水、地下溝、仕上等ノ費用ニ對スル明細ナル見積書ハ猶豫ナク作成スルヲ要ス。コレ等ノ設計明細圖及ビ見積書ハ公衆ノ檢閱ヲ受ケル爲メ工部局検査課ニ廻付スベシ。該新道路ニ直面、接合又ハ接續スル土地ノ外國人地主バ通告ヲ受ケタル後三箇月ノ期間内ニ、書面又ハ口頭或ハ代理人ヲ以ツテ抗議ヲ申立テ該計劃ノ道路ガ新設セラルベカラザル理由ヲ表示シテ工部局ニ陳

述スル權利ヲ有ス。工部局ハ之ヲ審議シタル上裁決ヲ與フベシ。

三箇月ノ期間ヲ経過シタル後及ビ抗議ノ申立ガ却下セラレタル場合ハ、工部局ハ該通告ノ發表後四箇月ヲ経過シ二箇月ヲ経過セザル以內ニ新道路ノ地均シ、鋪床、砂利敷、排水、地下溝及ビ仕上工事ヲ進行スベシ。該新道路ニ直面、接合又ハ接續スル土地ノ通告發表當時ノ外國人借地主又ハ其ノ後ニ借地主トナリタル外國人ハ、工事ニ要スル正當ノ代金及ビ費用ノ總額ノ三分ノ二ヲ超エザル範圍ニテ之ヲ負擔スベシ。但シ新道路ノ各片側ノ各國人借地主全體ニテ工事費總額ノ三分ノ一ヲ超過セザル範圍ニテ工部局ガ決定シタル割當ヲ負擔スルモノトス。外國人地主ガ割當テラレタル負擔額ニ就キ不服ナルトキハ其ノ割當ガ始メテ發表サレタル日ヨリ三箇月以内ニ土地委員ニ控訴スル權利ヲ有ス。土地委員ハ控訴サレタル土地ニ就キ該道路ノ新設ニヨリ受クル利益ノ程度及ビ通路ニ面接スル部分ノ長短ヲ考慮ス。隣接地ト比較シ地形ノ如何、其ノ他一切ノ狀況ヲ斟酌シテ控訴ヲ審議シ、其ノ意見ニヨリテ工部局ガ決定シタル割當ヲ是認シ、又ハ變更スル權限ヲ有ス。

工部局ガ建設物ニ付キ外國人借地主ガ本章程ニヨリ辦濟ノ責ニ任ズベキ費用ヲ支出シタルトキハ、該費用ハ其ノ當時及ビ償還ノ時迄存在スル建設物ノ屬スル外國人借地主ヨリ償還セラルベシ。斯カル費用ハ建設物ニ係ルモノニシテ外國人借地主ヨリ其ノ割當ヲ償還セラルベキ必要アルモノタルベシ。外國人借地主ガ支拂フベキ金額ニ關シテハ、建設物ガ其ノ當時存在シタルコトヲ證スル工部局ノ證明書又ハ之ニ關シ土地委員ニ附託セラレタル場合ハ、土地委員ノ證明書ヲ以ツテ決定的證據トナス。

第七條 境界石ノ据付 (Boundary Stones to be placed)

土地ノ借受ヲナシタルトキハ境界ヲ明確ニスル爲メ、借地主ノ屬スル國ノ領事ト支那地方官憲トノ監督ノ下ニ地區番號ヲ英字ト支那字トニテ明瞭ニ刻シタル境界石ヲ据付クルヲ要ス。境界石ノ据付ハ道路、境界其ノ他後日訴訟又ハ爭議ノ原因トナルノ虞レアル事項ト抵觸セザルコトヲ期スル爲メ、一定ノ時刻ヲ指定シ領事ノ代理官吏、該地區ノ支那人地主及ビ借地主立會ノ上之ヲ行フベシ。

第八條 支那政府ニ納付スル地租 (Chinese Government Land Tax when payable)

外國人ガ借受ケタル一切ノ土地ノ地租ハ支那政府ニ支拂フベキモノニシテ、毎年舊曆十二月十五日ニ於イテ一箇年分前納スルモノトス。該期日ニ延滯シ又ハ支拂ハレザル地租ニ對シテハ、巡回監督官ヨリ滯納者ノ屬スル領事裁判所ニ起訴シ即決手續ヲ以ツテ追納セシムベシ。

第九條 道路、碼頭、土地、家屋及ビ其ノ他課稅ノ徵收、參事會員選舉期日ノ決定並ニ納稅者會議ノ召集 (Roads and Jetties, Assessment on Land and Houses, Rates, Dues and Taxes. Consuls to fix days for Election of Council. Calling Meeting of Ratepayers)

租界ノ秩序及び統治ヲ善良ナラシムル爲ニ便宜及ビ必要上、實行委員即チ參事會員ノ任命、公益工事ノ新設維持、租界内一般ノ清潔法、燈火、水道、排水、警備又ハ警察隊ノ設置、市政ニ要スル土地建物ノ買收借入、市政廳ニ從事スル吏員其ノ他ノ人員ニ對スル給與及ビ上記各項ノ目的ヲ達成スル爲ニ必要ナル場合、借款其ノ他ノ方法ニヨル資金

ノ調達等ニ關シ左ノ規定ヲ設ク。條約國領事團又ハ其ノ多數者ハ毎年二月又ハ三月中ニ於イテ出來得ル限り早ク、別項規定ノ方法ニヨリテ實行委員即チ參事會員ヲ選舉スル期日ヲ定メテ十四日間公告シ、公布ノ日ヨリ二十一日以内ニ納稅者會議ヲ召集スベキコトヲ、歲出入豫算ヲ具シテ其ノ月内ニ公布スベシ。正式ニ召集セラレタル納稅者會議又ハ不在有權者ノ代理人ヲ含ム多數者ハ、附則ニ定メタル目的ノ下ニ租稅ヲ賦課シ、免許證ヲ發行シ、又土地家屋ニ課セラルベキ稅額ヲ評定スル權限ヲ有ス。但シ土地家屋ノ租稅ノ割合ハ土地ノ總價格ノ二千分ノ一、家賃年額ノ百分ノ一ヲ限度トス。又納稅者會議又ハ其ノ多數者ハ租界内ノ何レノ場所タルヲ問ハズ、租界内ニ居住スル個人又ハ團體ニヨリテ支那稅關ヲ經テ通過シ、陸揚、積出又ハ積換スル貨物ニ對シ使用料ノ形式ヲ以ツテ稅金ヲ賦課シ、其ノ他前記ノ目的ノ爲ニ必要ナル場合他ノ形式ヲ以ツテ課稅スルノ權限ヲ有ス。但シ使用料ノ形式ヲ以ツテ賦課セラル、租稅ハ如何ナル場合ト雖モ通過、陸揚、積出又ハ積換スル貨物ノ價格ノ千分ノ一ヲ超過スルヲ得ズ。

第十條 納稅者ノ參事會員選任 (Land Renters and others to appoint Committee or
Council)

別項ニ規定スル條件ニ適スル借地主及ビ其ノ他ノ有權者ハ前記ノ租稅及び使用料ヲ賦課シ、收納シタル資金ヲ前記ノ目的ニ對シテ配給シ、更ニ本章程ヲ遂行スル爲メ、便宜上前項ノ規定ニヨリ正式召集セラレタル納稅者會議ニ於イテ納稅華人會選出ノ支那人五名ト共ニ五名以上九名ヲ限度トスル實行委員又ハ參事會員ヲ左ニ規定スル方法ニヨリ選任スベシ。

選任セラレタル委員ハ前記ノ目的ヲ以ツテ租稅及ビ使用料ヲ賦課シ、配給スル全權能ヲ有シ、租稅及ビ使用料ノ滯納アルトキハ裁判上ニ於イテ滯納者ニ追求シ、關係土地家屋ニ立入り差押ヲナシ、又ハ貨物ヲ押收シ或ハ賣却スルノ權限ヲ有ス。

第十一條 委員又ハ參事會員ノ附則制定權 (Committee or Council have power to make Bye-laws)

本章程ニ依リテ前記ノ委員又ハ參事會員ガ選任セラレタルトキハ承認ヲ經タル本章程及ビ附則ニ規定セラレタル一切ノ權力及ビ管理並ニ委員又ハ參事會員ニ屬スペキコトヲ附則ニ於イテ聲明セラレタル權利及ビ財產ハ、絕對ニ委員又ハ參事會員及ビ正式ニ選任セラレタル其ノ後繼者ニ附與セラルベシ。又委員ハ本章程ノ目的ヲ一層完全ニ遂行スル爲メ、時々附則ヲ制定シ又ハ現存スル附則ヲ廢止シ、變更又ハ修正スル權限ヲ有ス。但シ斯カル附則ハ本章程ト抵觸セザルコトヲ要シ、猶豫ナク承認ヲ經テ公布スルヲ要ス。本章程ノ權力ニ依リテ委員ガ制定シタル附則ハ、單ニ參事會員又ハ工部局職員及ビ使用人ノミニ闢スルモノヲ除クノ外ハ、條約國領事團及ビ公使團又ハ其ノ多數者並ニ十日間ノ公示ヲナシタル上其ノ目的ヲ以ツテ召集セラレタル納稅者特別會議ノ承認ヲ得ル迄ハ其ノ效力ヲ生ゼズ。

第十二條 會計検査 (Auditing Accounts)

委員ガ出納シタル會計ノ検査及ビ正式ニ召集セラレタル納稅者會議ニ於イテ之ガ承認ヲ得ル爲メ適當ノ準備ヲナスベシ。會計検査ノ結果ハコレヲ公表シ、前記規定ノ通り領事團ニヨリテ召集セラレタル年次納稅者會議ニ於イテ承認

ヲ受クベシ。

第十三條 滯納者ノ起訴 (Suing Defaulters)

本章程ニヨリ課セラレタル租稅、使用料及ビ本章程附則ニヨリ課セラレタル科料、罰金ノ滯納者ニ對シテ、委員又ハ其ノ書記長ハ法律上ノ手段ヲ用フルノ權限ヲ有シ、滯納者ノ屬スル裁判籍ノ領事館又ハ裁判所ニ起訴シテ滯納金ヲ追徵スルコトヲ得。若シ委員又ハ參事會員ガ滯納又ハ不拂ノ租稅又ハ使用料ニ關係スル貨物ノ所有者ヲ發見シ能ハザル場合、又ハ領事ノ管轄權又ハ裁判權ガ其ノ所有者ニ及バザル場合、或ハ滯納者又ハ納稅ヲ拒絶スル貨物ノ所有者、積送人、荷受人ノ一人又ハ數人ガ上海ニ屬籍領事ナキ場合ハ、滯納又ハ不拂ノ租稅、使用料、科料、罰金其ノ他土地、家屋ニ關スル賦課金ヲ徵收スル爲メ、委員ハ地方官憲ノ同意ヲ得テ、滯納金ヲ收得スルニ必要ナル範圍ニ於イテ、當該貨物ヲ押收シ又ハ賣却シ、土地又ハ家屋ノ差押ヲナスコトヲ得。

第十四條 附則ニ依ル罰金ノ徵收 (Recovery of penalties under Bye-laws)

本章程ニ基キ制定セラレタル附則ニ規定スル科料、罰金又ハ免許手數料ニシテ該附則ニヨリテ課セラレタルモノハ管轄領事館又ハ其ノ他ノ權力ニヨリテ督促手續ヲ以ツテ徵收セラルベシ。コレ等ノ權力ハ犯則者ヲ裁判シテ罰金、科料及ビ之ニ件フ適當ノ費用ヲ支拂ハシムル權力ヲ有ス。本章程及ビ本章程ニ基キ制定セラレタル附則又ハ將來制定セラルベキ附則ニヨリテ課セラル、科料及ビ罰金ハ、凡ベテ本章程ノ規定ニヨリ委任サレタル經常支出ニ充ツル爲メ、工部局ノ資產ニ編入スルモノトス。

第十五條 臨時納稅者會議ノ召集 (Consuls may at any time call Meeting of Land

Renters and others)

外國領事ハ共同シ或ハ單獨ニテ必要ト認ムルトキ、又ハ有權者二十五名ヲ下ラザル同意者ヨリ書面ヲ以ツテ請求スルトキハ、何時ニテモ納稅者會議ヲ召集スル權能ヲ有ス。此ノ場合ハ市政ニ關スル考慮ヲ求ムル爲メ、召集ノ目的的事項ヲ明記シテ十日間ノ公告ヲナスベシ。納稅者會議ニ於イテ總數ノ三分ノ一ヲ下ラザル有權者及ビ不在有權者ノ代理人ガ出席シテ、其ノ多數ヲ以ツテ通過シタル決議事項ハ全有權者ニ對シテ有効ナルモノトス。該會議ニ於ケル議長ハ主席領事トス。若シ主席領事不在ナルトキハ、出席有權者ノ多數ニヨリ指名セラレタル有權者ヲ議長トス。本條ニ規定スル總會ニ於イテ有權者ガ工部局ノ性質ニ關スル未ダ規定無キ事項及ビ公益ニ影響スル事項ヲ決議シタルトキハ、直チニ議長ヨリ領事團ニ報告シテ承認ヲ求ムベシ。此ノ承認ヲ得ル迄ハ該決議ハ効力ヲ生ズルコトナシ。但シ決議ノ日ヨリ領事團ガ承認ヲ表示スル迄ニハ十日ノ期間ヲ經過スベシ。此ノ期間内ニ於イテ該決議ニヨリ自己ノ財産又ハ利益ニ障害ヲ及ボスト思考スルモノハ領事團ニ其ノ事情ヲ陳述シテ考慮ヲ求ムベシ。領事團ノ承認後二箇月ノ期間ヲ経過シタルトキハ効力ヲ生ズルモノトス。

第十六條 外國人墓地及ビ支那人墳墓 (Cemeteries for Foreigners, Chinese Graves)

租界内ニ外國人墓地トシテ一定ノ土地ヲ制定スルコトヲ得。外國人ノ借受ケタル土地ニ於ケル支那人ノ墳墓ハ如何ナル場合ニ於イテモ其ノ墳墓ノ屬スル家族ノ承認無クシテ移動スルヲ得ズ。移轉セズシテ長期間留置スルモノニ對シテハ

一定ノ時期ヲ定メテ掃除及ビ墓參ノ便宜ヲ與フベシ。但シ支那人ノ棺柩ハ今後租界内ニ安置シ又ハ放置スルコトヲ得ズ

第十七條 章程ノ違犯 (Breach of Regulations)

今後外國領事ガ本章程違犯ノ告發ヲ受ケ、又ハ地方官憲ヨリ差廻サレタルトキハ、領事ハ其ノ管轄權内ニ在ル犯則者ヲ凡ベテ喚問シ手續ヲナスベシ。而シテ有罪ト決定シタルトキハ三百弗以下ノ罰金、六箇月以下ノ禁錮又ハ適當ト認ムル他ノ方法ニヨリ處罰シ又ハ處罰ノ手續ヲナスベシ。上海ニ領事ノ駐在セザル外國人ガ本章程ヲ犯シタルトキハ參事會ヨリ支那地方官憲ニ告訴スベシ。此ノ場合ハ本章程ヲ支持シテ犯人ヲ處罰スル爲メ一人又ハ數人ノ外國領事ノ手ヲ經テナサル、モノトス。

第十八條 參事會員ノ推薦及ビ選舉 (Nomination and voting for Council)

二名ノ外國人有權者ハ參事會員トシテノ資格アル者ヲ候補者トシテ推薦スルコトヲ得。候補者ノ推薦ハ候補者ト推薦者ノ署名シタル書面ヲ立候補ノ同意書ト共ニ、選舉ノ日ヨリ少クトモ七日以前ニ書記長又ハ現任參事會員ノ指定シタル受付吏員ニ提出スベシ。

推薦提出期間ヲ經過シタル日ニ於イテ現任參事會員ハ候補者名簿ヲ作成シテ公報紙上ニ公告スベシ。同時ニ其ノ時ヨリ選舉日迄工部局及ビ其ノ他ノ公開ノ場所ニ該名簿ヲ掲示スベシ。

選舉日ニ於イテ參事會員候補者ノ數九名以上ナルトキハ、現在參事會員ヨリ二名ノ吏員ヲ任命シテ投票受付ノ爲メ指定サレタル選舉場ニ立會セシムベシ。立會人ハ選舉有權者名簿ヲ備ヘ、出頭シ又ハ請求スル各有權者ニ、候補者名

簿ヲ記載シタル投票用紙一通ヲ交付スベシ。投票人ハ投票用紙ニ記載セル候補者中、其ノ選舉セントスル者九人迄ノ氏名ニ記號ヲ付シ、投票人自ラ署名シテ密閉シタル投票箱ニ投入スベシ。

選舉ハ連續セル二日間午前十時ヨリ午後三時迄舉行セラレ、第二日目ノ午後三時ニ於イテ閉止セラルベシ。選舉閉止ノ上ハ直チニ參事會員ヨリ二名ノ投票検査人ヲ任命シ、猶豫ナク投票箱ヲ開キテ投票ヲ検査シ、而シテ最多數ノ投票ヲ得タル九名ノ納稅者ノ氏名ヲ聲明スベシ。コレ等ノ納稅者ハ納稅華人會選出ノ支那人五名ト共ニ、來ルベキ工部局年度ノ參事會員トシテ正式ニ選任セラレタルモノトス。

外人候補者ノ數ガ九人又ハ九人以下五人以上ナルトキハ投票ヲ用ヒズ。推薦狀提出期間ヲ經過シタル日ニ於イテ現任參事會員ガ九人又ハ九人以下ノ候補者氏名ヲ公表スルコトニヨリテ、コレ等ノ納稅者ハ來ルベキ工部局年度ノ參事會員ニ正式ニ選舉セラレタルモノトス。

外人候補者ノ數ガ五人ニ満タザルトキハ、推薦狀提出期間ヲ經過シタル日ニ於イテ現任參事會員ハ候補者ノ氏名ヲ公表シ、選舉日ニ於イテ納稅者會議ヲ開催スベシ。該會議ニ出席シタル納稅者ハ無記名投票ニヨルカ或ハ其ノ他ノ方法ニヨルカヲ決定シ、其ノ決定シタル方法ニヨリ既定候補者ト共ニ五人以上トナスニ必要ナル數人ノ納稅者ヲ選舉スベシ。而シテコレ等五人又ハ五人以上ノ納稅者ハ納稅華人會選出ノ五名ト共ニ、來ルベキ工部局年度參事會員トシテ正式ニ選舉セラレタルモノトス。

第十九條 選舉權及ビ被選舉權 (Election of Council and qualifications of voters at

Public Meetings)

一六

租界内ニ居住シ和税ヲ支拂ツテキル個人又ハ商社員ナル外國人ニシテ、價格五百兩ヲ下ラザル土地ヲ所有シ、免許手數料ヲ除キ土地又ハ家屋又ハ兩者ニ對スル租税年額十兩又ハソレ以上ヲ支拂フ土地所有者及ビ年額五百兩ヲ下ラザル評定家賃ヲ支拂フ家長ハ、參事會員ノ選舉權及ビ納稅者會議ニ於イテ投票權ヲ有ス。納稅者ガ上海領事館管轄區域以外ニ在ルトキ、又ハ病氣ノ爲メ出席シ能ハザルトキニ限り代理人ヲ以ツテ投票スルコトヲ許ス。免許手數料ヲ除キ租税年額五十兩ヲ支拂フ土地所有者、又ハ評定家賃年額一千二百兩ヲ支拂フ家長ニ非ザレバ參事會員トナルノ資格ヲ有セズ。本章ノ投票權ハ如何ナル商社ト雖モ一票以上ヲ得ル能ハズ。

本章程及ビ附則ニヨル選舉權所有者ノ名簿ヲ作成シ、工部局ニ備付クベシ。該名簿ハ毎年十二月一日又ハ其ノ直後便宜ナル時、工部局書記長ヲシテ訂正セシメ、參事會ガ適當ト思考スル時期ニ於イテ公報ヲ以ツテ發表スベシ。

第二十條 參事會員ノ補缺 (Vacancies)

參事會員ガ任期中ニ於イテ缺員ヲ生ジタル場合ハ、現任參事會員ハ多數決ヲ以ツテ缺員ヲ補充スル權能ヲ有ス。但シ缺員ガ三人ヲ過ギザルトキハ此ノ限りニアラズ。

缺員三人以上ナルトキハ本章程第十八條ニ規定スル方法ニヨリ納稅者會議ヲ召集シテ、補充スベキ新參事會員全部ノ選舉ヲ行フベシ。

第二十一條 參事會員ノ任期 (Tenure of Office)

參事會員ハ前任者ノ會計報告ガ本章程第九條及ビ第十一條ニ規定スル年次納稅者會議ヲ通過スルト同時ニ就任シ、其ノ取扱ヒタル會計報告ガ承認セラレタル後、後繼者ガ引繼ギヨナス迄在任スペシ。就任後第一次ノ會議ニ於イテ議長及ビ副議長ヲ選舉スペシ。其ノ任期ハ一箇年トス。議長及ビ副議長ガ臨時缺席スルトキハ、出席參事會員ハ其ノ會議限リノ議長ヲ選舉スペシ。

第二十二條 決定權、最少員數 (Questions and Quorum)

議事ニ對シ出席參事會員長ガ意見ヲ異ニシ各同數ナルトキハ議長ハ決定權ヲ有ス。參事會ノ會議ヲ進行スルニ必要ナル最少員數ヲ三人トス。

第二十三條 委員 (Committees)

參事會ハ其ノ管理ニ屬スル事務ヲ執行スル爲メ、其ノ目的ノ全部又ハ一部ニツキ、時々適當ト認ムル員數ノ委員ヲ參事會員中ヨリ任命スルコトヲ得。又參事會ハ右委員ノ定員ヲ定ムルコトヲ得。

第二十四條 吏員 (Officers)

參事會ハ本章程ヲ執行スル爲メニ必要ナル吏員及ビ使用人ヲ隨時任命スル事ヲ得。コレ等ノ吏員及ビ使用人ノ俸給賃銀及ビ手當ヲ定メ工部局金庫ヨリ支出シ、吏員及ビ使用人ヲ統轄スル爲メ規定ヲ設ケ、適當ト認ムルトキハ隨時吏員及ビ使用人ヲ罷免スルコトヲ得。三年以上ノ長期ヲ以ツテ任命スル吏員ハ之ニ對スル俸給ト共ニ、正式ニ召集セラレタル納稅者會議ノ承認ヲ經ルニ非ザレバ任命スルコトヲ得ズ。

第一十五條 財政 (Funds)

參事會ハ通過シタル豫算ニ從ヒ公用及ビ公益ノ爲メ工部局財政ヲ管理ス。但シ年次納稅者會議又ハ支出ヲ決定スル爲メニ召集セラレタル特別會議ノ決議シタル金額ヲ超過スルヲ得ズ。參事會ハ其ノ選任セラレタル年度ノ終リニ於イテ、一箇年間ノ工部局財政ノ收入及ビ支出ノ性質及び金額ヲ明瞭ニスル報告書ヲ作成スベシ。該報告書ハ前ニ規定セラレタル年次納稅者會議ヨリ少クトモ十日以前ニ公報ニ發表スルヲ要ス。

第一十六條 本章程遂行當局者ノ個人的責任 (Persons acting in execution of these

Regulations not to be personally liable)

參事會ガ爲シタル事項又ハ契約シタル事項、或ハ參事會員、書記長、検査員、警察署長又ハ吏員、其ノ他參事會ノ指揮ノ下ニ從事セル者ガ爲シタル事項ハ、本章程ヲ遂行スル目的ヲ以ツテ善意ニ爲サレ又ハ契約サレタルトキハ、コレ等ノ當局者ハ其ノ行爲、責任、苦情又ハ要求ニ關シテ個性的ニ責ヲ負フコトナシ。參事會及ビ前記ノ事ニ從事スル參事會員、書記長、検査員、警察署長又ハ吏員、其ノ他ノ者ガ正當ノ權限ヲ以ツテ適當ニ支出シタル費用ハ、本章程ノ權能ヲ以ツテ賦課スル租稅ノ内ヨリ支辨スベシ。

第一十七條 參事會ノ訴訟手續 (Council how to be sued)

實行委員會又ハ參事會ハ其ノ時ノ書記長ノ名儀ヲ用ヒ、又ハ上海工部局參事會ノ名ニ於イテ其ノ團體的權能及ビ地位ヲ用ヒテ訴訟ヲナシ又ハ訴訟ヲ受ク。委員會、參事會又ハ書記長ハ其ノ與ヘラレタル判決ヲ執行スル爲メ、個人ト

シテノ原告ガ有スルト同様ノ権利及ビ特權ヲ有シ、且ツ起訴セラレタルトキハ個人トシテノ被告ガ有スルト同様ノ責任ヲ負フモノトス。但シ參事會又ハ書記長ハ參事會ノ爲ニ責任ヲ負フモノニシテ、個人トシテ責任ヲ負フモノニ非ズ。

參事會又ハ書記長ニ對スル法律上ノ手續ハ、毎年度ノ初メニ於イテ外國領事全員ニヨリテ設置セラル、外國領事團法廷ニ提起セラル、モノトス。

第二十八條 章程ノ修正 (Amendment of Regulations hereafter)

將來本章程ノ訂正ヲ必要トスルトキ、又ハ新規定ヲ設クルノ必要アルトキ、又ハ解釋或ハ權限ニ疑義ヲ生ジタルトキハ、領事團ト支那地方官憲ト商議ノ上決定シ、公使團及北京政府ノ承認ヲ受クベシ。

第二十九條 借地主及ビ納稅者ノ意義 (Land Renters and Ratepayers to mean Electors)

本章程ニ屢々用ヒタル借地主及ビ納稅者ナル語ハ所用ノ關係ヲ表示シタルニ外ナラザルヲ以ツテ、第十九條ノ條件ニヨリ投票權ヲ付與セラレタル選舉有權者ヲ意味スルモノト解スベシ。

第三十條 建築物 (Buildings)

建築物ノ鞏固ヲ期シ火災ヲ防止スル爲メ新築家屋ノ壁、基礎、屋根及ビ煙突ノ構造ニ關シ、又衛生上ノ目的ヲ以ツテ空氣ノ流通ヲ完全ニスルニ足ル場所及ビ建築物ノ換氣、排水、用水便所、用土便所、普通便所、灰便所、污水溜ニ關シ竝ニ人ノ居住ニ適セザル建築物又ハ其ノ一部ノ一時的又ハ永久的閉鎖或ハ居住ノ禁止ニ關シ、參事會ハ隨時規則ヲ制定スルヲ得。參事會ハコレ等ノ規則ヲ遵守シ其ノ規定ヲ勵行セシムル爲メ、建築計劃者ヨリ建築ノ届出、設計書及

ビ断面圖ノ提出及ビ工部局ノ検査ニ關スル規則ヲ設クルヲ得。其ノ規則又ハ附則ニ違反シテ開始シ又ハ完成シタル工事ニ對シテハ參事會ハ其ノ中止、變更又ハ取除キヲ命ズルコトヲ得。但シコレ等ノ新規則ハ土地委員會ニ提出シテ其ノ可決ヲ經、發布後六箇月ヲ經過スルニ非ザレバ効力ヲ生ゼズ。

共同租界土地章程附則

(Bye-Laws. The Land Regulations for the Foreign Settlement of Shanghai)

第一條 下水道及ビ排水溝ノ管理 (Control and management of sewers and drains)

本章程ノ定ムル境界内ニ在ル下水道、排水溝及ビ街路ニ沿ヘル下水道、排水溝ハ之ニ屬スル工事及ビ材料ト共ニ、其ノ建設ガ本章程ノ效力發生以前ナルト、以後ナルトヲ問ハズ、又工部局ノ費用ヲ以ツテ建設セシト否トヲ問ハズ其ノ管理權ハ凡ベテ工部局ニ歸屬ス。

第二條 下水道及ビ排水溝ノ設置權 (Powers to make sewers and drains)

工部局ハ共同租界内ノ市街其ノ他ノ地區ノ完全ナル排水ヲナスニ必要ナル下水道及ビ下水溝ヲ清潔ナラシムルニ必
要ナル溜池、水門、機關其他ノ工事ヲ隨時施行スルコトニ務ムベシ。又必要ナル場合ハ成ル可ク僅少ノ損害ニテ街路ノ
全部又ハ一部ニ沿ヒ又ハ横切リテ下水道ヲ設クルヲ得。其ノ損害ハ裁定ニ従ツテ賠償シ又ハ本章程ノ規定スル方法ヲ
以ツテ復舊スペキモノトス。前記ノ工事ヲ完成スル爲メ圍屏其ノ他建造物アル土地ヲ通過スル必要アルトキハ、適當
ナル通告ヲナシタル後、所有者又ハ所有者ニ對シ前記ノ賠償ヲナシ該土地ヲ通過スペシ。コレ等ノ下水道ハ河川ニ導
キテ排出セシムルカ、又ハ適當ナル溝道ニヨリ農業用其ノ他ノ目的ニ對シテ排出物ヲ集積又ハ賣却スルニ最モ便利ナル
場所ニ運搬シ、最モ有利ナル方法ニヨリ障礙物トナラザルヤウ處置スベシ。

第三條 下水道、排水溝ノ擴張及び改變 (Power to enlarge and alter sewers and drains)

工部局ハ隨時適當ト認ムル時、其ノ設置セル下水道ノ全部又ハ一部ニ擴張、變更、覆蔽其ノ他ノ改善ヲナスコトヲ得。若シ用ヲナサミル下水道アルトキハ工部局ハ適當ト認ムルトキ障碍物トナラザルヤウ之ヲ廢棄スルコトヲ得。

第四條 公設下水道ニ注グ排水溝ノ私設ニ對スル處罰 (Penalty for making any drain flow

into a public sewer)

何人ト雖モ工部局ガ設置セル下水道又ハ排水溝ニ注グ排水溝ヲ作ルモノハ、工部局ガ其ノ目的ヲ以ツテ使用セル者ノ外、銀百弗以下ノ科料ニ處セラルベシ。工部局ハ必要ト認ムルトキ其ノ排水溝ヲ再造シテ分支線トナシ、之ニ因ツテ生ズル費用ハ全部排水溝ヲ作リタル者ノ負擔トシ、損害賠償トシテ工部局ニ回収スベシ。

第五條 公設下水道ヲ覆フ建築ノ禁止 (No person to build over any public sewer)

工部局ノ許可證ヲ得ルニ非ザレバ下水道又ハ排水溝ヲ設ケ、或ハ工部局ニ屬スル下水道又ハ排水溝ノ上ニ建築物ヲ建設スルヲ得ズ。本章程通過後本章程ニ違反シテナサレタル下水道又ハ排水溝或ハ建築物ハ工部局ガ取り壊シ、之ニヨツテ生ズル費用ハ違反者ノ負擔トシ損害賠償トシテ工部局ニ回収セラルベシ。

第六條 下水道ノ臭氣防止 (Sewers and drains to be provided with traps)

共同租界内ニ於ケル下水道及ビ排水溝ハ凡ベテ公設ト私設トヲ問ハズ、惡臭ヲ防止スル爲メ工部局又ハ私設者ニ於イテ適當ナル防臭瓣、覆蔽又ハ排氣裝置ヲナスベシ。

第七條 下水道ノ維持費及ビ掃除費 (Expense of maintaining and cleansing sewers and drains)

下水道ノ維持費及ビ掃除費ニシテ別ニ規定無キモノハ凡テ本章程第九條ニヨリテ賦課スル租稅ノ内ヨリ支辦スベシ。

第八條 排水 (Drainage)

家屋ノ新築又ハ改築ハ浸濕ヲ防グ爲メ、其ノ建築地ヲ工部局ガ指定スル最寄ノ道路ノ中心ニ相當スル高サニ、及ビ建築物ニ連リ又ハ隣接スル小路ヲ工部局ガ承認スル高サニ埋メ上グルノ取極メヲナシ、認可ヲ受ケタル上ニアラザレバ建築スルコトヲ得ズ。本附則ニ違反シテ新築又ハ改築工事ヲ開始スル者ハ、各個ノ違反ニ付キ銀二百五十弗以下ノ罰金ヲ課セラルベシ。而シテ工部局ハ新築又ハ改築ガ本附則ノ規定ニ適合スル迄工事ヲ停止スル權限ヲ有ス。

新築又ハ改築ハ工部局ガ其ノ建築物及ビ附屬物ノ排水ヲ適當且ツ有効ニスルニ必要ニシテ十分ナリト認ムル材料、寸法、水準及び傾斜ヲ以ツテ構成シタル排水溝ヲ備フルニ非ザレバ建築スルヲ得ズ。建築地ノ一部ヨリ百尺以内ニアル公設下水道又ハ工部局ガ使用權ヲ有スル下水道アルトキハ、工部局ガ指定スル方法ニヨリ其ノ下水道ニ通ズル排水溝ヲ設クルコトヲ得。若シ前記ノ距離内ニ公設下水道無キトキハ排水溝ヲ最近距離ノ公設下水道ニ通ズルカ又ハ覆蔽シタル下水溜ニ放出スルカ、或ハ工部局ガ指定スル其ノ他ノ場所ニ導クカ、建築者ノ選擇ニヨルコトヲ得。而シテ本附則ニ反シテ新築、改築又ハ排水溝ヲ造設スル者ハ各個ノ違反ニ付キ銀二百五十弗以下ノ罰金ヲ課セラルベシ。工部局ハ何時ニテモ建築物ノ建設ガ本附則通過ノ以前ナルト以後ナルトヲ問ハズ、建築物及ビ其ノ附屬物ノ排水ヲ完全ニ

スルニ足ル排水溝無キ事ヲ發見シタルトキ、其ノ建築物ノ一部ヨリ百尺以内ニ公設下水道又ハ工部局ガ使用權ヲ有スル下水道アルトキハ、工部局ハ該建築物ノ所有者又ハ占有者ニ書面ヲ以ツテ通告ヲ與ヘ、適當ト認ムル材料、寸法、水準及ビ傾斜ヲ以ツテ建築物ヨリ該下水道ニ通ズル排水溝ヲ一條乃至數條設置スル事ヲ指示スペシ。若シ其ノ指示ニ應ゼザルトキハ工部局ハ自ラ指示ノ如ク工事ヲナス事ヲ得。其ノ工事ニヨツテ生ズル費用ハ該建築物ノ所有者又ハ占有者ガ猶豫ナク支拂ハザルトキハ工部局ヨリ支出シ、該所有者又ハ占有者ヨリ損害賠償トシテ回収スペシ。

新築又ハ改築ノ工事ニ着手セントスルトキハ、滿十四日前ニ建築地ヲ示シタル一部ノ設計圖ヲ工部局ニ提出シテ認可ヲ受クベシ。該設計圖ニハ左記ノ事項ヲ明示スルヲ要ス。

(イ) 最近距離ノ道路ノ中心ト比較シタル敷地仕上ノ高サ

(ロ) 建築物ニ連接シテ設置シ又ハ設置セントスル排水溝及ビ下水道ノ位置及ビ寸法

(ハ) 設置セントスル防火壁ノ位置及ビ寸法

(ニ) 道路ヨリノ高サ及ビ道路ニ突出スル幅

設計圖ガ工部局ニ提出セラレタル後、十四日以内ニ工部局ハ該設計ヲ認可スルカ否カラ提出者ニ表示スペシ。不認可ノトキハ其ノ理由ヲ一般ニ説明スルヲ要ス。工部局ガ前記ノ期間内ニ可否ノ表示ヲナサルトキハ、關係者ハ認可ヲ要セザルモノト見做シテ工事ヲ進行スルコトヲ得。

工部局ノ規則ニヨリ提出スルコトヲ要求セラレタル設計書又ハ明細書ノ届出アリタルトキハ、工部局ハ之ガ審査員ニ交付セラレタル時ヨリ十四日以内ニ書面ヲ以ツテ認可又ハ不認可ヲ其ノ建築計劃者ニ表示スペシ。不認可ノ場合ハ其ノ理由ヲ一般的ニ説明スルヲ要ス。シカシテ規則ニ違反シテ建築セラレタル工事ヲ取除ク爲メ工部局ガ費用ヲ要シタルトキハ、工部局ハ其ノ金額ヲ本附則ニ依リ料金ヲ徵收スルト同様ノ方法ヲ以ツテ、其ノ工事ヲ施工シタルモノ又ハ之ヲ指圖シテ施工セシメタル者ヨリ回收スルヲコトヲ得。

土地章程第三十條ノ目的ヲ以ツテ二階下ヲ取壊サレタル建築物又ハ骨組ノミニ一階迄殘サレタル木造家屋、又ハ居住以外ノ目的ヲ以ツテ建設シタル家屋ヲ居住家屋ニ變更スル場合又ハ一個ノ居住家屋トシテ建設シタル家屋ヲ二個以上ノ居住家屋ニ變更スル場合又ハ建築物ノ壁ノ高サヲ增加スル場合ノ再築工事ハ新家屋ノ建設トシテ取扱フモノトス。

工部局ハ土地章程第三十條ノ下ニ規則ヲ設ケテ違反者ヲ罰スル爲メ罰金ヲ規定スルコトヲ得。但シ一犯行ニ對シテ銀二十五弗ヲ、又ハ繼續的犯行ノ場合ハ其ノ繼續中一日ニ付キ銀十弗ヲ超ユルヲ得ズ。

第九條 工部局ノ公道監督權 (Council to be surveyors of highways)

工部局ハ共同租界内ニ於ケル一切ノ公道ノ監督者トス。而シテ該租界内ニ於イテハ一般ノ公道監督者ガ普通ニ與ヘラル、如キ一切ノ權限及ビ責任ヲ有ス。

第十條 街路ノ管理及修理 (Management of streets and the repairs thereto to vest in

council)

本章程ノ通過ト共ニ街路ノ管理、其ノ擴張、修理又ハ今後公道トナルモノハ歩道ト車道トノ別ナク、公道用トシテ用意セラレタル建築物、舗道諸材料、器具其ノ他ノ物件ト共ニ凡ベテ工部局ニ歸屬ス。

第十一條 下水道敷設中ノ街路停止 (Council may stop up any street pending construction

of a sewer)

工部局ハ下水道又ハ排水溝ノ敷設、變更、修理又ハ取壊シノ爲適當ナル期間、人家ヘノ出入ニ差支ヘザルヤウ街路ヲ停止シ又ハ通行ヲ制止スルコトヲ得。

第十二條 街路ノ任意變更ニ對スル科料 (Penalty on making unauthorized alteration

in streets)

工部局ノ認可又ハ法律上ノ權限無クシテ工部局ノ管理ニ屬スル街路ノ舗道、舗石又ハ其ノ他ノ材料ヲ故意ニ置換ヘ取除キ又ハ變更スル者ハ銀二十五弗以下ノ科料又ハ罰金ヲ課セラレ、置換ヘ、取除キ又ハ變更セラレタル街路ノ舗道、舗石又ハ其ノ他ノ材料ノ一平方呎毎ニ一弗以下ノ賠償金ヲ徵セラルベシ。

第十三條 瓦斯管、水道管ノ位置ノ變更 (Council may alter situation of gas or water

pipes)

本章程施行上工部局ハ街路ニ埋設セラレタル水道管又ハ瓦斯管ノ位置ヲ上下又ハ其他ニ變更スルノ必要ヲ認ムルト

キハ、隨時其ノ管又ハ工事ノ所有者ニ工部局ガ指定スル如ク、至急都合ツキ次第、管又ハ工事ノ位置ヲ變更スルヤウ通告書ヲ以ツテ要求スルコトヲ得。但シ其ノ變更ハ該工事ノ永久的障害トナザルコト、瓦斯又ハ水ノ流通ガ從前通り自由自在ナルコトヲ要ス。位置ノ變更ニ伴フ費用及ビ損害ノ賠償金ハ本章程ニヨリ課スル租稅ノ内ヨリ工部局之ヲ支拂フモノトス。若シ該管又ハ工事ノ所有者ガ通告書ヲ受ケタル後、都合ツキ次第、工部局ガ指定スル變更工事ニ着手セザルトキハ工部局ハ自ラ該管又ハ工事ヲ永久的障害ヲ來サザル様、水又ハ瓦斯ノ流通ガ從前ノ通り自由自在ナルヤウ適當ニ位置ノ變更ヲナスコトヲ得。但シ右ノ變更工事ハ該管又ハ工事ノ所有者ノ費用ヲ以ツテシ、之ガ回収ハ本附則ニ規定シタル料金ノ徵收ト同様ノ方法ニ依ル。

第十四條 建築物ニ寛ノ取付 (Water-spouts to be affixed to houses or buildings)

街路ニ接續シ又ハ近在セル各家庭ノ居住者ハ、工部局ノ命令ヲ發シタル日ヨリ十四日以内ニ該建築物ノ全長ニ對シ水栓或ハ箱桶ヲ完全ニ取付ケ同様ノ桶ヲ以ツテ隣接家庭ニ接續スルカ、又ハ建築物ノ前面或ハ側面ニ屋根ヨリ地面ニ達スル管又ハ筒ヲ以ツテ其ノ建築物ノ屋根、廊下、拋射物等ヨリ雨水ヲ流出セシメ、街路ノ通行人ニ落チカ、リ又ハ歩道ニ溢流セザルヤウ存置スペシ。前記期間内ニ命令ニ應ゼザル者ハ之ヲ怠リタル日數ニ對シ一日ニ付キ銀十弗以下ノ科料又ハ罰金ヲ課セラルベシ。

第十五條 路上ニ留置スル材料又ハ穴溝ニ對スル點燈及ビ闇ヒ (Penalty for not lighting deposits of building material or excavations)

工部局ノ命令ニヨルモノト否トヲ問ハズ、街路ニ建築材料其ノ他ノ物品ヲ留置シ又ハ穴ヲ穿チタル者ハ自己ノ費用ヲ以ツテ其上ノ又ハ近所ノ適當ナル場所ニ十分ナル燈火ヲ點置シ、其ノ物品又ハ穴ノ存在スル間、日没ヨリ日出ニ至ル迄毎夜之ヲ繼續スベシ。而シテ物品又ハ穴ノ存在スル間ハ之ニ對シテ十分ナル垣又ハ圍ヒヲ自己ノ費用ヲ以ツテ施スベシ。右ノ點燈、垣又ハ圍ヒヲナスコトヲ怠リタルモノハ銀二十五弗以下ノ科料又ハ罰金ヲ課セラレ、之ヲ繼續スル間、一日ニ付キ銀十弗以下ノ科料又ハ罰金ヲ徵セラルベシ。

第十六條 必要無キ材料ノ放置又ハ穿穴ノ禁止 (Penalty for continuing deposits of building materials or excavations an unreasonable time)

必要無クシテ街路ニ建築材料ヲ放置シ、又ハ穴ヲ穿ツコトヲ許サズ。若シ建築材料ヲ放置シ又ハ穴ヲ穿ツモノアルトキハ一犯行毎ニ銀二十五弗以下ノ科料又ハ罰金ヲ課セラレ、犯行ノ決定後繼續スル間一日ニ付キ銀十弗以下ノ科料又ハ罰金ヲ徵セラルベシ。材料其ノ他ノ物品ヲ留置シ又ハ穴ヲ穿ツ場合ハ、必要ナル時間以上ニ亘ラザリシコトノ證明アルヲ要ス。

第十七條 危險場所ノ修理又ハ閉鎖 (Dangerous places to be repaired or inclosed)

街路ノ附近ニアル建築物、穴又ハ其ノ他ノ場所ガ通行人ニ對シテ危險ニシテ修繕、保護又ハ閉鎖ノ必要アルトキハ工部局ハ其ノ危險ヲ防止スル爲メ修繕、保護又ハ閉鎖ヲナスベシ。其ノ費用ハ修繕、保護又ハ閉鎖セラレタル物件ノ所有者ヨリ支拂ハシメ、損害賠償トシテ工部局ニ回収スベシ。

第十八條 街路ノ清潔法 (Cleansing streets)

工部局ハ一切ノ道路及ビ歩道ヲ隨時適宜ニ掃除シ、路上ノ各種塵埃、汚物ハ掃キ寄セテ運ビ去ルベシ。租界内市街地域ノ住家、塵埃、灰殻及ビ屑物ハ都合ヨキ時間ニ之ヲ運ビ去リ、便所及ビ污水溜ハ完全ナル方法ヲ以ツテ時々汲ミ取り、空虚ニシテ清潔ナルヤウ處置スベシ。

第十九條 歩道掃除ノ協定 (Council may compound for sweeping footways)

工部局ハ適當ナル期間本章程ノ規定ニ基キ、歩道ノ掃除責任者ト本章程ノ指定スル方法ニテ歩道ノ掃除ヲ協定スルコトヲ得。

第二十條 荒廢家屋 (Ruinous buildings)

工部局ノ検査員ガ家屋又ハ壁ガ破壊状態ニアリテ通行人又ハ附近居住人ニ危険ヲ及ボスト認ムルトキハ、直チニ其ノ家屋所有者ノ屬スル國ノ領事ニ告發スベシ。領事ハ其ノ家屋、壁其ノ他ノ物件ヲ取除キ、改築、修理其ノ他検査員ノ満足スル保護ヲ爲スコトヲ一定ノ期間ヲ定メテ所有者、又ハ所有者ノ在ラザルトキハ占有者ニ命令スル權限ヲ有ス。其ノ期間内ニ取除、修理、改築其他ノ保護ヲナサマルトキ又ハ命令ヲ差出スベキ所有者或ハ占有者ガ發見セラレザルトキハ、工部局ハ成ルベク早ク其ノ危險ナル家屋、壁其他ノ物件ノ全部又ハ一部ノ取除、修理、改築其ノ他ノ保護ヲ適當ナル方法ヲ以ツテ行フベシ。而シテ該家屋、壁其ノ他ノ物件ノ垣ヲ作り、取除、修理、改築其ノ他ノ保護ニ要スル一切ノ費用ハ其ノ所有者ヨリ支拂ハシムルモノトス。

第二十一條 荒廢家屋ノ取除費用 (Expenses of removal of ruinous buildings)

前條ノ場合所有者ヲ租界内ニ於イテ發見シ、前記ノ費用ヲ要求シタルトキ、所有者ガ其ノ支拂ヒヲ怠リ或ハ拒絕スルトキハ其ノ費用ハ差押ヘニヨリ徵收スルヲ得。從ツテ領事ハ工部局ノ申出ニ對シ令狀ヲ發スルコトヲ得。

第二十二條 荒廢家屋ノ所有者不明ナル場合 (When owners of ruinous buildings

can-not be found)

第二十條ノ場合所有者ヲ租界内ニ於イテ發見シ得ザルカ又ハ租界内ニ於イテ十分ナル動產物件ノ差押ヘガ出來ザルトキハ、工部局ハ其ノ建築物又ハ建築物ノ有リシ地上ニ貼付シ並ニ地方新聞ニ工部局告示ト見出ヲ掲ゲテ二十八日間ノ豫告ヲナシタル上、該家屋又ハ土地ヲ押收シテ競賣ニ付シ、其ノ取得金ヨリ所要ノ費用ヲ回収スルコトヲ得。又工部局ハ取り壊シタル材料ノ一部又ハ全部ヲ競賣シ、其ノ取得金ヲ以ツテ關係家屋ノ爲ニ要シタル費用ノ支拂ヒニ充ツルコトヲ得。而シテ工部局ハ其ノ賣却手取金ニ過剩ヲ生ズルトキハ、該家屋ノ所有者ニ之ヲ返還スベシ。然レドモ工部局ハ其ノ賣上金ヲ一通り支拂ヒタル後、尙ホ殘存スル費用全部ノ支拂ニ充ツル爲メ補償金トシテ保留スルコトヲ得。

第二十三條 突出物ノ取除 (Projections of houses to be removed on notice)

工部局ハ租界内ニ於ケル家屋ノ前面ニ設置シタル玄關、廊下、物置、突出窓、階段、地下室、地下室ノ戸又ハ窓、看板標柱、其ノ他各種ノ看板、窓ノ鎧戸、壁、門、垣其ノ他障礙物又ハ突出物ニシテ街路ノ通行ノ安全便利ヲ阻害スルトキハ、取除キ又ハ變更ヲ該家屋ノ占有者ニ命ズルコトヲ得。該占有者ハ右ノ通知ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内

ニ工部局ノ指定スル方法ヲ以ツテ障碍物ヲ取除ケ又ハ變更スルヲ要ス。之ヲ怠リタルトキハ銀十弗以下ノ科料又ハ罰金ヲ課セラルベシ。工部局ハ此ノ場合該障碍物又ハ突出物ヲ取除ケ、其ノ費用ハ之ヲ怠リタル占有者ニ支拂ハシメ、損害賠償トシテ回收スベシ。但シ該障碍物又ハ突出物ガ所有者ニヨツテ成サレタルモノナルトキハ占有者ハ之ガ取除費用ヲ所有者ニ支拂フベキ家賃ヨリ控除スル權利ヲ有ス。

第二十四條 街路ノ障碍物 (Obstruction of streets)

諸種ノ物品又ハ建築材料等ヲ以ツテ公道又ハ歩道ニ障碍ヲナス者ハ、障碍ノ繼續中二十四時間毎ニ銀十弗以下ノ科料又ハ罰金ニ處セラルベシ。工部局ガ其ノ障碍物ノ所有者、使用者、從業者又ハ監督者ニ之ヲ取除クベキコトヲ命ジテ、二十四時間ヲ經過シタル後又ハ之等ノ者ガ居ラザル場合、或ハ工部局ガ之等ノ者ヲ發見シ能ハザル場合ハ、工部局ハ之ヲ取除ケ、其ノ費用ガ支拂ハル、迄之ヲ抑留シ、損害賠償トシテ取除費用ヲ回收スル權利ヲ有ス。而シテ工部局ハ適當ノ期間ヲ經過シタル後、其ノ障碍物ヲ賣却シ科料及ビ費用ヲ引キ去リ、殘額アルトキハ該物品ノ權利者ノ爲ニ保管スベシ。公共ノ安全ノ爲メ建築ノ進捗ニ伴ヒ公道ニ危險ヲ及ボス家屋ノ周圍ニ板圍ヒ又ハ足場ヲ作ルノ必要アルトキハ、其ノ所有者又ハ其ノ他ノ者ガ之ヲ拒絕シ又ハ怠ル場合工部局ハ之ヲ命令スル權利ヲ有ス。

第二十五條 街路ノ掃除 (Cleansing streets)

土地及ビ家屋ノ占有者ハ命令ノ送達ヲ受ケタルトキハ、如何ナル事情アルモ其ノ家屋ノ前面歩道ヲ清潔ニ掃除スルヲ要ス。尙ほ家屋ノ前後左右ノ寃樋及ビ流シ溝ヲ清掃シ、土、灰殼、屑物等ノ堆積物ヲ取除クベシ。之ニ違反スル者

ハ各犯行毎ニ銀五弗以下ノ科料ニ處セラルベシ。家屋ガ間貸セラレ居ル場合ハ貸主ヲ以ツテ占有者ト認ム。

第一二十六條 排泄物ノ搬出 (Conveyance of offensive matter)

工部局ハ時々一定ノ時間ヲ定メ其ノ時間内ニ租界内便所ヲ汲ミ取り、排泄物ヲ搬出スルコトヲ強制スルヲ得。工部局ガ前記ノ時間ヲ定メ之ヲ發表シタルトキハ、租界内ニ在リテ定メラレタル時間外ニ便所ヲ汲ミ取り、又ハ汲ミ取ラントシ或ハ公道上ニ排泄物ヲ持チ運ブ者、工部局ノ定メタル時間ノ内外ヲ問ハズ、何時ニテモ排泄物及ビ其ノ臭氣ノ散出ヲ防グベキ適當ノ覆蔽ヲナサム便器、桶、又ハ車輛ヲ排泄物汲取ノ目的ヲ以ツテ使用スル者、又ハ運搬中故意ニ排泄物ヲ散播シタル者又ハ排泄物ヲ置キ或ハ止ムヲ得ズシテ散漏シタル場所ヲ十分ニ掃拭セザル者ハ銀十弗以下ノ科料ニ處セラルベシ。之ガ實際ノ犯人ガ逮捕セラレザルトキハ之ニ從事スル車夫又ハ運搬夫ヲ以ツテ犯人ト見做ス。

第一二十七條 汚水溜 (Stagnant pools)

租界内ニ於イテ占有シ又ハ所有スル屋内若クハ空地ニ於ケル窪地其ノ他ノ場所ニ排泄物又ハ汚水ヲ存留シテ有害物トナラシムル者、工部局ガ四十八時間以上ノ期間ヲ以ツテ發シタル汚水取除ノ命令ヲ受ケタル後、四十八時間ヲ経過スルモ尙ホ之ヲ取除ケザル者、便所又ハ汚水壺ノ内容物ヲ流出セシメ若クハ浸出セシメ隣接地ノ占有者ニ迷惑ヲ及ボシタル者又ハ租界内ノ居住家屋内ニ豚ヲ飼養シテ有害物ヲ發生セシムル者ハ各犯行毎ニ銀十弗以下ノ科料又ハ罰金ニ處セラレ、有害物ガ繼續シテ存在スル間ハ毎日更ニ銀二弗以下ノ科料又ハ罰金ニ處セラルベシ。工部局ハ租界内ニ於ケル斯カル有害物トナル水溜、池又ハ污水壺ヲ清潔ニ流出シテ有害物ヲ排除スルコトヲ得。此ノ目的ヲ遂行スル爲メ工部局

ノ吏員及ビ人夫ハ穩當ナル時ニ於イテ該家屋若クハ土地ニ踏ミ込ミ必要ナル行爲ヲナスコトヲ得。之ニヨリテ生ズル費用ハ犯行ヲナシタル者又ハ犯行ノ起リタル家屋若クハ土地ノ占有者ニ支拂ハシム。若シ占有者無キトキハ其ノ家屋又ハ土地ノ所有者ニ支拂ハシメ、損害賠償トシテ回収スルモノトス。

第二十八條 廃物ノ取除 (Accumulation of refuse)

租界内ニ於ケル農場以外ノ地ニ廐、牛小屋又ハ豚小屋ノ糞便若クハ廢物溜ヲ七日以上放置シ、又ハ工部局ノ許可ヲ得ザル場所ニ一頓以上ノ分量ヲ集積シテ二日以上放置スルトキハ、工部局吏員ガ取除キヲ命ジタル後二十四時間以内ニ取除カザレバ工部局ノ所有ニ歸スペシ。工部局又ハ工部局ヨリ取除キヲ引受ケタル者ハ之ヲ賣却處分スルコトヲ得其ノ所得金ハ工部局ノ經費ニ充當シ、取除費用ハ其ノ家屋又ハ土地ノ占有者ヨリ損害賠償トシテ回収スペシ。

第二十九條 衛生課員ノ證明書 (Certificate of the Officer of Health)

衛生課員若シ衛生課員ノ居ラザルトキハ租界内ニ居住スル二名ノ内科醫又ハ外科醫或ハ内科醫一名ト外
ニテ、工部局ニ對シ居住者ノ衛生ニ有害ナルガ爲メ糞便、汚物其他ノ有害物若クハ有毒物ヲ取除クノ必要アルコトヲ證明スルトキハ、工部局書記長ハ直チニ其ノ糞便又ハ汚物ノ所有者、代理人又ハ其ノ堆積セル土地ノ占有者ニ對シ、二十四時間以内ニ取除クベキコトヲ命ズベシ。此ノ命令ニ服セザル場合ハ該糞便又ハ汚物ハ工部局ノ所有ニ歸スルモノトス。工部局又ハ工部局ヨリ之等廢物ノ取除キヲ引受ケタル者ハ之ヲ賣却處分スルコトヲ得。其ノ所得金ハ工部局ノ經費ニ充當シ取除費用ハ損害賠償ト同様ノ方法ニテ占有者又ハ所有者ヨリ回収スペシ。

第三十條 家屋ノ白塗及ビ掃除 (Houses to be white-washed and purified)

何時ニテモ衛生課員又ハ衛生課員居ラザル時ハ租界内ニ居住スル二名ノ内科醫又ハ外科醫或ハ内科醫一名ト外科醫一名トニテ、工部局ニ對シ租界内ノ或ル家屋又ハ其ノ一部ガ不潔ニシテ不衛生ナル狀態ニアリ、其ノ居住者又ハ隣家居住者ノ健康ニ危險ヲ及ボスコト、又ハ其ノ家屋ノ全部又ハ一部ヲ白塗シ若クハ清潔ニ掃除スルコトニヨリテ傳染病ヲ防遏シ得ルコト、又ハ下水溝、便所、汚水壺ニ不備ノ點アリテ隣家居住者ノ健康ニ危險ヲ及ボスノ虞レアルコトヲ證明スルトキハ、工部局ハ適當ト認ムル方法及ビ期間ヲ定メテ該家屋ノ居住者ニ白塗シ又ハ清潔ニ掃除スペキコトヲ命令スルトキハ、又ハ下水溝、便所若クハ污水壺ノ所有者ニ之ヲ改善スペキコトヲ命ズベシ。若シ右居住者又ハ所有者ガ工部局ノ命令ニ服セザルトキハ之ヲ怠リタル日數一日毎ニ銀十弗以下ノ科料又ハ罰金ニ處セラルベシ。此ノ場合工部局ハ該家屋ノ全部又ハ一部ヲ白塗シ或ハ掃除シ又ハ該下水溝、便所若クハ污水壺ノ狀態ヲ改良スル手段ヲ執リ其ノ費用ハ損害賠償ト同様ノ方法ニテ居住者又ハ所有者ヨリ回収スペシ。

第三十一條 有害物ノ除却 (Council may order nuisances to be abated)

租界内ニ於ケル蠟燭工場、石鹼工場又ハ溶解作業ヲナス家屋及び場所、屠殺場又ハ廢物若クハ血ヲ煮沸シ又ハ骨ヲ煮沸シ若クハ搗碎スル家屋又ハ場所、或ハ豚小屋、便所、糞堆又ハ工場若クハ事務所ガ住人ノ健康ニ有害若クハ有毒ナルコトヲ有害物検査員、衛生課員若シ之等ノ吏員ガ居ラザルトキハ二名ノ内科醫又ハ外科醫或ハ内科醫一名ト外科醫一名トニテ何時ニテモ工部局ニ對シテ證明スルトキハ、工部局ハ該作業經營者ノ屬スル國ノ領事ニ對シテ抗議ヲ提

出スペシ。抗議ヲ受ケタル領事ハ其ノ抗議ノ事實ヲ調査シ、好都合ナル期間内ニ其ノ有害物ヲ減却シ、又ハ除去スベキコトヲ署名シタル書面ヲ以ツテ命令スベシ。但シ領事ニ抗議ヲ受ケタル事業ヲ繼續スル爲ニハ有害若クハ有毒ナル結果ヲ輕減スルニ有効ナル方法ガ採用セラレ難キコトヲ認ムルトキハ、被抗議者ガ領事ノ實行可能ト思考スル方法ヲ採用スペキコトヲ條件トシテ最後ノ決定ヲ見合セ、適當ノ期間内ニ該事業ガ生ズル有害ナル結果ヲ輕減シ又ハ防止スル方法ヲ實行セシムベシ。

第三十二條 掃除夫ノ妨害 (Obstruction of scavengers)

租界内ニ於ケル家屋又ハ土地ノ占有者及び其他ノ者ニシテ本附則ニヨリ塵埃、灰穀、屑物ヲ取除ク權限ヲ與ヘテ、工部局ガ使用セル掃除人ノ作業ヲ拒絶シ又ハ其ノ任務ノ遂行ヲ妨害スルモノハ、一犯行毎ニ銀二十五弗以下ノ科料又ハ罰金ニ處セラルベシ。

第三十三條 建築工事 (Building operations)

左記ノ事項ニ就テハ何人ト雖モ、豫メ一項毎ニ若クハ數項毎ニ工部局ヨリ許可證ヲ得ルニ非ザレバ着手スルヲ得ズ。

永久的タルト一時的タルトヲ問ハズ建築工事、

建築物若クハ構造物ノ模様替若クハ修繕竝ニ工部局ノ道路若クハ路地ヨリ梯ヲ掛クルコト、
藁小屋、蘆席小屋、竹小屋若クハ其ノ類似ノ建築物ノ建設、
河溝上ニ建築物ヲ建設スルコト、

河溝若クハ河岸ヨリ泥土ヲ取ルコト、

工部局ノ道路若クハ路地ノ掘鑿、

工部局ノ道路若クハ路地ニ接シテ垣、板圍ヒ、看板其他ノ構造物ノ建設、

工部局ノ道路若クハ路地ノ上ニ蔽セ懸ル蘆席屋根、日蔽ヒ、ランプ若クハ其他ノ構造物ノ建設、

工部局ノ浮橋、棧橋若クハ道路ニ建築材料ノ陸揚ゲヲナスコト、

本附則ノ規定又ハ前記許可證ニ示ス條件ニ違反スル者ハ各犯行毎ニ銀百弗以下ノ科料、又ハ科料ノ支拂ヲ怠ルトキ

ハ一箇月以下ノ拘留又ハ其者ノ服從スペキ法律ノ命ズル罰金ニ處セラルベシ。

第三十四條 鑑札ヲ要スル業務 (Licensed occupations)

租界内ニ於イテハ何人ト雖モ工部局ヨリ鑑札ヲ受ケ、外國人ニ在リテハ其ノ所屬國領事ノ副署ヲ得ルニ非ザレバ左記ノ業務ヲナスコトヲ得ズ。

市、市場、支那人俱樂部、旅館、音樂堂、劇場、曲馬、活動寫眞、食物店、氣晴シ場又ハ公衆娛樂場、料理屋、飲食店、玉突場、球戲場又ハ舞踊場、娼家、質屋、支那人兩替屋若クハ錢莊、支那人金銀細工店、搾乳場、洗濯屋、麵麪製造所、屠獸場、馬車屋、自動車屋、牛、豚、羊、山羊ノ飼育場、衣類、酒類、毒藥、毒物、家傳藥、特許藥、屠獸肉、家禽、野禽獸、魚類、果物、冰、蔬菜其他食料品、煙草、富籤又ハ彩票ノ販賣若クハ販賣ノ爲メノ店舗、貯藏場、屋臺其他ノ場所ニ於ケル保存、物品ノ行商、小蒸汽船、舢舨渡船、其他ノ船、馬、駒、驢馬、自動車、自轉車、其他

自動式車輛、馬車、荷馬車、手車、人力車、轎、小車、其他ノ車輛ノ私用若クハ公用ノ爲保管又ハ賃貸或ハ賃仕事ノ爲ノ使用、電車、自動車、馬車ノ運轉若クハ使馭、人力車ノ挽曳、犬ノ飼養。

鑑札ノ下附ニ關シテハ工部局ハ個々ノ場合ニ必要ナル條件ヲ附シ保證金ヲ供託セシメ、年度納稅者會議ニ於イテ承認セラレタル手數料ヲ徵收スベシ。本附則ノ規定ニ違反スル者ハ各犯行毎ニ銀百弗以下ノ科料ニ處シ、尙ホ違反ヲ繼續スルトキハ二十四時間毎ニ銀二十五弗以下ノ科料ヲ徵シ又ハ其者ノ服從スペキ法律ノ命ズル罰金ニ處セラルベシ。

第三十五條 危險物 (Dangerous materials)

租界内ニ於イテハ何人ト雖モ工部局ヨリ鑑札ヲ受ケ外國人ニ在リテハ其ノ所屬國領事ノ副署ヲ得ルニ非ザレバ左記ノ物品ノ所持、貯藏、販賣若クハ製造ヲナシ又ハ危險ナル業務ノ執行ヲナスヲ得ズ。

單ナル運動用、義勇隊用、又ハ警察用以外ノ銃。

發火又ハ爆發ニヨリ生命財產ニ危険ヲ及ボスベキ危險性又ハ可燃性ノ物品、即チ彈藥及ビ類似ノ硝酸合成功物、ダイナマイト、爆發性ゼラチン、セルロイド、カーボナイト、綿火藥、無煙火藥、紐狀火藥、ピクリン酸及ビ類似ノ硝酸化合物、綠酸鹽合成功物、電酸鹽、爆發物ト共ニ用ヒラル、信管又ハ發射物、彈丸、花火、石腦油其他ノ強揮發性又ハ燃熱性コールタール製品、精製石油、ガソリン其他ノ強揮發性又ハ燃燒性石油製品、アセチレン、カルシウム、カーバイト、黃磷、硝石、硫黃、危險物ヲ形成スルニ足ル分量ニテ右ノ内ノ或モノヲ含有スル物品又ハ工部局ヨリ時々指定スル以上ノ分量ノ危險性又ハ燃燒性ノ物品。

本附則ノ規定又ハ前記鑑札ニ示ス條件ニ違反スル者ハ銀三百弗以下ノ科料又ハ三ヶ月以下ノ拘留又ハ前記ノ限度内ニ於イテ科料、拘留兩刑又ハ其者ノ服従スベキ法律ノ命ズル罰金ニ處セラルベシ。

第三十六條 交通規定 (Traffic regulations)

何人ト雖モ租界内又ハ租界外ノ工部局道路、若クハ路地ニ於ケル交通整理ノ爲メ、工部局ガ制定シタル規定ニ故意ニ違反スル者ハ、銀二十五弗以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラルベシ。又車輛又ハ動物ヲ管理シテ粗忽ニ車輛ヲ運轉若クハ牽引シ、又ハ動物ヲ牽引若クハ騎乗シ、又ハ公衆ニ危険ヲ及ボス如キ速力若クハ方法ニテ運轉、牽引若クハ騎乗スル者及び故ナク騒音ヲ發シ若クハ騒擾ヲ起シ、又ハ故意ニ交通ノ妨害ヲナシ又ハ當然妨害ト認ムベキ行爲ヲナス者ハ、銀百弗以下ノ罰金若クハ科料ニ、若シ之ガ支拂ヒヲ怠ルトキハ一箇月以下ノ禁錮ニ、又ハ其者ノ服従スベキ法律ノ命ズル罰金ニ處セラルベシ。

第三十七條 武器ノ携帶 (Carrying arms)

租界内ニ於イテハ條約國ノ陸海軍人、外交官、領事官、正式ニ任命セラレタル工部局吏員及ビ制服ヲ着シ又ハ任務ニ就ケル義勇隊員ノ外、何人ト雖モ豫メ工部局ヨリ鑑札又ハ許可證ヲ得ルニ非ザレバ、如何ナル理由アルモ單ナル運動用以外ノ銃、攻撃用若クハ防禦用ノ武器、彈丸又ハ爆發物ヲ携帶シ又ハ運搬スルヲ得ズ。

本附則ノ規定ニ違反スル者ハ銀三百弗以下ノ罰金又ハ三箇月以下ノ禁錮ニ處セラレ、携帶若クハ運搬シタル銃、攻撃用若クハ防禦用ノ武器、彈丸又ハ爆發物ハ工部局用トシテ沒收セラレ、又ハ犯人ノ服従スベキ法律ノ命ズル罰金ニ

處セラルベシ。

第二十條 現行犯 (Transient offenders)

工部局ノ吏員又ハ代理人及ビ其ノ補助ヲナスコトヲ命ゼラレタル者ハ、本附則ニ違反シタル住所姓名不明ノ者ヲ捕縛シ監禁スルノ權限ヲ有ス。而シテ本附則ノ權能以外ニ何等ノ逮捕狀又ハ其他ノ權力ヲ用ヒズシテ、直チニ最速便ニテ其ノ管轄領事館ニ護送スルモノトス。

第三十九條 領事ノ命ニ服セザル者ニ對スル罰金(Penalty for disobedience of orders
of consuls)

前記ノ如キ妨害又ハ有害ナル結果ヲ來スベキ原因ガ領事ノ命ジタル期間内ニ斷絶又ハ除去セラレザルトキハ、其ノ妨害ノ原因タル業務ノ繼續ニヨリテ利益ヲ得ル者ハ、除去命令ノ期間滿了ノ日ヨリ起算シテ其ノ妨害ガ除去セラル迄毎日銀二十五弗以下ノ罰金ヲ課セラルベシ。

第四十條 附則ニ規定セザル事項 (Bye-Laws)

本附則ニ規定セザル事項ニシテ慣習法ニヨリ犯罪ト認メラル、行爲又ハ不作爲ハ慣例ニ依リ起訴又ハ處罰セラル、モノトス。

第四十一條 罰金ノ即決徵收 (Penalties to be summarily recovered)

本附則ニヨリ課セラル、罰金又ハ科料ハ、其ノ徵收ニ關シ特別ノ規定ナキモノハ、當該領事ニ於イテ即決手續ヲ以

ツテ徵收セラル、モノトス。領事ハ有罪ノ場合、罰金又ハ科料ト共ニ適當ト認ムル費用ヲ支拂ハシムル判決ヲ言渡ス
權限ヲ有ス。

第四十一條 附則ノ公表(Publication of Bye-laws)

本附則ハ印刷スルモノトス。工部局書記長ハ請求アルトキハ無代ニテ納稅者ニ其ノ一通ヲ交付スペシ。又一通ハ工
部局本廳ノ前面又ハ見易キ場所ニ掲示スペシ。

昭和十四年四月二十日印 刷
昭和十四年四月廿五日初版發行
昭和十四年八月十二日再版發行

定價 金臺圓貳拾錢

發編輯兼
行者

杉 村 廣 藏

上海海寧路三〇〇號

印 刷 者
蘆 澤 多 美 次

上海海寧路三〇〇號

印 刷 所
蘆 澤 印 刷 所

上海天潼路二八八號

發 行 所
上 海 日 本 商 工 會 議 所

13° 06' 4"

第一期

上海都市計畫設計圖

東浦

昭和

黃

頭碼江虹

島

市
政
府

星
上
海

江漢路馬場

黃
浦
江

河
港

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道

橋

道



定價 ¥ 1.20